

# 要求文同定論 —要求とは何か？その文は要求を表現しているか？

大森 晃<sup>1,a)</sup>

受付日 2017年9月6日, 採録日 2018年12月4日

**概要：**本論文では、少なくとも以下のような内容を含む「所与の文が要求を表現しているか否かを判別するための言語学的知識」を与えた。(1) 文レベルでの要求概念の定義, (2) 所与の文（特に単文と複文における主節）が要求を表現しているか否かを判別するために必要な言語学的知識, (3) 複文の接続節における要求表現に関する言語学的知識。本論文では上記(1)~(3)の内容からなる言語学的知識を「要求文同定論」という。要求文同定論は、様々な産業において要求に携わる技術者・研究者などの助けになるものと期待できる。そのため本論文では特定の産業分野に限定せずに要求文同定論を提供することを目指した。上記(1)については、日本語モダリティ論を手がかりとして要求とは何かについて考察し、文レベルで要求概念を定義した。上記(2)については、1つのまとまった言語学的知識として「要求の態度」を明らかにした。上記(3)については、どの接続節が要求を表現しえて、どの接続節が要求を表現しえないかに関する言語学的知識を明らかにした。また、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのかに関する言語学的知識も明らかにした。上記(2)と(3)は所与の文（単文と複文）が要求を表現しているか否かを判別するための豊かな言語学的知識を与える。本論文では要求文同定のための言語処理技術についても言及した。さらに擬似要求文について検討し、「疑似要求文同定論」への発展の可能性を示唆した。

**キーワード：**要求獲得, 要求概念の定義, 日本語モダリティ論, 要求の態度, 接続節における要求表現

## Identification Theory of a Requirements-sentence: What is a Requirement? Does the Sentence Express Requirements?

AKIRA OHMORI<sup>1,a)</sup>

Received: September 6, 2017, Accepted: December 4, 2018

**Abstract:** This paper has offered “linguistic knowledge to identify whether a given sentence expresses requirements” that includes at least the following contents: (1) A definition of the concept of a requirement at sentence level, (2) Linguistic knowledge that is necessary to identify whether a given sentence (mainly, a simple sentence and a main clause in a complex sentence) expresses a requirement, (3) Linguistic knowledge about requirement expressions in connective clauses of complex sentences. In this paper, the linguistic knowledge that consists of the contents of the above (1)–(3) is called “the identification theory of a requirements-sentence”. It can be expected that the identification theory is helpful for engineers, researchers, etc. who are engaged in requirements in various industries. Therefore, this paper has aimed at offering the identification theory of a requirements-sentence, without limiting to a specific industrial domain. About the above (1), this paper has considered what a requirement is, with Japanese modality theory as a clue, and it has defined the concept of a requirement at a sentence level. About the above (2), this paper has clarified “mental attitudes of requirement” as unified linguistic knowledge. About the above (3), this paper has clarified linguistic knowledge about what kind of connective clause can express a requirement and about what kind of connective clause cannot express a requirement. In addition, it has also clarified linguistic knowledge about what situation the connective clause that can express a requirement expresses a requirement in. The above (2) and (3) give rich linguistic knowledge to identify whether a given sentence (a simple sentence and a complex sentence) expresses requirements. This paper has also mentioned some language processing technologies to identify a sentence which expresses requirements. Furthermore, this paper has investigated pseudo requirements-sentences, and it has suggested the possibility of the development to “the identification theory of a pseudo requirements-sentence”.

**Keywords:** requirements elicitation, definition of the concept of a requirement, Japanese modality theory, mental attitudes of requirement, requirement expressions in connective clauses

## 1. はじめに

あらゆる産業（たとえば、情報通信業、建設業、製造業、教育・学習支援業、医療）において、要求は既存の物事の改善、新しい物事の発案にとって重要な契機となることから、要求を把握することは非常に重要な活動として位置づけることができる。大塚ら [1] も、『「要求を知る」』すなわち、何が求められているのかを認識するということは社会のあらゆる局面で必要とされている。それは、現状の問題点を探り、改善するという問題解決のプロセスには『要求を知る』ことが重要だからである」と、要求を把握することの重要性を指摘している。たとえば、要求という概念を工学的研究の中心に据えているソフトウェア要求工学においては、要求を把握すること、言い換えれば、要求獲得が重要な課題の1つになっている [2], [3]。また、ソフトウェア品質管理の分野には、顧客満足の点から、ソフトウェア要求を開発過程に一貫して反映させていくためのソフトウェア品質展開アプローチがあり [4], [5]、このアプローチにおいて要求獲得は重要な位置づけにある。

要求の情報源の1つとして、アンケート調査における自由回答文というテキストがある [1], [6], [7], [8], [9]。また今後は、大規模で電子的な情報資源である WWW 上のウェブページ内のテキストが、要求の情報源の1つとして貴重な存在になってくるであろう。なぜならば、WWW 上の口コミサイト、Q&A サイト、SNS、ブログなどを通じて、一般のウェブユーザが諸種の物事（たとえば、マンション、PC、学習塾、いじめ、薬害）にかかわる情報を発信する機会が増えており、それらの情報のなかには諸種の物事に対する要求も含まれているからである。特に、ある物の利用者や、あることへの関係者を特定できず、その利用者や関係者から直接的に要求を聞くことができない状況では、ウェブページ内のテキストは要求の情報源としてますます貴重な存在になるはずである。そのほか、要求の情報源として「要求獲得会議」[10]の音声記録の反訳テキストなども考えられる。

そのような要求の情報源となるテキストを利用して要求を把握するにあたっては、テキストに記述されている個別の文から要求を抽出するという作業が必要であり、その前段においては、個別の文が要求を表現しているか否かを判別する作業が必要になる。

要求抽出に関連する技術研究として、金山ら [9] は文集合から要望表現（要望を表現する文）を自動抽出する技術を研究し、社内システムに関するアンケート調査から得られた回答文を利用して要望表現抽出の評価実験を行っている。

る。ただし、抽出対象としている要望表現の中心的概念である要望という概念の定義は与えられていない。

文からの要求抽出に関連する手法研究として、内山ら [8] は道路計画に関するアンケートにおける自由回答文を対象にして、要求文（要求を表現する文）の認定手法を提案している。ある回答文が「～してほしい」という形の文に言い換え可能であるとき、それを要求文であると判定するというのが彼らの認定手法である。ただし、どんな基準によって言い換え可能であると判断するのかが不明である。そのうえで彼らは、要求文を「～について、～してほしい」の形の文に言い換えることによって要求を同定する手法を提案している。ただし、彼らの研究では要求文の認定手法や要求の同定手法が提案されてはいるが、そもそも要求とは何か明確にされていないし、「～について、～してほしい」という形の文において、どの部分を要求として同定するのも定かではない。

また、大塚ら [1] と乾ら [7] も道路計画に関する自由回答アンケートにおける回答文を対象にして、内山ら [8] と同様の要求文認定手法を提案している。ただし、内山ら [8] と同様に、どんな基準によって言い換え可能であると判断するのかが不明である。これらの研究では要求の同定手法には言及していない。もっぱら要求文の認定手法について、機械学習による「客観性」の検証、被験者3人の実験による「再現性」の検証、および被験者2人の実験による「有効性」の検証を試みている。ただし、これらの研究でも要求概念の定義は与えられていない。

文集合から要求文を抽出する技術、所与の文が要求を表現しているか否かを判別する手法、要求を表現している文から要求を同定する手法といった、要求の抽出に関連してこれまで行われてきた方法論研究（手法や技術の研究）[1], [7], [8], [9] では、共通して、要求の概念規定が示されていない。そのため、まずは要求とは何であるかが曖昧である。そして、これに起因して、所与の文が要求を表現しているか否かの判別に疑問が残る。つまり、要求概念の定義がなく、したがって要求とは何かについての共通認識がないところでは、第三者からすれば、要求文だと判別された文が本当に要求を表現している文であるのかどうかという疑問が生じるし、当該文が本当に要求を表現しているのかどうかを確認する術もないのであるから、その疑問が払拭されることはない。要求概念の定義をとまなわないこれまでの方法論研究 [1], [7], [8], [9] については、これらの問題点に起因して、その研究内容に対して第三者からの信用を得にくい状況となっており、大きな問題をかかえている。

ここで、これまでの方法論研究 [1], [7], [8], [9] のうち、内山ら [8]、大塚ら [1] と乾ら [7] については、所与の文が「～してほしい」という形の文に「言い換え可能」であることをもって、当該文を要求文であると判定することから、要求概念の定義は与えてはいるが、要求文の定義は与えて

<sup>1</sup> 東京理科大学  
Tokyo University of Science, Katsushika, Tokyo 125-8585,  
Japan

a) ohmori-a@nyc.odn.ne.jp

いるとする見方もあるかもしれない。しかしながら、「言い換え可能」の判断基準が不明である以上、やはり第三者からすれば、要求文だと判定された文が本当に「言い換え可能」であるのかどうかを確認する術がなく、依然として、要求文の判別について、払拭されることのない疑問が残る。

テキストや個別の文からの要求抽出を目指した研究を行うにあたっては、このような曖昧さに起因する疑問を極力解消して研究内容に対する信用を得やすくするために、要求の概念規定を明示しておくことは非常に重要なことであると考えられる。

これまでの方法論研究 [1], [7], [8], [9] は、文の話し手の要求のみを要求抽出の視野に入れてきた。しかしながら、文の話し手は、自分の要求（話し手の要求）を述べる場合もあれば、他者の要求を参照したり引用したりして、他者の要求を代弁したり伝達したりする場合もある。そうすると、話し手の要求だけでなく他者の要求も要求抽出の視野に入れていくことが求められる。そのため、要求の概念規定においては、話し手の要求、他者の要求という双方の要求を含むことが求められる。いうまでもなく、これまでの方法論研究 [1], [7], [8], [9] は、他者の要求について何ら言及することはなく、他者の要求を要求抽出の視野には入れてこなかった。

さらに、文には単文もあれば複文もあり、複文の接続節 [11]\*<sup>1</sup>において要求が表現される可能性を否定できないにもかかわらず、これまでの方法論研究 [1], [7], [8], [9] は、複文の主節における要求表現は要求抽出の視野に入れていたようであるが、複文の接続節における要求表現は視野に入れてこなかった。複文の接続節にも要求が表現される可能性がある以上、単文に表現される要求や、複文の主節に表現される要求はもちろんのこと、複文の接続節に表現される要求も要求抽出の視野に入れていくことが求められる。

前述のとおり、テキストからの要求抽出にあたっては、テキストに記述されている個別の文から要求を抽出するという作業が必要であり、その前段においては、個別の文が要求を表現しているか否かを判別する作業が必要になる。テキストからの要求抽出を目指すこれまでの研究は、前述のような問題や限界をかかえながらも、この判別作業の助けとなるような方法論研究 [1], [7], [8], [9] を目指してきた。しかしながら、上記のとおり、話し手の要求、他者の要求という双方の要求を含むような要求の概念規定が求められ、単文に表現される要求や、複文の主節に表現される要求はもちろんのこと、複文の接続節に表現される要求も要求抽出の視野に入れていくことが求められるなか、テキストからの要求抽出を目指す研究を着実に進めていくためには、早計に方法論研究を行うのではなく、上記の判別作業の助けとなるような「所与の文が要求を表現しているか否

かを判別するための言語学的知識」を整えていくことの方が先決であると考えられる。いうまでもなく、この言語学的知識は少なくとも以下のような内容を含む必要がある。

(1) 文レベルでの要求概念の定義。

(2) 所与の文（主に単文と複文における主節）が要求を表現しているか否かを判別するために必要な言語学的知識。

(3) 複文における諸種の接続節における要求表現の可否や、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのか、に関する言語学的知識。

上記 (1) は、上記 (2) と (3) の言語学的知識を整えていく際の出発点として必須である。上記 (2) は、所与の文が要求を表現しているか否かを判別する手法や技術とは異なり、要求の抽出に関連するこれまでの研究では明らかにされていない。上記 (3) は、上記 (2) と併合して、所与の文が接続節を含めて要求を表現しているか否かを判別するためのより豊かな言語学的知識を整えるために、重要な知識である。

本論文では、上記 (1)～(3) の内容を含む言語学的知識を与えることを主な目的とする。本論文では、この言語学的知識を「要求文同定論」という。要求文同定論は、様々な産業において要求に携わる技術者・研究者などの助けになるものと期待できる。そのため本論文では、特定の産業分野に限定せず、要求文同定論を提供することを目指す。

以下、2章では、日本語モダリティ論を足がかりとして要求とは何かについて考察し、話し手の要求と他者の要求の双方を含むように、文レベルで要求概念の定義を与える。これは上記 (2) と (3) の言語学的知識を提供していくための出発点となる。3章から7章では上記 (2) の言語学的知識を与える。3章では、日本語モダリティ論に基づいて、どのような心的態度を帯びる文が話し手の要求を表現する文であると判別できるかを明らかにする。4章では「話し手の要求の態度」という言語学的知識を提供する。これは所与の文（主に単文と複文における主節）が話し手の要求を表現しているか否かを判別するために必要な、1つのまとまった知識である。5章では、日本語モダリティ論の枠を超えて、引用なしで話し手が他者の要求を表現する文について考察し、「他者の要求の態度」という言語学的知識を提供する。これは、所与の文（主に単文と複文における主節）が話し手以外の他者の要求を表現しているか否かを判別するために必要な、1つのまとまった知識である。6章では、体言止めの文が帯びる態度をどう理解するかについて言及する。7章では、「話し手の要求の態度」と「他者の要求の態度」について、まとめを行う。本論文では、双方の態度を総じて「要求の態度」と呼ぶ。

8章では上記 (3) の接続節における要求表現に関する言語学的知識を整えることの必要性について論じ、本論文で扱う接続節の種別について述べたうえで、上記 (3) の言語学的知識を与える。そこでは、主として要求の態度という

\*<sup>1</sup> 益岡ら [11] によれば、複文における主節以外の節は、一括して接続節と呼ばれる。

言語学的知識を利用し、場合によっては要求概念の定義に基づいて、それぞれの接続節が要求を表現しうるのか否か、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのかを明らかにする。

9章では要求文同定システム（要求文を同定するための情報システム）の構築に向けて課題となる言語処理技術に言及する。10章では、諸々の口コミサイトや、イベントなどのアンケート調査結果の公開ウェブページでの出現が見込まれる文であって、要求概念の定義に従えば要求文ではないが、ある前提のもとでは一種の要求文であると解釈可能な文について検討する。そして、話し手の疑似要求や、疑似要求文という概念を導入し、「疑似要求文同定論」への発展・拡張の可能性を示唆する。11章では、本論文のまとめと今後の課題について述べる。

## 2. 要求概念の定義

要求という概念を工学的研究の中心に据えているソフトウェア工学においては、ソフトウェア要求という概念について定義が与えられているものの [2], [12], [13], 「要求とは何かという一般的な定義がない」との認識がある [13]。本論文では、特定の産業分野に限定せずに要求文同定論を提供することを目指していることから、できるだけ一般的な要求概念の定義が求められる。

直観的に、人が心内にかかえる要求を文によって表出する際には、その要求をまさに要求であるとしてとらえているという態度（心的態度、モダリティ）を添えて文表現を行うものと考えられる。そこで本章では、益岡 [14] の日本語モダリティ論を足がかりとして、これを概観しつつ、文レベルで要求とは何かについて考察し、要求概念の定義を与える。

### 2.1 文における事態と話し手の態度

益岡 [14] によれば、文は意味的には事態（広義の出来事）を表す領域と話し手の態度（事態のとらえ方、文の述べ方）を表す領域からなる。さらに、文は事態を表すことから文全体の意味のなかから事態を表す意味領域を取り出すことができ<sup>\*2</sup>、文の意味から事態を表す領域を取り出した残りの意味領域は事態とは切り離された話し手の何らかの態度を表すものとなり、これにより文の意味的構成構造に事態を表す領域と話し手の態度を表す領域という2つの領域が見出される。

ここで本論文では、話し手、聞き手、発話という用語を慣例的に用いるが、書かれた文を対象にしていることから、これらの用語はそれぞれ書き手、読み手、記述をも意味するものとする。また、発話という用語は、口頭発話だけでなく、心の中での思考（つまり、心内発話）も意味するものとする。

のとする。

文における事態と話し手の態度を具体的に理解するために、以下の文例 [14] を見てみよう<sup>\*3</sup>。

文例 1：ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだよ。

本文例においては、「昨夜激しく雪が降った」（本文例の波線部）が事態を表す領域であり、「ねえ、どうやら……ようだよ」が話し手の態度を表す領域である [14]。確かに「昨夜激しく雪が降った」は出来事を表しており、事態を表す意味領域であると認められる。話し手の「ねえ……よ」という表現は文の述べ方を表しており、「どうやら……ようだ」という表現は事態のとらえ方を表しており、結果として「ねえ、どうやら……ようだよ」が話し手の態度を表す意味領域であると認められる。本文例を通じて、話し手の態度のうち、文の述べ方は聞き手に対する話し手の心的態度であり、事態のとらえ方は事態に対する話し手の心的態度であると理解できる。

なお、文例 1 に描かれている事態には、時間軸上で当該事態が位置する「昨夜」という時間の表現が含まれている。一方、「激しく雪が降った」という事態には時間の表現は含まれていない。本論文では、前者のように時間の表現を含めて表現される事態を時間指定のある事態、後者のように時間の表現を含めないで表現される事態を時間指定のない事態と呼ぶ。

本論文では、8.3 節で接続節における要求表現の可否などを検討していく際に、主節に描かれる事態と接続節に描かれる事態との時間的な前後関係に関する考察や論述の煩雑さを避けるために、主として時間指定のない事態を対象にする。

### 2.2 要求概念の考察

日本語文には事態の望ましさを表す表現を含むものがある。たとえば以下の文例 [14] を見てみよう。

文例 1：両氏が交代する場合は、「挙党態勢」構築を目指し、規模の大きい橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、……。

まず、本文例をもとに、事態をとらえる当事者、事態の望ましさを判断する基準時について論述する。

本文例においては、引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態（本文例の波線部）を、当該事態をとらえる当事者が「望ましい」とする表現が含まれている。通常、文に描かれている事態をとらえる当事者は、当該文の話し手である。しかしながら、本文例のように引用によって表現されている事態については、文の話し手以外がそれをとらえる当事者になることがある。本文例では、当該事態をとらえる当事者は、文の話

<sup>\*2</sup> すべての文が事態を表すわけではなく、益岡 [14] は考察の対象を広義の出来事（事態）を表す文に限定している。本論文の考察対象も事態を表す文に限定する。

<sup>\*3</sup> 本論文では、文献から引用した文例については参考文献を明記する。参考文献を明記していない文例は、特に断らない限り自作の文例である。

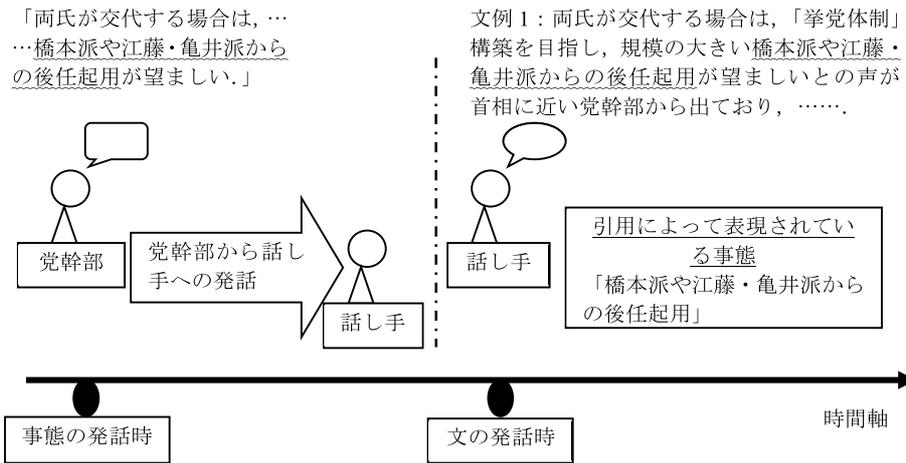


図 1 文の発話時と事態の発話時

Fig. 1 The time of utterance of the sentence and the time of utterance of the affair.

し手ではなく、「首相に近い党幹部」である。

また図 1 に示すように、本文例 (図 1 の右上側参照) において引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態 (図 1 の右下側参照) が時間軸上で最初に発話された時点 (以下、「事態の発話時」と呼ぶ) は、「首相に近い党幹部」が「両氏が交代する場合は、……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい。」と発話した時点 (図 1 の左側参照) であり、当該文の発話時より前である。

このように、文中で引用によって表現されている事態については、事態の発話時と文の発話時が異なる場合がある。このような場合、事態が引用によって表現されていることから、事態の望ましさは、文の発話時を基準にしてではなく、当該事態の発話時に遡って判断するのが適当である。言い換えれば、事態の望ましさを判断する基準時を、文の発話時ではなく、当該事態の発話時とするのが適当である。

本文例についていえば、引用によって表現されている「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態の望ましさは、当該文の発話時を基準にして「望ましかった」と判断するのではなく、「首相に近い党幹部」が「両氏が交代する場合は、……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい。」と発話した時点 (つまり、当該事態の発話時) を基準にして「望ましい」と判断するのが適当である。

一方、「ねえ、どうやら昨夜激しく雪が降ったようだ。」(2.1 節の文例 1) という文では、「昨夜激しく雪が降った」という事態 (波線部) は引用によって表現されたものではない。そして、当該事態をとらえる当事者は話し手である。つまり、当該文は話し手がとらえる事態を引用によらないで表現している。したがって、当該事態が時間軸上で最初に発話された時点 (つまり、当該事態の発話時) は、当該文の発話時である。このように、文中で引用によって表現されていない、話し手がとらえる事態については、事態の発話時と文の発話時とは同じである\*4。このような場合、

文例 1: 両氏が交代する場合は、「挙党体制」構築を目指し、規模の大きい橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、……。

事態の望ましさを判断する基準時は、文の発話時であっても、事態の発話時であってもよい。

以上のことから、文中で引用によって表現されている事態の望ましさ、文中で引用によって表現されていない事態の望ましさとの双方を統一的に扱えるようにするためには、事態の望ましさを判断する基準時を、当該事態の発話時にするのが適当である\*5。本論文では文の発話時よりも事態の発話時の方が重要な概念であり、これ以降、単に発話時と表現する場合、それは事態の発話時を意味するものとする。いうまでもなく、発話時という表現は、文の発話時と事態の発話時の双方を意味する場合もある。

以下では、文に描かれている事態のうち、当該事態をとらえる当事者にとって発話時に望ましい事態が要求抽出や要求獲得の対象になりうるという立場にたって、発話時にどんな条件を満たす事態が要求と見なせるかについて考察する。

まず、所与の文に描かれている事態が発話時にすでに実現している場合、そのような事態を要求と見なすことは適当とは思われない。当該事態が要求と見なせるためには、それが発話時に未実現であることは必須であると考える。

ここで、発話時における事態の未実現性が、発話時における事態の望ましさと何らかの依存関係にあるように思えるかもしれないが、発話時に望ましい事態が必ずしも発話時に未実現の事態であるとは限らないということに注意しておく。たとえば以下の文例を見てみよう。

文例 2: 君が募金活動に協力したのは望ましいことだ。

本文例では、「君が募金活動に協力した」という事態が話し手にとって発話時に望ましいこととしてとらえられてい

\*4 5.1 節 (「引用なしで他者の要求を表現する要求文」) の論述から分かるように、文中で引用によって表現されていない事態であっても、当該事態をとらえる当事者が話し手以外の他者である場合には、事態の発話時と文の発話時とが同じであるとは限らない。

\*5 これによって、他者の要求を話し手が伝える文を、要求文として要求文同定論の枠内に取り込むことが可能になる (主に 5 章「他者の要求」、付録の A.3.3「引用節 (引用の形式をとる補足節)」を参照)。

る。しかしながら、当該事態は発話時を基準にして過去の事態であり、つまりすでに実現している事態であり、話し手にとって発話時に未実現ではありえない。

そして、明らかに、発話時に未実現の事態が必ずしも発話時に望ましい事態であるとは限らない。したがって、所与の文に描かれている事態が、発話時に、望ましい事態であるという条件と未実現の事態であるという条件は別ものである。

所与の文に描かれている事態が発話時に当該事態をとらえる当事者にとって望ましい未実現のことであれば、当該事態は当該当事者の要求と見なせる可能性が高いように思える。しかしながら、当該事態を実現する主体が発話時に存在しない場合、そのような事態を要求と見なすことは適当とは思われない。当該事態が要求と見なせるためには、それを実現する主体（以下、「**事態の実現主体**」と呼ぶ）の存在が発話時に不可欠であると考えられる。

ただし、事態の実現主体が存在すればよいというわけではない。以下の文例 [14] を見てみよう。

**文例 3:** 早く涼しくなればいいなあ。

本文例に描かれている事態は「早く涼しくなる」であり、当該事態をとらえる当事者は話し手である。話し手の態度（事態のとらえ方＋文の述べ方）を表す「ればいいなあ」（ればいい＋なあ）の「ればいい」から、当該事態は話し手にとって発話時に望ましいことであり未実現であると理解できる。ここで、発話時に当該事態の実現主体として自然を認めることができるが、自然は意志を持たない<sup>\*6</sup>。このような場合、当該事態を要求と見なすことは適当とは思われない。所与の文に描かれている事態が発話時に当該事態をとらえる当事者にとって望ましい未実現の事態である場合、当該事態が要求と見なせるためには、その実現主体として**意志を持つ主体**（個人、集団、組織など）が発話時に存在することが必要であると考えられる。

事態の望ましさを表す「望ましい」などの語彙的表現に対し、事態の望ましさを表す文法的な表現形式がある [14]。それらを以下に示す。上記文例 3 における「ればいい」という表現が事態の望ましさを表すものであることが、下記の (2) から理解できよう。

(1) べきだ。

(2) 「よい」、「いけない」を中核要素として含む形式：{れば／ほうが／ても／なくても} よい<sup>\*7</sup>、{なければ／ては} いけない、{なければ／ては} ならない。

(3) 「形式名詞＋だ」で表される形式：{の／こと／もの}

<sup>\*6</sup> ここでは文例 3 を「屋外が早く涼しくなればいいなあ。」との意味でとらえている。一方、「室内が早く涼しくなればいいなあ。」との意味でとらえることもできる。この場合には当該事態の実現主体としてエアコンのような「室内を早く涼しくする人工物」を認めることができるが、やはりそれも意志を持たない。

<sup>\*7</sup> 以下、{文字列 1 / …… / 文字列 N} の表記は文字列 1～文字列 N のどれか 1 つを意味する。

だ。

(4) ざるをえない、しかない。

ここで、上記 (2) で列挙した事態の望ましさを表す表現形式である「てもよい」の特殊性を明らかにするために、以下の文例 [14] を見てみよう。

**文例 4:** あなたから伝えてもらってもよい。

本文例に描かれている事態は、「あなたから伝えてもらう」であり、当該事態をとらえる当事者は話し手である。話し手は当該事態を発話時に望ましいこととしてとらえている。また発話時に、当該事態は話し手にとって未実現であり、さらに当該事態の実現主体として、意志を持つ聞き手の存在も認められる。しかしながら、本文例は発話時に当該事態の実現を聞き手に「求めている」ことを意味するものではなく、聞き手に「許可する」ことを意味している<sup>\*8</sup>。このことは、表現形式「なくてもよい」についてもあてはまる。

発話時に話し手が実現を「許可する」事態を積極的に要求と見なすことは適当とは思われない。所与の文に描かれている事態が発話時に当該事態をとらえる当事者にとって望ましい未実現の事態であり、その実現主体として意志を持つ主体が発話時に存在する場合、当該事態が要求と見なせるためには、発話時に当該当事者が当該事態の実現を当該実現主体に「求めている」ことが必要であると考えられる。

以上で、本節における要求概念の考察を終える。

なお、益岡 [14] は「責任を認めなさい。」、「責任を取りなさい。」という文を「要求型の文」とし、「責任を認めるべきだ。」、「最後はあなたが責任を取ったほうがよい。」という文は「行為の勧めを表す間接的な要求型」とでも呼ぶべき発話類型であるとしている。また、表現形式「のだ」は事態の望ましさを表す用法において、「要求表現の機能」を持つと述べている。しかしながら、要求とは何かについては言及していない。

## 2.3 要求とは

前節の考察に基づき、文レベルで、要求という概念を以下のように定義する。そのうえで、要求を表現している文を**要求文**と呼ぶことにする。ここで、本定義における「発話時」という概念は、事態の発話時を意味することを改めて注意しておきたい。そして、「発話時」という概念は、場合によっては事態の発話時と文の発話時の双方を意味することがあるということも注意しておきたい。

### 〈要求概念の定義〉

要求とは、文に描かれている事態のうち、発話時に以下の 4 つの条件を満たす事態である。

**条件 1:** 当該事態は、それをとらえる当事者にとって望

<sup>\*8</sup> 益岡ら [11] も、「動詞テ形＋も {いい／かまわない}」という表現形式を許可の態度を発話時に帯びる文（ある動作が他の動作と同じく容認可能であることを相手に指摘する文）の特徴的な表現形式ととらえている。

ましい事態である。

**条件 2**：当該事態は、当該当事者にとって未実現である。

**条件 3**：当該事態の実現主体として、個人、集団、組織など、意志を持つ主体が存在する。

**条件 4**：当該当事者は、当該事態の実現を、当該事態の実現主体に求めている。

一般に、ある概念を定義する際、日常的な概念あるいは学術的な概念を用いざるをえない。学術的な概念は、その意味について共通理解を得やすいと思われるが、意味的に曖昧さを含まないとは必ずしもいえない。日常的な概念については、なおさらである。したがって、ある概念の定義が若干の曖昧さを含むことは避けて通れない。このことは、上述した要求概念の定義についてもあてはまる。

さらに、ある概念 X を規定する定義の中で X という概念そのものを用いていけば、その定義は再帰的である。再帰的な定義がつねに問題であるとは限らないが、概念 X を、よく定義されていない概念 X を用いて、あるいは未定義である概念 X を用いて定義するような再帰的な定義は、概念 X を定義していることにはならないために概念 X の定義としては認められず、避ける必要がある。たとえば、葦原ら [15] は「要求・要望を次のように定義する」とし「述語が要求・要望する相手の行動を示し、その行動を話者が望んでいるモダリティを持つ」としている。この定義は、「要求・要望」という概念を定義するにあたって、よく定義されていない「要求・要望」という概念を用いた再帰的な定義となっている。この点、上述した要求概念の定義は、このような再帰的な定義にはなっていない。

岡本 [16] は、Searle [17] の言語行為論に触れ、話し手の要求 (request) という言語行為が行われるための条件に言及する一方で、要求 (request) という言語行為にかかわる疑問について論じている。そのうえで岡本 [16] は「依頼、勧め、命令など、話し手が聞き手に特定の行動をするようにし向けることを行動指示と呼ぶ。要求はその一部だが、……話し手が利益を得ることを意図する場合全体を指すことにする。……」なお、要求の言語行動は、単に要求内容を述べるだけでなく「……」とし、話し手の「言語行動」として要求という概念を独自に規定している。

Searle [17] にしても岡本 [16] にしても、話し手の言語行為や言語行動として要求という概念を規定している。さらに、彼らは「要求内容」<sup>\*9</sup>の表現者を話し手に限定し、その実現主体を聞き手に限定している。これに対して本論文は、話し手に限定せず、言語行為や言語行動ではなく、話し手を含めた誰かの「要求内容」として要求という概念を定義している。そして「要求内容」の実現主体も聞き手に限定し

ていない。つまり本論文では、話し手を含めた誰かから誰かへの「要求内容」として要求という概念を定義している。

要求の抽出や獲得という点からすれば、言語行為や言語行動としての要求ではなく、「要求内容」を要求として抽出したり獲得したりする方が自然である。また、話し手から聞き手への「要求内容」に限らず、話し手を含めた誰かから誰かへの「要求内容」を抽出対象や獲得対象とするのは一般性も有している。

ここで、2.2 節で示した文例 1 を再掲し、当該文例に描かれているある事態に着目し、それが要求であると判別できるかどうかを要求概念の定義に沿って検討してみよう。

**文例 1** (2.2 節の文例 1)：両氏が交代する場合は、「拳党態勢」構築を目指し、規模の大きい橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、……。

本文例における「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態 (本文例の波線部) に着目する。「……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましいとの声が首相に近い党幹部から出ており、……。」とあることから、「首相に近い党幹部」が「……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい」と発言したものと理解できる。したがって、当該事態をとらえる当事者は「首相に近い党幹部」である。また、「首相に近い党幹部」にとって、発話時に当該事態は望ましい事態であり (条件 1)、未実現である (条件 2)。当該事態の実現主体は本文例では明示的ではないが、「……橋本派や江藤・亀井派……首相に近い党幹部……」を手がかりとして、発話時に自由民主党という意志を持つ主体が存在することを推認できる (条件 3)。そして、「……橋本派や江藤・亀井派からの後任起用が望ましい……」との表現は、「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態について発話時に「そうあってほしい」の意を表すと読み取れることから、「首相に近い党幹部」は「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態の実現を発話時に自由民主党に求めている (条件 4)。以上の検討から、「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という事態を「首相に近い党幹部」の要求であると判別できる。

### 3. 話し手の態度と要求文

仁田 [18] の日本語モダリティ論、益岡ら [11] の日本語文法論においては、文の発話時における話し手の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけなど、諸種の態度が認められている<sup>\*10</sup>。本章では、要求概念の定義に照らして、発話時

<sup>\*9</sup> ここでの「要求内容」は、Searle [17] の言語行為論においては、要求 (request) という言語行為が含む命題内容に相当するものと考えられる。この命題内容は、本論文では文に描かれている事態に相当する。

<sup>\*10</sup> 2.1 節冒頭で述べたように「文は意味的には事態を表す領域と話し手の態度を表す領域からなる」という文の見方によって、仁田 [18]、益岡ら [11] における文例を見る限り、論述の対象になっている事態が、引用を内包する形で表現されている場合はあっても、引用によって表現されている場合は見当たらないし、話し手がとらえる事態であるので、彼らがいうところの「文の発話時」は、本論文で導入した「事態の発話時」でもある。

にどの種の態度を帯びる文が要求文であると判別できるかを明らかにする。

### 3.1 命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度

仁田 [18] は話し手の態度として、働きかけ、表出などをあげ、発話時に働きかけ、表出の態度を帯びる文では、そこに描かれている事態は、話し手にとって未実現のことであり実現が望ましい事態であるとしている。話し手にとって実現が望ましい事態は、当然ながら、話し手にとって望ましい事態である。

このように、発話時に働きかけ、表出の態度を帯びる文に描かれている事態は、話し手にとって望ましい未実現のことであり、要求であるための条件1と条件2をすでに満たしている。したがって、発話時に働きかけ、表出の態度を帯びる文は、当該事態を実現する意志を持った主体が存在すること（要求であるための条件3を満たすこと）、および話し手が当該事態の実現をその主体に求めていること（要求であるための条件4を満たすこと）が明白であれば、要求文であると判別できる。

働きかけは、話し手が相手たる聞き手に話し手自らの要求の実現を働きかけ訴えかけるといった態度を表すものである [18]。ここで、「話し手が……聞き手に……要求の実現を働きかけ訴えかける」とあることから、発話時に働きかけの態度を帯びる文については、そこに描かれている事態を実現する意志を持った主体として聞き手が存在することが明白である。また、話し手が聞き手に当該事態の実現を求めていることが明白である。したがって、発話時に働きかけの態度を帯びる文は要求文であると判別できる。

働きかけには、その下位の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけがある [18]。話し手の態度として、このような命令、依頼、禁止、誘いかけの態度を発話時に帯びる文は、発話時に働きかけの態度を帯びる文の一種であるので、要求文であると判別できる。

一方、表出の下位の態度としては意志、希望、願望が存在する [18]。ここで、仁田 [18] には意志という態度の説明が見当たらないが、益岡ら [11] によれば、発話時に意志の態度を帯びる文は、たとえば「じゃ、私は先に行きます。」のように、話し手がある動作を行う意志を相手に告げる文である。このような文は、事態の実現を誰かに求めているわけではないので、要求文ではない。

希望の態度については以下のように説明できる [18]。

**希望：**話し手自身にかかわる事態の実現を希望する、あるいは他者がある事態を実現することを希望する。代表的な表現形式には、「～したい」、「～してほしい」、「～してもらいたい」がある。

この説明から、発話時に希望の態度を帯びる文については、そこに描かれている事態を実現する意志を持った主体として話し手あるいは話し手以外の他者が存在することが

明白である。また「希望する」という表現は「(事態の実現を) 願望する」の意を表す言い方であり、話し手が当該事態の実現をその主体に求めていることが明白である。したがって、発話時に希望の態度を帯びる文は要求文であると判別できる。

発話時に願望の態度を帯びる文では、話し手の事態成就への願望が表現されるが、事態を実現する自己制御性を持った主体の存在が認められない [18]。ここで自己制御性とは、動きの主体が、動きの発生・遂行・達成を自分の意志でもって制御することができる、といった性質である。このように、発話時に願望の態度を帯びる文では事態を実現する意志を持った主体の存在が認められないことから、当該文は要求文ではない。

なお、希望の態度を表す表現形式である「～したい」、「～してほしい」、「～してもらいたい」などのタ形、つまり「～したかった」、「～してほしいかった」、「～してもらいたかった」などの表現形式を述語とする文は、以下に述べるように要求文ではない。つまり、そのようなタ形の表現形式は発話時に希望の態度を表出するものではなく、そのようなタ形の表現形式によって発話時に文が希望の態度を帯びることはない。

以下の文例を見てみよう。

**文例 1：**肩を揉んでほしかった。

本文例からは、そこに描かれている「(聞き手が話し手の) 肩を揉む」という事態が、発話時を基準にして過去のある時点において未実現であったことが読み取れる。しかしながら、当該事態が発話時においても未実現であるかどうかについては、本文例から判断することはできず不明である\*11。発話時において未実現性が不明な事態は、要求であるための条件を満たしていないので要求にはなりえず、本文例は要求文ではない。

同様の論法によって、以下の文例も要求文ではない。

**文例 2：**韓国人男性と結婚したかった。

**文例 3：**お母さんに褒めてもらいたかった。

参考のため、命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を発話時に帯びる文例 [18] を見ておこう。

**文例 4 (命令)：**つまらん心配はしないで早く行け。

**文例 5 (依頼)：**あなたはやく帰ってきてちょうだい。

**文例 6 (禁止)：**生意気を言うな。

**文例 7 (誘いかけ)：**やりましょう、松田さん、熊谷さん。

**文例 8 (希望)：**千葉へいってもらいたい。

これらは要求文である。そして、これらの各文例において要求であると判別できる事態（つまり、**要求に相当する事態**）は、それぞれ「(聞き手が) 早く行くこと」、「あなたがやく帰ってくること」、「(聞き手が) 生意気を言わない

\*11 文例 1 の後に、「昨日、ようやく揉んでもらえた。」との文脈補充が可能であるし、「それなのに、いまだに揉んでももらえていない。」との文脈補充も可能である。

こと」,「話し手,松田さん,熊谷さんがやること」,「(聞き手が)千葉へいくこと」である\*12。ここで,要求に相当する事態の表現において文末で「こと」を用いているのは,日本語の「こと」という名詞が概念的に構築された事態を表す「事態名詞」であり[14],これを付加することで要求が事態であることを強調できるからである。

ここで,文例6(禁止)について補足しておく。本文例における「言うな」は言わないことを命じており,「言うな」の「な」は事態の否定化と命令を一挙に表している形式である[18]。このことから,本文例では「生意気を言う」という事態が描かれてはいるが,それは表層的であって,本文例では当該の表層的事態—「生意気を言う」—の否定である「生意気を言わない」という事態が実質的には描かれていると読み取るのが適当である。

最後に,話し手の希望の態度を表す表現形式の1つである「～したい」をとまなう文例を見てみよう。

**文例9:**避難所でも衣類は引出しで整理したい。

本文例に描かれている事態は「(話し手が)避難所でも衣類は引出しで整理する」である。本文例は発話時に話し手の希望の態度を帯びるので要求文であり,当該事態は要求であると認められる。ただし,当該要求の実現主体は話し手自身であり,本文例は他者への要求ではなく,話し手自身への要求を表すものである。これに対して,話し手自身への要求は,いわゆる「要求」として認めない方がよいという考え方もある。しかしながら,要求概念の定義を満たす事態であれば,当該事態が話し手自身への要求であるかどうかを問わず,それを要求として認めるべきであるというのが本論文での考え方である。

話し手自身への要求は,話し手自身が実現主体になるという意味で,「話し手に閉じた要求」と呼んでよい。一般的にいえば,話し手に限らず誰かの要求が,その誰か自身への要求であれば,その要求は「閉じた要求」と呼んでよい。これに対して,誰かの要求が,その誰か以外への要求であれば,その要求を「開いた要求」と呼んでよい。こうした区分けは,要求として,開いた要求のみ,あるいは閉じた要求のみに関心がある場合,また開いた要求と閉じた要求を区別したい場合に有用となるであろう。

なお,閉じた要求を表現する要求文が開いた要求を表現する要求文に転化したり,その逆が生じたりする可能性があることを指摘しておく。たとえば,文例9は,この要求文の聞き手,読み手によって,以下の文例に示すような要求文に転化していく可能性がある。

**文例10(開いた要求):**避難所で生活している人たちに

も衣類を引出しで整理してほしい。

**文例11(閉じた要求):**避難所で生活している人たちでも衣類を整理できる引出しを作りたい。

そして,このような転化を契機として,ダンボールを素材とする組み立て式の簡易な筆筒が作られ,避難所に提供されるかもしれない。

### 3.2 当為の態度

発話時に文が帯びる態度の1つとして,以下のような当為がある[11]。

**当為:**ある事態が望ましいとか,必要だ,というように事態の当否を述べる。代表的な表現形式には,「べき{だ/ではない}」,「なければならぬ」,「{なくては/ないと}いけない」,「ほうがいい」,「もの{だ/ではない}」,「ことだ」,「の{だ/ではない}」がある。

益岡ら[11]によれば,発話時に当為の態度を帯びる文は,当該文に描かれている事態の実現を相手に促す場合もあれば,当該事態に対する話し手の意見(望ましいとか望ましくないとか)を述べるだけの場合もある。また,仁田[18]によれば,ある条件下において,発話時に当為の態度を帯びる文は,3.1節で言及した「働きかけ」の態度を帯びる文であると見なせる。

つまり,場合によっては,発話時に当為の態度を帯びる文は要求文であると判別できるのである。そのため,発話時に当為の態度を帯びる文がどのような場合に要求文であると判別できるのかを明らかにしておくことには価値がある。仁田[18]によれば,当為の態度を表す表現をとまなう発話時に当為の態度を帯びる文が「働きかけ」の態度を帯びる文であると見なせる,つまり要求文であると判別できるのは,当該文が以下の2つの条件を満たす場合である。

(1) 聞き手が実現主体となる事態を描いている。

(2) 当為の態度を表す表現が,「べきだった」のようなタ形ではなく,「べきだ」のような非タ形である。

以下の文例[11]は要求文であると判別できるものである。

**文例1:**君は彼女と別れるべきだ。

本文例に描かれている事態は「君が彼女と別れる」であり,この実現主体は「君」である聞き手である。そして,本文例では,当為の態度を表す表現「べきだ」は非タ形である。したがって,本文例は要求文であると判別できるのである。要求に相当する事態は「君が彼女と別れること」である。

一方,仁田[18]によれば,以下の文例は,話し手にとって事態が望ましいとか望ましくないとかの当為判断を単純に示すもので,要求文であると判別できないものである。

**文例2:**君は一緒に行けばよかった。

**文例3:**彼は彼女と一緒にいけばいい。

上記の考察から,発話時に当為の態度を帯びる文は必ずしも要求文であるとは限らないことが分かった。文例1で

\*12 本論文では要求文から要求を抽出する方法論は守備範囲外としており,これについては別途検討が必要であると考えている。しかしながら,要求文について要求に相当する事態を明示することは,本論文が要求の抽出に貢献するということを示すうえで重要であると考えられる。そのため,要求文については要求に相当する事態をできるだけ明示することにする。

示すように(1)聞き手が実現主体となる事態を描いており、(2)当為の態度を表す表現が非タ形である場合には要求文であると判別できるが、文例2と文例3で示すように当為の態度を表す表現がタ形であったり、聞き手を実現主体とする事態を描いていなかったりする場合には要求文ではない。そこで、当為の態度を次のように区分けする。

(a) 当為(要求)：聞き手が実現主体となる事態について、「べきだ」のような当為の態度を表す非タ形の述語によって話し手が表出する当為の態度を、当為(要求)と呼ぶ。

(b) 当為(非要求)：当為(要求)以外の当為の態度を、当為(非要求)と呼ぶ。

そうすると、話し手の態度として、当為(要求)の態度を発話時に帯びる文は要求文であると判別できることになる。

## 4. 話し手の要求の態度、およびそれを表す表現

### 4.1 話し手の要求の態度

話し手の態度として命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為(要求)の態度を表す表現(たとえば「行け」、「(し)てちょうだい」、「(言う)な」、「(やりま)しょう」、「(いっ)てもらいたい」、「べきだ」)をともなって発話時に命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為(要求)の態度を帯びる文は、要求概念の定義に照らして、要求文であると判別できることが、前章で明らかになった。具体的な文例を検討することなくこうした結果を得られたわけであるが、このことに対して、仁田[18]と益岡ら[11]が提供する話し手の態度に関する言語学的知識(論理的知識という意味で一種の「理論」)の貢献は大きい。ただし、この貢献は要求概念の定義(2.3節)があつてのことである。

本論文では、これらの態度を総じて「話し手の要求の態度」と呼ぶ。改めていえば、所与の文が話し手の要求の態度を表す表現をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びる場合には、当該文は話し手の要求を表現する要求文であると判別できる。このように、話し手の要求の態度という言語学的知識は、所与の文(主に単文と複文における主節)が話し手の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく判別するために必要な、1つのまとまった知識である。

ここで「要求概念の定義に立ち返ることなく」というのは、話し手の要求の態度という言語学的知識の利点を主張するものである。所与の文が話し手の要求を表現する要求文であるか否かを、要求概念の定義に立ち返って判別する場合には、当該文に描かれている事態について、それが要求であるための4つの条件を満たすか否かを確認する作業が必要である。この確認作業は、2.3節の後半で示した文例1についての論述から分かるように、煩わしい作業である。これに対して、所与の文が話し手の要求を表現する

要求文であるか否かを、話し手の要求の態度という言語学的知識を利用して、話し手の要求の態度を表す表現をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びるか否かで判別するのは、比較的容易な作業である。

大森[19]は11,034,409件の日本語ウェブページに含まれる多種多様な120,885,370件の文に出現する話し手の態度を分析し、43種の態度(確言、命令、禁止、許可、依頼、当為、意志、申し出、勧誘、願望、概言、説明、比況、疑問、否定、感心、意外、ふさわしさ、ものの本来の性質・一般的性向、継続、未然、既然、陳述、肯否、挨拶、残念、非難、賛辞、謝罪、感謝、可能、歓喜、叫声、自聞、擬音擬態、逆接、順接、並立、選択、添加、転換、強調、確認)を認めている。多種多様な文の分析から認められたこれら43種の態度は、話し手の要求の態度である6種の態度が、要求文が発話時に帯びうる話し手の態度をどの程度網羅しているのかを検討するうえで、参考になる。

これら43種の態度のうち、命令、禁止、依頼はすでに話し手の要求の態度として認めている。当為については、当為(要求)と当為(非要求)とに区分けし、当為(要求)をすでに話し手の要求の態度として認めている。勧誘は益岡ら[11]において認められている態度であるが、これは仁田[18]における誘いかけの態度に相当し、すでに話し手の要求の態度として認めている。願望は益岡ら[11]において認められている態度であるが、これは仁田[18]における希望の態度と願望の態度を包括している。このうち希望はすでに話し手の要求の態度として認めている。その他の各態度については、所与の文が発話時にその態度を帯びるからといって当該文を要求文であるとは判別できないようなものである。今後、要求文が発話時に帯びる話し手の態度として認めうるものが新たに見出される可能性は否定しないが、現状では、本論文で明らかにした話し手の要求の態度は、要求文が発話時に帯びうる話し手の態度をすべて網羅していると考えられる。

話し手の要求の態度を明らかにする作業は、要求概念の定義と話し手の態度に関する説明があつてはじめて可能になる。要求とは何かが不明であり、話し手の態度に関する説明がない状況では、たとえば「希望の態度を発話時に帯びる文は要求を表現する要求文である」と主張したくても、「希望の態度」が意味することと「要求」が意味することとを照らし合わせることができない。結果として、「要求」と「希望の態度」を関連付けることができず、希望の態度を話し手の要求の態度として認めることができない。このように、本論文で明らかにした話し手の要求の態度は、既知の態度を単に整理し解説したものではなく、その説明と、本論文で与えた要求概念の定義があつて導かれたものである。

表 1 話し手の要求の態度

Table 1 Speaker's mental attitudes of requirement.

要求の態度	要求の態度を表す表現	
	文法的な表現形式	語彙的表現
命令	動詞命令形 (たとえば, 「～しろ」, 「～やれ」), 「動詞連用形 + なさい」 (たとえば, 「～しなさい」), 動詞テ形 (たとえば, 「～して」), 動詞基本形 (たとえば, 「(さっさと) する!」), 「動詞基本形 + {こと/ように}」 (たとえば, 「～する {こと/ように}」), 動詞タ形 (たとえば, 「(さっさと) した!」), 「動詞連用形 + たまえ」 (たとえば, 「～したまえ」), しないか.	命令する, 命じる, (～を) 言い付ける, 指示する, 申し渡す, 課する.
依頼	てくれ, て下さい, てちょうだい, 「動詞テ形 + {くれるか/くれないか}」 (たとえば, 「～してくれるか」), 「動詞テ形 + {もらえるか/もらえないか}」 (たとえば, 「～してもらえるか」), 「動詞否定形 + てくれ」 (たとえば, 「～しないでくれ」), 「動詞テ形 + くれるな」 (たとえば, 「～してくれるな」), しないでくれるか.	依頼する, 頼む, 頼み込む, 要請する.
禁止	「動詞基本形 + な」 (たとえば, 「～するな」, 「～やるな」), 「動詞テ形 + は {いけない/だめだ}」 (たとえば, 「～してはだめだ」), てはならない.	禁止する, 禁じる, だめ, 許さん, 許されない, 禁物, お断り, 禁止, 厳禁.
誘いかけ	「動詞否定形 + か」 (たとえば, 「～しないか」). しよう.	(～に) 誘う, (～を) 持ちかける.
希望	「動詞連用形 + たい」 (たとえば, 「～したい」), 「動詞テ形 + ほしい」 (たとえば, 「～してほしい」), してもらいたい.	希望する, 望む, 願う, 期待する, 心待ちにする, 祈る, 所望する.
当為 (要求)	べき {だ/ではない}, なければならない, {なくては/ないと} いけない, ほうがいい, もの {だ/ではない}, ことだ, の {だ/ではない}, たらよい, とよい, ればよい, なければいけない, ざるをえない, しかない.	望ましい, 願わしい, 好ましい, 歓迎できる, 有難い, 申し分ない, 喜ばしい, 願ってもない, 必要だ, 重要だ, ベターだ, 適切だ, 好都合だ.

4.2 話し手の要求の態度を表す表現

4.2.1 文法的な表現形式

依頼, 命令などの話し手の要求の態度については, それぞれの態度を表す文法的な表現形式が知られている. こうした表現形式は, 所与の文が発話時に話し手の要求の態度を帯びるか否かを判別するうえで具体的な手がかりとなり, 具体的な言語学的知識として有用である.

そこで, 表 1 における「要求の態度を表す表現」欄の「文法的な表現形式」欄に益岡ら [11], 益岡 [14], 仁田 [18] を参考にし, 話し手の要求の態度を表す表現形式を明らかにした. それらの表現形式は既存の知識ではあるが, これまでは個別の態度を表す表現形式でしかなかったものを, 話し手の要求の態度を表す表現形式として整理したものである.

ここで, 当為 (要求) の態度を表す文法的な表現形式については, 後述の語彙的表現についてもそうであるが, それが聞き手を実現主体とする事態に対して用いられるときに限って, 当為 (要求) の態度を表出することに注意されたい.

4.2.2 語彙的表現

仁田 [18] は, 「働きかけといった言語活動をその語彙的意義として有する動詞 (たとえば『命ズル, 願ウ, 頼ム』など) が文末に来ることによって, <働きかけ> の文を形成

しているものがある。」と指摘している. そして, たとえば「お前たち, 罰として校長室の掃除を命ずる。」を文例としてあげ, これはおおよそ「掃除シロ。」に近い意味を表しているとしている. また益岡 [14] は, 事態の望ましさを表す表現として「望ましい」, 「願わしい」, 「好ましい」などの語彙的表現をあげている.

上記のことをふまえると, 話し手の要求の態度を表す表現として, 文法的な表現形式だけではなく語彙的表現も, 所与の文が発話時に話し手の要求の態度を帯びるか否かを判別するうえで具体的な手がかりとなり, 具体的な言語学的知識として役に立つ. 話し手の要求の態度を表す語彙的表現については体系化が進んでいないが, 参考のため表 1 における「要求の態度を表す表現」欄の「語彙的表現」欄に話し手の要求の態度を表すと考えられる語彙的表現 (命令する, 依頼する, など) を例示した.

なお, 「(私が) 要求 {する/している}」, 「(私が) 求め {る/ている}」といった語彙的表現は具体的にどの態度を表出するのかは分からないが, 話し手の要求の態度を表す語彙的表現である. 一方, 3.1 節の文例 1—「肩を揉んでほしかった。」—と同様の論法により, 「(私が) 要求した」とか「(私が) 求めた」など, 話し手の要求の態度を表す語彙的表現のタ形によって文が話し手の要求の態度を発話時に帯びることはない.

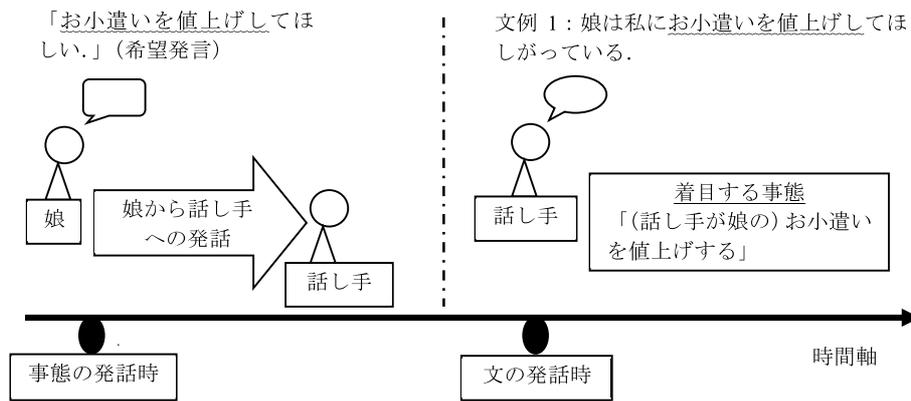


図 2 話し手が他者の要求を引用なしで表現する文脈 (その 1)

Fig. 2 The context in which a speaker expresses another person's requirement without citation (Case 1).

ところで, Searle [20] は, Austin [21] による発語内行為<sup>\*13</sup>の分類法の弱点を指摘し, その代案として断言型, 指令型, 行為拘束型, 表現型, 宣言型の 5 つのカテゴリからなる分類法を提供している. このうち指令型のカテゴリに入る動詞としては「命令する」, 「依頼する」, 「祈願する」などがあげられており, このカテゴリに入る動詞を列挙していくことが話し手の要求の態度を表す語彙の表現を整理していくことにつながるように思える. しかしながら, そうではない. Searle [20] によれば, 「許可する」という動詞も指令型のカテゴリに入る. 本論文では, ある事態を聞き手が実現することを話し手が許可する場合, そのような事態は要求ではないとしている. このように, 指令型のカテゴリに入る動詞が, 必ずしも話し手の要求の態度を表す語彙の表現になるわけではない.

## 5. 他者の要求

ここまで 3 章と 4 章では, 話し手が話し手の要求を表現する文について考察し, 話し手の要求の態度という言語学的知識を明らかにして, 話し手の要求の態度を表す表現を整理あるいは例示した. 本章では, 話し手が他者の要求を表現する文について考察し, 「他者の要求の態度」という言語学的知識を提供するとともに, 他者の要求の態度を表す表現を例示する.

### 5.1 引用なしで他者の要求を表現する要求文

引用の形式を用いて, 話し手が他者の要求を代弁したり伝達したりすることがある. たとえば 2.2 節で示した文例 1 においては, 「首相に近い党幹部」の「橋本派や江藤・亀井派からの後任起用」という要求を, 引用の形式を用いて伝えている.

一方, 引用の形式を用いなくて, 他者の要求を話し手が

代弁したり伝達したりする場合もある. 引用の形式を用いる場合については別途詳細に考察することとし, 本節では, 話し手が引用の形式を用いなくて他者の要求を表現する要求文について考察する.

まず, 以下の文例を見てみよう.

文例 1: 娘は私にお小遣いを値上げしてほしいがっている.

本文例では, 話し手は本文例全体を事態 (ここでは心理的事態) としてとらえている. 話し手の態度を表す表現は明示的ではないが, 本文例は話し手の態度として, 話し手が真であると信じていることを相手に知らせるという確言の態度 [11] を本文例の発話時に帯びる. このことは, 当該事態 (本文例全体) が本文例の発話時には話し手にとって既定の事態であることを意味している.

したがって, 本文例の発話の背景として, 図 2 の左側に示すように, 本文例の発話時以前のある時点で, たとえば「お小遣いを値上げしてほしい。」というような「娘」から話し手 (「私」) への希望発言があった, と読み取ることができる. 当該の希望発言に描かれている事態は「(話し手が娘の) お小遣いを値上げする」(図 2 の左上側の波線部) という「娘」がとらえる事態であり, 当該の希望発言は「娘」がとらえる事態の発話時に「娘」の希望の態度を帯びる.

そして図 2 の右上側に示す本文例は, 話し手が, 「娘」からの当該の希望発言を受けて, そこに描かれている「娘」がとらえる事態と, それが帯びる「娘」の希望の態度とを参照して表現したものである. このようにして表現された本文例には, 「娘」がとらえる事態は「お小遣いを値上げし」(図 2 の右上側の波線部) のように引用的に表されており, 「娘」がとらえる事態の発話時に「娘」が表出した希望の態度は「(値上げし) てほしいがっている」という表現によって引用的に表されている<sup>\*14</sup>.

<sup>\*13</sup> 概して, 語 (形態素, 文) を発話する行為を発話行為, 指示と述定を行う行為を命題行為, 発話行為・命題行為と同時に遂行される陳述, 質疑, 命令, 約束などを行う行為を発語内行為という.

<sup>\*14</sup> 本文例は, 「娘」の発言内容 (「娘」がとらえる事態や「娘」の希望の態度) を引用によって表現するものではないが, 「娘」の発言内容を参照して表現しているという意味において, 引用的に表現されたものである.

この「引用的に」という意味で、本文例は、「娘」がとらえる事態の発話時に、「娘」という他者の希望の態度を帯びるものである。ただし、本文例における「娘」の希望の態度は、「娘」自らが直接的に表出したものではなく、話し手が本文例（話し手にとって既定の事態）のなかに「(し) てほしがっている」という表現によって埋め込んだものである。

ここで、図2の右下側に示すように、本文例（話し手にとって既定の事態）のなかに描かれている「(話し手が娘の) お小遣いを値上げする」という、「娘」がとらえる事態に着目する。本事態の発話時は、「娘」が話し手に向けて当該の希望発言を行った時点である（図2の左側を参照）。

この場合、明らかに、発話時に、本事態が「娘」にとって望ましい未実現の事態であり、本事態の実現主体として話し手が存在し、「娘」が話し手に本事態の実現を求めているのであるから、要求概念の定義によって、本事態は「娘」の要求であると判別でき、本文例は話し手が「娘」の要求を表現する要求文であると判別できる。要求に相当する事態は「(話し手が娘の) お小遣いを値上げすること {娘}」である\*15。

文例1と同様の論法によって、以下の文例も発話時に他者の希望の態度を帯びて、他者の要求を表現している。

文例2：親父は私に商社へ就職してもらいたがっている。

文例3：次郎は商社へ就職したがついてる。

文例2と文例3における要求に相当する事態は、それぞれ「(話し手が) 商社へ就職すること {親父}」, 「次郎が商社へ就職すること {次郎}」である。

以下の文例は一見して他者の希望の態度を発話時に帯びるように見えるが、そうであるとはいえない。

文例4：山田君はアメリカの大学へ進学したいそうだ。

本文例では、話し手は「山田君がアメリカの大学へ進学したい」を事態（ここでは心理的な事態）としてとらえている。話し手の態度を表す表現は文末の「そうだ」であり、本文例は話し手の態度として、話し手が真とは断定できない知識を相手に述べるという概言の態度[11]を本文例の発話時に帯びる。このことは、当該事態が真偽未定の事態であることを意味している。

この場合、当該事態における末尾の「(山田君は……進学し) たい」という表現が「山田君」の希望の態度を表しているのか否かは未定である\*16。このことから、本文例は「山田君」の希望の態度を発話時に帯びるとはいえない。こ

\*15 これまで要求文については、要求に相当する事態のみを明示してきた。話し手が他者の要求を表現する要求文については、それが誰の要求であるかを、波括弧“{”と“}”で囲んで明示することとする。

\*16 話し手の態度についてより詳細に言えば、文例4は概言の下位の態度である伝聞の態度[11]を発話時に帯びる。仁田[18]は伝聞の中で使われる「たい」は第三者の希望といった心的態度を表している。本論文では、そうした心的態度の真偽にまで踏み込んでいる。第三者の心的態度の真偽が、話し手がとらえている事態のなかに第三者の要求が表現されていると判別できるかどうかを左右するからである。

れに加えて、本文例が「山田君」の要求を表現している要求文であると積極的に判別する理由はないので、本文例は要求文ではないと判別するのが適当である。

同様に、以下の文例も他者の希望の態度を発話時に帯びるとはいえない。そして、これらも他者の要求を表現する要求文ではないと判別するのが適当である。

文例5：親父は私に商社へ就職して{ほしい/もらいたい}そうだ。

文例6：山田君はアメリカの大学へ進学したがついてるようだ。

文例7：親父は私に商社へ就職して{ほしがっている/もらいたがっている}ようだ。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例8：社長は鈴木部長に米国勤務を命じている。

本文例で話し手がとらえている事態は本文例全体である。話し手の態度を表す表現は明示的ではないが、本文例は話し手の態度として確言の態度を本文例の発話時に帯びる。このことは、当該事態（本文例全体）が本文例の発話時には話し手にとって既定の事態であることを意味している。

したがって、本文例の発話の背景として、図3の左側に示すように、本文例の発話時以前のある時点で、たとえば「鈴木部長、米国で勤務するように。」というような「社長」から「鈴木部長」への命令発言があった、と読み取ることができる。当該の命令発言に描かれている事態は「(鈴木部長が) 米国で勤務する」という「社長」がとらえる事態であり、当該の命令発言は「社長」がとらえる事態の発話時に「社長」の命令の態度を帯びる。

そして図3の右上側に示す本文例は、話し手が、「社長」から「鈴木部長」への当該の命令発言を聞いて、そこに描かれている「社長」がとらえる事態と、それが帯びる「社長」の命令の態度とを参照して表現したものである。このようにして表現された本文例には、「社長」がとらえる事態は「(鈴木部長の) 米国勤務」(図3の右上側の波線部)のように引用的に表されており、「社長」がとらえる事態の発話時に「社長」が表出した命令の態度は「(社長は) 命じている」という表現によって引用的に表されている。

文例1と同様に「引用的に」という意味で、本文例は、「社長」がとらえる事態の発話時に「社長」という他者の命令の態度を帯びるものであり、「社長」の命令の態度は話し手が本文例（話し手にとって既定の事態）のなかに「(社長は) 命じている」という表現によって埋め込んだものである。

ここで、図3の右下側に示すように、本文例（話し手にとって既定の事態）のなかに描かれている「(鈴木部長が) 米国で勤務する」\*17という、「社長」がとらえる事態に着目する。本事態の発話時は、「社長」が「鈴木部長」に向けて当該の命令発言を行った時点である（図3の左側を参照）。

この場合、明らかに、発話時に、本事態が「社長」にとつ

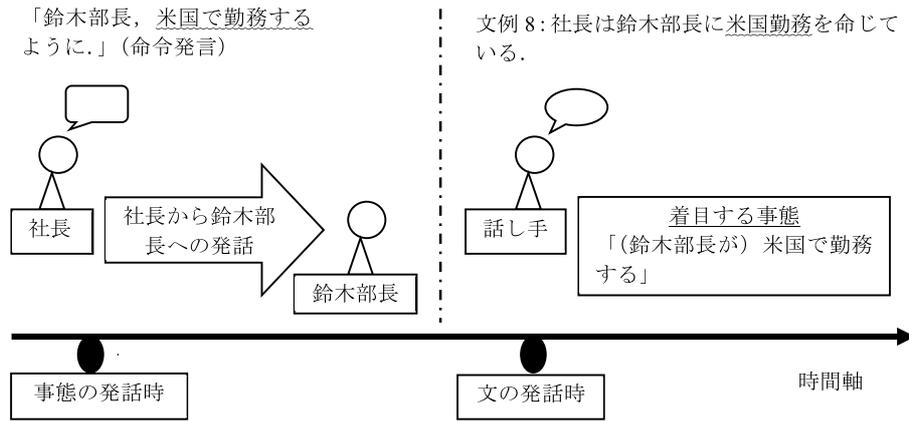


図 3 話し手が他者の要求を引用なしで表現する文脈 (その 2)

Fig. 3 The context in which a speaker expresses another person's requirement without citation (Case 2).

て望ましい未実現の事態であり、本事態の実現主体として「鈴木部長」が存在し、「社長」が「鈴木部長」に本事態の実現を求めているのであるから、要求概念の定義によって、本事態は「社長」の要求であると判別でき、本文例は話し手が「社長」の要求を表現する要求文であると判別できる。要求に相当する事態は「(鈴木部長が) 米国で勤務すること {社長}」あるいは「鈴木部長の米国勤務 {社長}」である。

文例 8 と同様の論法によって、以下に示す文例は、他者の態度としてそれぞれ依頼の態度、禁止の態度、誘いかけの態度、希望の態度を発話時に帯びて、他者の要求を表現している。

文例 9 (依頼)：お母さんはお父さんに窓拭きを頼んでいる。

文例 10 (禁止)：先生は学生たちに教室での飲酒を禁じている。

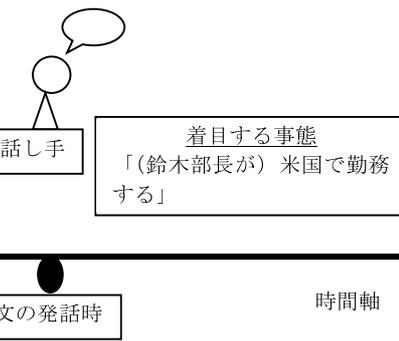
文例 11 (誘いかけ)：鈴木君は清水君をテニスの居残り練習に誘っている。

文例 12 (希望)：佐藤君は政府に年金問題の解決を希望している。

これらの文例において要求に相当する事態は、それぞれ「(お父さんが) 窓拭きをすること {お母さん}」, 「(学生たちが) 教室で飲酒をしないこと {先生}」, 「(鈴木君、清水君が) テニスの居残り練習をすること {鈴木君}」, 「(政府が) 年金問題を解決すること (佐藤君)」である。

文例 1~文例 3 は、話し手以外の他者が話し手に要求を伝える発言を行い、それを受けて話し手がその発言の内容を引用的に表現することによって当該他者の要求を伝えるものである。一方で文例 8~文例 12 は、話し手以外の他者が話し手以外の別の他者に要求を伝える発言を行い、それ

文例 8: 社長は鈴木部長に米国勤務を命じている。



を聞いて話し手がその発言の内容を引用的に表現することによって当該他者の要求を伝えるものである。前者と後者では、話し手が他者の要求を引用なしで表現する文脈は異なるが、以上の議論から、これら双方は同様に扱える。

以上、話し手が引用の形式を用いずに他者の要求を表現する要求文として、「~してほしい」、「~してもらいたがっている」、「~したがっている」、「命じている」、「頼んでいる」、「禁じている」、「誘っている」、「希望している」といった述語をとまなうものについて考察した。以下では、「~してほしい」、「~してもらいたがっていた」、「~したがっていた」、「{命じた/命じていた}」、「{頼んだ/頼んでいた}」、「{禁じた/禁じていた}」、「{誘った/誘っていた}」、「{希望した/希望していた}」といったタ形の述語をとまなう文が、他者の要求を表現する要求文であると判別できるか否かについて考察する。

まず、文例 1 に対応して以下の文例を見てみよう。

文例 13: 娘は私にお小遣いを値上げしてほしい。

文例 1 と同様に、本文例で話し手がとらえている事態は本文例全体である。そして、本文例は話し手の態度として確言の態度を本文例の発話時に帯びて、当該事態 (本文例全体) は本文例の発話時には話し手にとって既定の事態である。したがって、文例 1 と同様の論法により、本文例は「(し) てほしいがっていた」によって発話時に「娘」という他者の希望の態度を帯びて、「娘」の要求を表現する要求文であると判別できる。要求に相当する事態は文例 1 と同じである。

文例 13 と同様の論法によって、文例 2, 文例 3 に対応する以下の文例も他者の希望の態度を発話時に帯びて、他者の要求を表現している。

文例 14: 親父は私に商社へ就職してもらいたがっていた。

文例 15: 次郎は商社へ就職したがっていた。

\*17 事態を「鈴木部長の米国勤務」と表現する方法もある。一方で、このような名詞相当表現ではなく、本文に記したように文の形式で表現する方法もある。どちらの表現方法を用いるかは自由である。ここでは後者の表現方法もあることを示すために、文形式で事態を表現した。

文例 14 と文例 15 における要求に相当する事態は、それぞれ文例 2, 文例 3 と同じである。

次に、文例 8 に対応して以下の文例を見てみよう。

文例 16：社長は鈴木部長に米国勤務を {命じた/命じていた}。

文例 8 と同様に、本文例で話し手がとらえている事態は、本文例全体である。そして、本文例は話し手の態度として確言の態度を本文例の発話時に帯びて、当該事態（本文例全体）は本文例の発話時には話し手にとって既定の事態である。したがって、文例 8 と同様の論法によって、本文例は「(社長は) {命じた/命じていた}」によって発話時に「社長」という他者の命令の態度を帯びて、「社長」の要求を表現する要求文であると判別できる。要求に相当する事態は文例 8 と同じである。

文例 16 と同様の論法によって、文例 9～文例 12 に対応する以下に示す文例は、他者の態度としてそれぞれ依頼の態度、禁止の態度、誘いかけの態度、希望の態度を発話時に帯びて、他者の要求を表現している。

文例 17 (依頼)：お母さんはお父さんに窓拭きを {頼んだ/頼んでいた}。

文例 18 (禁止)：先生は学生たちに教室での飲酒を {禁じた/禁じていた}。

文例 19 (誘いかけ)：鈴木君は清水君をテニスの居残り練習に {誘った/誘っていた}。

文例 20 (希望)：佐藤君は政府に年金問題の解決を {希望した/希望していた}。

これらの文例において要求に相当する事態は、それぞれ文例 9, 文例 10, 文例 11, 文例 12 と同じである。

以上のように、「～してほしい」、「～してもらいたがっていた」、「～したがっていた」というタ形の述語をともなって発話時に他者の希望の態度を帯びる文、「{命じた/命じていた}」というタ形の述語をともなって発話時に他者の命令の態度を帯びる文、さらに「{頼んだ/頼んでいた}」、「{禁じた/禁じていた}」、「{誘った/誘っていた}」、「{希望した/希望していた}」というタ形の述語をともなって発話時に他者の依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を帯びる文も、他者の要求を表現する要求文であると判別できることが分かった。

3.1 節で述べたように、話し手の希望の態度を表す表現形式である「～したい」、「～してほしい」、「～してもらいたい」などのタ形、つまり「～したかった」、「～してほしいかった」、「～してもらいたかった」などの表現形式を述語とする文は、話し手の要求を表現する要求文ではない。また、3.2 節の文例 2 について述べたように、当為の態度を表す表現形式がタ形をとる文も、話し手の要求を表現する要求文ではない。

しかしながら、上述のように、話し手が引用の形式を用いないで他者の要求を表現する要求文については事情が異

なり、タ形の述語をともなう文であっても要求文であると判別できる。この差は、3 章の論述および上記の論述から分かるように、タ形の述語をともなう場合、要求概念の定義が与える 4 つの条件を、文に描かれている話し手がとらえる事態は満たさないが、他者がとらえる事態は満たすという差でしかない。

なお、2.3 節の文例 1 で示すように、引用の形式を用いれば、他者がある事態を望ましいとする文例は容易に作成できる。しかしながら、引用の形式を用いないで、他者がある事態を望ましいとする文例、言い換えれば、他者の態度として当為（要求）の態度を帯びる文例を作成するのは難しい。そのため本論文では、他者の当為（要求）の態度については、これ以上言及しない。

先に言及したように、岡本 [16] は要求という概念を話し手の言語行動として規定し、Searle [17] もまた request<sup>\*18</sup> という概念を話し手の言語行為として規定している (2.3 節を参照)。これに対して、本論文においては、話し手に限定せず、話し手も含めた誰かの要求内容として要求という概念を定義している。そのため、上記のように、話し手の要求に限らず、他者の要求をも視野に入れることができるのである。

要求の抽出に関連する研究において、話し手の要求だけでなく話し手が伝える他者の要求をも視野に入れた研究はこれまでのところ見当たらない。金山ら [9] は要望表現の判定に、4 章で言及した話し手の要求の態度を表す文法的な表現形式や語彙的表現に類似した表現を用いているにすぎない。したがって、彼らが他者の要望をも視野に入れているとはいいがたい。また、大塚ら [1]、乾ら [7]、内山ら [8] は、所与の文が「～ほしい」の形の文（つまり、発話時に話し手の希望の態度を帯びる文）に言い換え可能のときに、当該文を要求文であると判定している。他者の要求を表現する要求文を、話し手の希望の態度を発話時に帯びる文に言い換えること、また、他者の要求を話し手の要求として言い換えること、は意味的に不自然であることから、彼らが他者の要求をも視野に入れているとはいいがたい。

## 5.2 他者の要求の態度

5.1 節の考察によれば、所与の文が、(1) 引用の形式をとらないで、(2) 当該文の発話時に話し手にとって既定の事態を表し、(3) 「～してほしい」、「～してもらいたがっている」、「～したがっている」、「希望している」、「命じている」、「頼んでいる」、「禁じている」、「誘っている」など、話し手が埋め込む他者の希望、命令、依頼、禁止、誘いかけの態度を表す表現をともなって、当該文に描かれ

<sup>\*18</sup> request は、Searle [17] では「依頼」と訳されており、岡本 [16] では「要求」と訳されている。どちらの訳語も用いることが可能であるので、ここでは原語を用いた。

表 2 他者の要求の態度

Table 2 Another person's mental attitudes of requirement.

要求の態度	要求の態度を表す表現
命令	命じ {ている／た／ていた}, 指示し {ている／た／ていた}, 課し {ている／た／ていた}.
依頼	頼ん {でいる／だ／でいた}, 要請し {ている／た／ていた}.
禁止	禁じ {ている／た／ていた}, 許 {していない／さなかった／していなかった}.
誘いかけ	誘っ {ている／た／ていた}, 持ちかけ {ている／た／ていた}.
希望	「～してはしがつて {いる／いた}」, 「～してもらいたがつて {いる／いた}」, 「～したがつて {いる／いた}」, 望ん {だ／でいる／でいた}, 願っ {た／ている／ていた}.

ている他者がとらえる事態の発話時に他者の希望, 命令, 依頼, 禁止, 誘いかけの態度を帯びる場合には, 要求概念の定義に照らして, 当該文は他者の要求を表現する要求文であると判別できる.

本論文では, 引用の形式を用いることなく, 文の発話時に話し手にとって既定の事態のなかに話し手が埋め込んだ他者の命令, 依頼, 禁止, 誘いかけ, 希望の態度を総じて「他者の要求の態度」と呼ぶ. 改めていえば, 所与の文が, (1) 引用の形式をとらないで, (2) 当該文の発話時に話し手にとって既定の事態を表し, (3) 他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びる場合には, 当該文は他者の要求を表現する要求文であると判別できる.

ここで, 5.1 節の文例 1～文例 3, 文例 8～文例 20 における要求表現の可否判断に関する論法は, 一般的に, 上記の 3 条件を満たすような文についてあてはまるものであり, そのため, これらの文例における要求表現の可否に関する判断は容易に一般化できるということを補足しておく.

このように, 他者の要求の態度という言語学的知識は, 所与の文が話し手以外の他者の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく判別するために必要な, 1 つのまとまった知識である. ここで「要求概念の定義に立ち返ることなく」というのは, 他者の要求の態度という言語学的知識の利点を主張するものである. 所与の文が他者の要求を表現する要求文であるか否かを, 要求概念の定義に立ち返って判別する場合には, 5.1 節の論述から分かるとおり, おおむね以下のような作業が必要になる.

- (1) 当該文について, 当該文の発話時に文全体が話し手にとって既定の事態であることを確認する.
- (2) 話し手が当該文を発話する際に参照した, 当該文の発話時以前に行われた他者から誰か (話し手も含む) への発言 (つまり, 当該文の発話の背景) を読み取り, 当該発言に描かれている他者がとらえる事態と, 当該発言が発話時に帯びる態度を読み取る.
- (3) 当該文 (話し手にとって既定の事態) のなかに描かれている他者がとらえる事態に着目し, その事態が要求であるための 4 つの条件を満たすことを確認する.

これらの作業を行うことは, 相当に煩わしい. これに対して, 所与の文が他者の要求を表現する要求文であるか否かを, 他者の要求の態度という言語学的知識を利用して, 他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びるか否かで判別するのは, 比較的容易な作業である.

### 5.3 他者の要求の態度を表す表現

他者の要求の態度を表す文法的な表現形式や語彙的表現については体系化が進んでいない. その理由は, 日本語モダリティ論が話し手の心的態度を中心に展開されてきたことによる. ただし仁田 [18] は, 話し手の心的態度を表す表現が, 話し手以外の他者の心的態度に言及したりすることがあるとして, 他者の態度を取り上げている. たとえば「何か食べたい?」という文では, 「たい」は聞き手の希望といった心的態度を表すことになるとしている. しかしながら, 他者の態度を取り上げているとはいえ, その表現は話し手の心的態度を表す表現である. したがって, 他者の要求の態度を表す表現を整理するうえで, 仁田 [18] は参考にならない.

ここでは, 他者の要求の態度を表すと考えられる表現形式あるいは語彙的表現を表 2 に例示するにとどめる. この種の表現を収集し整理することは今後の課題となる.

なお, 「(他者が) 要求 {している／した／していた}」, 「(他者が) 求め {ている／た／ていた}」といった語彙的表現は具体的にどの態度を表出するのかは分からないが, 他者の要求の態度を表す語彙的表現である.

## 6. 体言止めの文が帯びる態度

大森 [19] は, 多種多様な文が出現する多数の日本語ウェブページを分析し, 日本語ウェブページ上には体言止めの文 (名詞で終わる文) が非常に多く出現することを明らかにしている. WWW 上のウェブページが, 要求の情報源として今後貴重になってくることは間違いないであろうから, そうした体言止めの文が発話時に帯びる態度をどう理解するかについて言及しておく必要があると考えられる.

以下の文例を見てみよう.

- 文例 1：玄関を掃除しておくこと。
- 文例 2：我が家の売却を依頼。
- 文例 3：立ち読み厳禁。
- 文例 4：友人をマンション経営に勧誘。
- 文例 5：年金問題に早く決着をつけることを希望。
- 文例 6：君が彼女と別れることが必要。
- 文例 7：大事なのは遊び過ぎないこと。
- 文例 8：母は妹に玄関掃除を命令。
- 文例 9：父は馴染みの不動産屋に我が家の売却を依頼。
- 文例 10：駅前の書店は客に立ち読みを禁止。
- 文例 11：山田君は立花君を明日の町内清掃に勧誘。
- 文例 12：若者たちは政府に年金問題を早く解決することを希望。

体言止めの文については、文末に現れる名詞に着目し、文意に沿ってその名詞の意味を理解し、文が発話時に帯びる態度を理解するのが適当であると考えられる。上記の文例 1～文例 6 はそれぞれ、話し手の命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望、当為（要求）の態度を発話時に帯びると理解するのが適当である。文例 7 は「ただ単に情報を伝えるだけ」という話し手の陳述の態度 [19] を帯びる。一方、上記の文例 8～文例 12 はそれぞれ、他者の命令、依頼、禁止、誘いかけ、希望の態度を発話時に帯びると理解するのが適当である。

## 7. 要求の態度に関するまとめ

3 章と 4 章を通じて、所与の文が発話手の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく判別するために必要な、1 つのまとまった言語学的知識として、話し手の要求の態度を明らかにした。改めていえば、これは、所与の文が発話手の要求の態度を表す表現をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びる場合には、当該文は話し手の要求を表現する要求文であると判別できる、というものである。話し手の要求の態度の種別、話し手の要求の態度を表すと考えられる表現形式あるいは語彙的表現については、改めて表 1 を参照されたい。

また、5 章においては、所与の文が他者の要求を表現する要求文であるか否かを要求概念の定義に立ち返ることなく判別するために必要な、1 つのまとまった言語学的知識として、他者の要求の態度を明らかにした。改めていえば、これは、所与の文が、(1) 引用の形式をとらないで、(2) 当該文の発話時に話し手にとって既定の事態を表し、(3) 他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びる場合には、当該文は他者の要求を表現する要求文であると判別できる、というものである。他者の要求の態度の種別、他者の要求の態度を表すと考えられる表現形式あるいは語彙的表現については、改めて表 2 を参照されたい。

本論文では以下、話し手の要求の態度と他者の要求の態

度を総じて「要求の態度」と呼ぶこととする。

## 8. 接続節における要求表現

### 8.1 接続節における要求表現について考察する必要性

文には単文もあれば複文もある。所与の単文が要求を表現しているか否かは、たとえば以下に示す文例 1 と文例 2 から分かるように、当該単文が発話時に要求の態度を帯びるか否かによって判別できる。

文例 1：僕の誕生日に自転車を買ってほしい。

文例 2：僕の誕生日に自転車を買う。

文例 1 は話し手の要求の態度を表す表現である「てほしい」をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びるので、話し手の要求を表現している。文例 2 は要求の態度を表す表現をともなっておらず、発話時に要求の態度を帯びないので、要求を表現するものではない。

また、所与の複文の主節が要求を表現しているか否かは、たとえば以下に示す文例 3 と文例 4 から分かるように、当該主節が発話時に要求の態度を帯びるか否かによって判別できる。

文例 3：[二郎はタキギを集め]、[春子のご飯を炊き]、澄子はカレーを作れ\*19。

文例 4：[二郎はタキギを集め]、[春子のご飯を炊き]、澄子はカレーを作った。

文例 3 の主節は話し手の要求の態度を表す表現である動詞命令形「作れ」をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びるので、話し手の要求を表現している。文例 4 の主節は要求の態度を表す表現をともなっておらず、発話時に要求の態度を帯びないので、要求を表現するものではない。

このように、単文や複文の主節が要求を表現しているか否かは、要求の態度という言語学的知識を利用して疑問なく判別できる。しかしながら、所与の複文の接続節が要求を表現しているか否かの判別については、少なくとも 2 つの疑問がある。1 つ目の疑問は、たとえば以下の文例 5 と文例 6 に示すように接続節が要求の態度を表す表現をともなう場合、当該接続節は要求を表現していると判別してよいかどうかという疑問である。

文例 5：[私が君に飲んでほしい] 酒はハイボールだ。

文例 6：[仕事を手伝ってほしいとき] 君はいつもいない。

2 つ目の疑問は、たとえば以下の文例 7 に示すように接続節に描かれている事態が話し手の目的であり、意味的に要求であると判別できそうであるにもかかわらず、当該接続節が要求の態度を表す表現をともなわないことから当該接続節は要求を表現していないと判別してよいかどうかという疑問である。

文例 7：私は、[海外旅行をするために]、節約をして

\*19 以下、文例として示す複文において、角括弧 “[ ” と “ ] ” で囲んだ部分が接続節であり、その他の部分が主節である。

表 3 並列節における要求表現  
Table 3 Requirement expressions in parallel clauses.

接続節の種類	要求表現の可否	要求を表現する場合	文例／備考
①順接的並列節	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</li> <li>■ 要求の態度を表す表現をともなわなくても、主節が要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</li> </ul>	<p>文例：[お母さんにはお小遣いを値上げしてほしい]，お父さんには旅行に連れて行ってほしい。</p> <p>文例：[兄は父に電動自転車を買ってほしいがっている]，妹は母からパソコンを貰いたがっている。</p> <p>文例：[田中さんは要求定義書を作り]，[中野君は設計をし]，野田君は実装を行ってください。</p>
②逆接的並列節	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</li> </ul>	<p>文例：[君は学校へ行くべきだが]，私は行かない。</p> <p>文例：[兄は温泉旅行に行きたがっているが]，妹は行きたがらない。</p>

いる。

こうした疑問を解消するためには、複文に現れる諸種の接続節における要求表現の可否や、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのか、に関する言語学的知識を整える必要がある。このような言語学的知識が整えば、所与の複文における接続節が要求を表現しているか否かの判別が比較的容易になり、ひいては当該の複文が要求文であるか否かの判別が比較的容易になる。

### 8.2 接続節の種類

複文に現れる接続節の種類については、日本語文法研究者の間で相違が見受けられる [11], [18], [22], [23]. 本論文では、接続節の種類については益岡ら [11] に従い、まずは大きく並列節と従属節とに分け、従属節をさらに補足節、連体節、副詞節に分ける。さらに、これらの接続節を以下のように細分化する（詳細は付録 A.1 を参照）。

- (1) 並列節：順接的並列節、逆接的並列節。
- (2) 補足節：コト補足節、ノ補足節、トコロ補足節、選択疑問表現の補足節、疑問語疑問表現の補足節、直接引用節、ト間接引用節、ヨウニ間接引用節。
- (3) 連体節：補足語修飾節、相対名詞修飾節、非引用の内容節、引用の内容節。
- (4) 副詞節：時節、原因・理由節、条件節、譲歩節、様態節、付帯状況節、逆接節、目的節、程度節。

8.3 節では、これら諸種の接続節について、さらに細分化した方が適当な場合には細分化を行い、どの接続節が要求を表現しえて、どの接続節が要求を表現しえないかについて検討する。その際、原則として、要求の態度という言語学的知識を利用する。接続節の種類によっては、要求の態度という言語学的知識を利用できない場合もある。そのような場合には、要求概念の定義に立ち返る。また、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのかについても検討する。その際、とりこぼしを極力避けるために、結果的には要求を表現していないと判断される文例も検討対象とする。

### 8.3 接続節における要求表現に関する言語学的知識

本節では、並列節、補足節、連体節、副詞節のそれぞれについて、前節で示したそれぞれの細分化に沿って、各種接続節における要求表現の可否や、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのかを検討し（それぞれ付録 A.2, 付録 A.3, 付録 A.4, 付録 A.5 を参照）、並列節、補足節、連体節、副詞節における要求表現について表 3, 表 4, 表 5, 表 6 に示すような言語学的知識を明らかにした。

これらの表において、第 1 列の「接続節の種類」欄には、8.2 節で細分化した接続節の種類、および様態節を細分化したトオリ様態節とヨウニ様態節（付録の A.5.5 を参照）、付帯状況節を細分化したママ付帯状況節とナガラ付帯状況節（付録の A.5.6 を参照）を、項番を付して記した。第 2 列の「要求表現の可否」欄には、当該種類の接続節において要求を表現しうる場合には「可」、表現しえない場合あるいは表現しえないとするのが適当である場合には「不可」と記した。また、他者の要求のみを表現しうる場合には「可」の表示に続いて「(他者)」と記した。第 3 列の「要求を表現する場合」欄には、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのかを記した。第 4 列の「文例／備考」欄には、要求を表現しうる接続節について、要求を表現する接続節の具体例を記した。また、要求表現の可否判断や要求の把握において参考になる点を備考として記した。

## 9. 要求文同定システムに向けての言語処理技術の課題

WWW 上のウェブページなど、要求の情報源となるテキストを利用して要求を把握するにあたっては、テキストに記述されている個別の要求文から要求を抽出するという作業が必要であり、その前段においては、個別の文が要求文であるか否かを判別してテキストから要求文を選別する作業が必要である。大規模で電子的な情報資源である WWW 上のウェブページ内のテキストが、要求の情報源の 1 つとして貴重な存在になってくるであろうから、テキストから

表 4 補足節における要求表現

Table 4 Requirement expressions in supplemental clauses.

接続節の種類別	要求表現の可否	要求を表現する場合	文例/備考
①コト補足節	可	<p>■ コト補足節が「～こと」の形式によって事態を表し、主節が要求の態度を表す表現（語彙的表現）をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</p>	<p>文例：[厚生労働省が年金問題を早く解決することを] 希望する。                      文例：[厚生労働省が年金問題を早く解決することを] 佐藤君は {希望している/希望していた}.</p>
②ノ補足節	可	<p>(1) 強調構文を作らない一般のノ補足節：                      ■ 話し手の要求の態度を表す表現をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びる場合.                      ■ 文の発話時にノ補足節の内容が話し手にとって既定であり、他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びる場合.                      ■ ノ補足節の内容が事態を表し、主節が要求の態度を表す表現（語彙的表現）をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.                      (2) 強調構文を作るノ補足節：                      ■ 要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</p>	<p>文例：[PC のバッテリー寿命を 10 時間以上にしてほしいのを], だれも分かってくれない。                      文例：[子供たちが私に家族旅行へ連れて行ってほしいのを] 私は知っている。                      文例：[政府が年金問題を解決するのを] 希望する。                      文例（強調構文）：[誕生日に買ってほしいのは] 自転車だ。                      備考：要求を表現する強調構文については、要求を部分的に表現しているため、要求に相当する事態の全体像を構成するためには、主節で強調されている補足語をノ補足節に補充する必要がある。</p>
③トコロ補足節	可	<p>■ 話し手の要求の態度を表す表現（語彙的表現）をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びる場合.                      ■ 文の発話時にトコロ補足節の内容が話し手にとって既定であり、他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びる場合.</p>	<p>文例：他の人たちは、[社長が辞任することを私が求めているところを], 黙って見ている。                      文例：[鈴木さんたちが社長に辞任してほしいところを] 私は見ている。</p>
④選択疑問表現の補足節	不可		
⑤疑問語疑問表現の補足節	可	<p>■ 疑問の前提が要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</p>	<p>文例：[なぜ君に東京へ行ってほしいのか] 教えてあげます。                      文例：[先生が君に何をしてほしいのか] 私は知っている。                      備考：要求は疑問の前提によって表現される。</p>
⑥直接引用節	可	<p>■ 引用内容が要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</p>	<p>文例：教育関係者は [「いじめのない教育環境を作りたい。」と] 考えている。                      文例：教育関係者は [「子供たちは親にもっと話しかけてもらいたがっている。」と] 言っていた。</p>
⑦ト間接引用節	可	<p>■ 文の発話時に引用内容が話し手にとって既定の発言内容あるいは思考内容であり、要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合.</p>	<p>文例：お客様は、[もっと価格を下げしてほしいと] 言った。                      文例：母は私に、[優ちゃんが私に宿題を手伝ってほしいと] 言った。</p>

⑧ヨウニ間接引用節	可	<p>■ 要求の態度を表す表現をとまわなくとも、文の発話時に引用内容が話し手にとって既定の発言内容であり、主節の表現（たとえば「命じた」、「依頼した」、「禁じた」、「誘った」、「希望した」）に依存して、引用内容が命令内容、依頼内容、禁止内容、勧誘内容、希望内容を表す場合。</p>	<p>文例：社長は田中部長に [すぐ帰社するように] 命じた。                  文例：母は父に [帰りがけにスーパーで豆腐を買ってくるように] 頼んだ。                  文例：田中先生は学生たちに [修正液を使わないよう] 禁じた。                  文例：私は友人を [大手食品系企業のイベントへ参加するように] 誘った。                  文例：父は [注文した商品を夕方以降に届けるよう] 業者に希望した。</p>
-----------	---	--	--

表 5 連体節における要求表現  
 Table 5 Requirement expressions in adnominal clauses.

接続節の種別	要求表現の可否	要求を表現する場合	文例／備考
①補足語修飾節	可	<p>■ 補足語修飾節と被修飾名詞との意味関係の真正が認められ、要求の態度を表す表現をとまなつて発話時に要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[お母さんに食べてほしい] 料理は親子どんぶりです。                  文例：[夕子が私に会ってほしがっている] 太郎がここへ来る。</p>
②相対名詞修飾節	可（他者）	<p>■ 時を表す相対名詞を修飾し、他者の要求の態度を表す表現をとまなつて発話時に他者の要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[温泉旅行に行きたがっていた] 翌日にお母さんは交通事故にあった。</p>
③非引用の内容節	可	<p>■ 「聞き手が実現主体となる事態を表現する非引用の内容節 + {必要／必要性} + {が／は／も／その他の取り立て助詞} + ある」という形式で用いられる場合。</p>	<p>文例：[君が彼女に謝る] 必要がある。                  文例：[君が公正である] 必要性がある。</p>
④引用の内容節	可	<p>■ 文の発話時に引用内容が話し手にとって既定の発言内容あるいは思考内容であり、要求の態度を表す表現をとまなつて発話時に要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：ユーザから、[もっと分かり易い解説書を作成するように]{という／との} 要望があった。                  文例：[息子が福祉関係の仕事に就きたがっている]{という／との} 報告を妻から受けた。</p>

表 6 副詞節における要求表現  
 Table 6 Requirement expressions in adverbial clauses.

接続節の種別	要求表現の可否	要求を表現する場合	文例／備考
①時節	可（他者）	<p>■ 他者の要求の態度を表す表現をとまない、それがタ形の述語であると解せることによって、あるいはタ形の述語であることによって発話時に他者の要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[田中さんが働きたがっているあいだは] 彼を雇っておいた。                  文例：[田中さんが温泉旅行に行きたがっていた]{とき／ときに／ときは}、彼は疲れているんだなあーと思った。</p>
②原因・理由節	可	<p>■ 要求の態度を表す表現をとまなつて発話時に要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[大学に合格してほしい]{ので／から}、予備校のお金を出してあげる。                  文例：[お父さんはあなたに進学してほしい]{ので／から} 頑張りなさい。</p>
③条件節	可（他者）	<p>■ 事実条件を表現しており、他者の要求の態度を表す表現をとまなつて発話時に他者の要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：太郎は、[お父さんにお小遣いの値上げを要求]{したら／すると}、怒られた。</p>
④譲歩節	可（他者）	<p>■ 事実条件を表現しており、他者の要求の態度を表す表現をとまなつて発話時に他者の要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：太郎は、[お父さんにお小遣いの値上げを要求]{ても／たつて}、怒られなかった。</p>

⑤トオリ様態節	可	<p>■ 以下のような形式をとる場合。</p> <p>(1) 話し手の要求を表現する形式： [事態 + (私が) 求めている + とおり (に)] + 主節 (非過去)。</p> <p>(2) 他者の要求を表現する形式： (2-1) [事態 + (他者が) 求める + とおり (に)] + 主節 (過去)。 (2-2) [事態 + (他者が) 求めている + とおり (に)] + 主節 (非過去)。 (2-3) [事態 + (他者が) 求め {た / ていた} + とおり (に)] + 主節。</p>	<p>文例：[{私 / 朝子} が父に家族旅行を求めているとおり (に)], あなたも父に家族旅行を求めなさい。</p> <p>文例：[朝子が父に早起きを求め {た / ていた} とおり (に)], あなたも父に早起きを求めてください。</p> <p>備考：話し手の要求の態度を表す「(私が) 求めている」という表現が「(私が) 希望している」などの別の類似表現に変わっても、他者の要求の態度を表す「(他者が) 求める」などの表現が「(他者が) 希望する」などの別の類似表現に変わっても同様である。</p>
⑥ヨウニ様態節	可	<p>■ 要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[私が自分の作った料理を息子にいっぱい食べてほしいように], あなたのお母さんも自分が作った料理をあなたに沢山食べてほしいがっている。</p>
⑦ママ付帯状況節	可 (他者)	<p>■ 他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[ヨーロッパ旅行に行くことを父が母に持ちかけたままで] 1年以上も経過する。</p>
⑧ナガラ付帯状況節	可	<p>■ 以下のような形式をとる場合。</p> <p>(1) 話し手の要求を表現する形式： [事態 + (私が) 求める + ながら] + 主節 (非過去・現在)。</p> <p>(2) 他者の要求を表現する形式： (2-1) [事態 + (他者が) 求める + ながら] + 主節 (非過去・現在)。 (2-2) [事態 + (他者が) 求める + ながら] + 主節 (過去)。</p>	<p>文例：私は, [消防隊がはやく火を消すことを求めながら], 火災現場を見ている。</p> <p>文例：父は, [消防隊がはやく火を消すことを求めながら], 火災現場を見ている。</p> <p>文例：父は, [消防隊がはやく火を消すことを求めながら], 火災現場を見ていた。</p> <p>備考：話し手の要求の態度を表す「(私が) 求める」という表現が「(私が) 希望する」などの別の類似表現に変わっても、他者の要求の態度を表す「(他者が) 求める」という表現が「(他者が) 希望する」などの別の類似表現に変わっても同様である。</p>
⑨逆接節	可	<p>■ 要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びる場合。</p>	<p>文例：[企業専用のテレビ会議管理アプリを開発したいけれども] それは認められないだろう。</p> <p>文例：[課長はテレビ会議システムを導入してほしいがっているけれども] それは認められないだろう。</p>
⑩目的節	可	<p>■ 目的節に描かれている事態が話し手の目的であり、文の発話時に未実現である場合。</p> <p>■ 目的節に描かれている事態が話し手を含めた集団の目的であり、文の発話時に未実現である場合。</p> <p>■ 目的節に描かれている事態が話し手以外の他者の目的であり、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去である場合。</p>	<p>文例：[要求概念の定義を行う {ために / のに}], 色々と考えている。</p> <p>文例：我々国民は, [政治を変えるために], 選挙のときには投票所に向くべきだ。</p> <p>文例：田中君は, [第一志望の大学に合格するために / ように], 毎日予備校に通っている。</p>
⑪程度節	可	<p>■ 以下のような形式をとる場合。</p> <p>(1) 話し手の要求を表現する形式： [事態 + (私が) 求めている + {くらい / ほど}] + 主節 (非過去)。</p> <p>(2) 他者の要求を表現する形式： (2-1) [事態 + (他者が) 求める + {くらい / ほど}] + 主節 (過去)。 (2-2) [事態 + (他者が) 求めている + {くらい / ほど}] + 主節 (非過去)。 (2-3) [事態 + (他者が) 求め {た / ていた} + {くらい / ほど}] + 主節。</p>	<p>文例：[家族全員が協力して節約することを私が求めている {くらい / ほど}] 我が家の家計は苦しい。</p> <p>文例：[社長が政府に資金投入を求め {た / ていた} くらい] わが社の経営状態は悪かった。</p> <p>備考：話し手の要求の態度を表す「(私が) 求めている」という表現が「(私が) 希望している」などの別の類似表現に変わっても、他者の要求の態度を表す「(他者が) 求める」などの表現が「(他者が) 希望する」, 「(し) てほしい」などの別の類似表現に変わっても同様である。</p>

要求文を選別するなどの作業については、その省力化を目指す要求文同定システム（要求文を同定するための情報システム）が望まれるところであろう。

本論文の要求文同定論は、テキストから要求文を選別するための言語学的知識を与えるとともに、テキストから要求文を選別するなどの作業を省力化するためにどのような言語処理技術が必要であるかを示唆するものでもあり、以下、大雑把にはあるが、要求文同定システムの構築に向けて課題となる言語処理技術について言及する。

#### (1) 一文同定技術

要求文同定論を基礎にしてテキストから要求文を選別するためには、まず、1文を同定し、テキストを個別の文に分割する必要がある。1文を同定するための言語処理技術を構築することは、簡単そうではあるが、それほど簡単でもない。たとえば、文が句点記号をとまなっていない場合にどこを文の終わりにするか、句点記号をとまなわない箇条書きの場合に個々の箇条書きを1文とするか否か、などの悩ましい問題が生じるからである。一方、文が句点記号をとまなっていれば1文を同定することはそれほど難しくないように思われるが、句点記号をとまなっていたとしても、筆者らの経験から1文同定はそれほど簡単ではない。たとえば、複数の文を引用する引用節をとまなう複文の場合に、その複文自体を1文とするか、引用節のなかの個々の文を1文とするか、などの悩ましい問題が生じるからである。これらの悩ましい問題については、一定のルールを決めて対応するしかないであろう。

#### (2) 単文・複文・節同定技術

要求文同定論によれば、所与の文が単文である場合には、それが要求を表現しているか否かは、3章～7章で提供した要求の態度という言語学的知識に基づいて、それが要求の態度を表す表現をとまなう発話時に要求の態度を帯びるか否かによって判別する。複文である場合、主節が要求を表現しているか否かは、単文と同様に判別する。接続節が要求を表現しているか否かは、単文や複文の主節とは異なり、8.3節で提供した接続節における要求表現に関する言語学的知識に基づいて判別する。このように、所与の文が単文であるか複文（接続節＋主節）であるかによって要求文であるか否かを判別するための言語学的知識が異なるし、複文については主節であるか接続節であるかによって要求を表現しているか否かを判別するための言語学的知識が異なるので、単文の同定、複文の同定を行うための言語処理技術にあわせて、主節と接続節を同定するための言語処理技術が望まれる。

#### (3) 接続節種別同定技術

要求文同定論によれば、所与の文が複文である場合には、そもそも要求を表現することができない接続節の種別がある。そのような種別の接続節は、要求を表現するか否かを判別する際には排除しておきたい。また、要求を表現する

ことができる接続節のそれぞれの種別ごとに、おおむね、それがどのような場合に要求を表現するのかに関する言語学的知識は異なっている。そこで、要求を表現することができない接続節の種別を排除したり、接続節の種別に応じて適宜適当な言語学的知識を利用したりするために、節同定技術に加えて、接続節の種別を同定するための言語処理技術が望まれる。

#### (4) 要求文同定技術

以上の言語処理技術は、テキストから要求文を選別するなどの作業の助けになるが、よりいっそうの省力化を求めらば、最終的には、所与の単文が要求を表現しているか否かを判別するための言語処理技術、所与の複文の主節・接続節が要求を表現しているか否かを判別するための言語処理技術が望まれる。

なお、個別の要求文を同定しても、そこに描かれている要求の周辺情報とか文脈情報がなければ、その要求文は実務上役に立たず、要求文同定技術には実務上の価値がないように思われるかもしれない。しかし、そうではない。テキストから要求文を同定する言語処理技術があれば、要求文を含むテキストも得ることができる。要求文に描かれている要求の周辺情報とか文脈情報があるとすれば、それはそのテキストの中にあるのであるから、要求文同定技術には実務上の価値があるのである。

## 10. 擬似要求文

WWW上のウェブページが、要求の情報源として今後貴重になってくることは間違いのないことであろう。口コミサイトとして公開されているウェブページなどは、そのようなものの1つである。

本章では、WWW上の口コミサイトなどに記載されている文が要求の情報源として貴重になってくるという認識にたつて、口コミサイトなどでの出現が見込まれる文であつて、要求概念の定義に従えば要求文ではないが、ある前提のもとでは一種の要求文であると解釈可能な文について検討する。そして、本論文で提供した要求文同定論について、その発展・拡張の可能性があることを示唆する。

まず、以下の文例を見てみよう。この文例は、ある宿泊施設に関する口コミサイトに記載されていた文であり、当該宿泊施設に宿泊した話し手が、宿泊後に当該宿泊施設について記したものである。

**文例1:** トイレのベンザが冷たすぎてカバーをかけてほしかったです。

本文例は3.1節の文例1～文例3—「肩を揉んでほしかった。」、「韓国人男性と結婚したかった。」、「お母さんに褒めてもらいたかった。」—と同類のものである。したがって、本文例に描かれている「(誰かがトイレのベンザに)カバーをかける」という事態は、本論文における要求概念の定義のもとでは、要求であると認めることができない。つまり、

本文例は要求文ではない。

一方で本文例は、話し手がある宿泊施設に宿泊し、宿泊後に当該宿泊施設について口コミサイトに記したものである。こうした背景から、話し手は、当該宿泊施設に宿泊していた時点で、たとえば「トイレのベンザにはカバーをかけてほしいな。」というような心内発話を行い、後になって当該宿泊施設の口コミサイトで、それを本文例として顕現化した、と推認してよいかもしれない。このように推認してよいとすれば、本文例を以下の文例2のように解釈することができる。

**文例2:** [トイレのベンザが冷たすぎてカバーをかけてほしいと] 思いました。

本文例は、そのト間接引用節において、文例1に描かれている事態—「(誰かがトイレのベンザに) カバーをかける」という事態—を話し手の要求として表現している。したがって、文例1に描かれている当該事態を話し手の要求であると解釈できる。

このように、所与の文に描かれている事態—文例1では「(誰かがトイレのベンザに) カバーをかける」という事態—を、当該文の発話時を基準にして過去に、話し手が話し手の要求として心内発話を行い(たとえば「トイレのベンザにはカバーをかけてほしいな。」との心内発話を行い)、後になって話し手がそれを当該文として顕現化したと推認してよいという前提(以下、「過去の心内発話とその顕現化の前提」と呼ぶ)のもとで、当該文に描かれている当該事態を話し手の要求であると解釈できる。

ここで本論文では、所与の文に描かれている事態が、「過去の心内発話とその顕現化の前提」のもとで、話し手の要求であると解釈できる場合、当該事態を話し手の「疑似要求」と呼び、当該文を「疑似要求文」と呼ぶことにする。疑似要求文は、宿泊施設だけでなく飲食店やサービスなど、諸々の口コミサイトに出現する可能性がある。

疑似要求は要求概念の定義に照らせば要求ではない。要求に相当する事態は当該事態の発話時に未実現であるが、疑似要求に相当する事態については、3.1節の文例1に対する論述から分かるように、当該事態の発話時を基準にして過去のある時点(この場合、心内発話の時点)においては未実現ではあっても、当該事態の発話時(この場合、顕現化の時点)においても未実現であるかどうかは文の表現からは不明である。顕現化した疑似要求に相当する事態の未実現性に関する判断は、文の表現を超えたところで、基本的には疑似要求を投げかけた当事者か、疑似要求を投げかけられた当事者に委ねられる。

たとえば、ある宿泊施設の口コミサイトに記載されていた上記文例1についていえば、口コミサイトに「トイレのベンザが冷たすぎてカバーをかけてほしかったです。」という文が記載された(顕現化した)以降、当該文を目にした当該宿泊施設がトイレのベンザにカバーをかけていなければ、

当該宿泊施設は「(誰かがトイレのベンザに) カバーをかける」という疑似要求を未実現と判断することになる。一方で、すでにトイレのベンザにカバーをかけていれば、その疑似要求を実現済みと判断することになる。

このように、疑似要求は、つねにとはいえないまでも、要求と同程度に、既存の物事の改善、新しい物事の発案にとって重要な契機となりうることから、要求と同程度に重要な情報である。しかし一方で、要求は文に描かれている事態のうち発話時に未実現の事態を指すが、疑似要求は必ずしも未実現の事態を指すとは限らないことから、双方の概念は明確に区別されなければならない。

次に、以下の文例を見てみよう。この文例は、あるイベントのアンケート調査結果を公開するウェブページに記載されていた文であり、当該イベントに参加した話し手が、イベント終了後に当該イベントの主催者からのアンケート調査に回答したものである。

**文例3:** 基調講演もう少し時間をかけて、わかりやすく説明してほしい。

本文例は、文例1と同様に、そこに描かれている「(誰かが) 基調講演もう少し時間をかけてわかりやすく説明する」という事態を要求であると認めることはできず、要求文ではない。

一方で本文例は、話し手があるイベントに参加し、アンケート調査に対応して、当該イベント終了後に当該イベントについて記したものである。こうした背景から、文例1と同様に、本文例に対しても「過去の心内発話とその顕現化の前提」を適用してよいと考える。この前提のもとで、本文例を以下の文例4のように解釈することができる。

**文例4:** [基調講演もう少し時間をかけて、わかりやすく説明してほしいと] 思った。

本文例は、そのト間接引用節において、文例3に描かれている事態—「(誰かが) 基調講演もう少し時間をかけてわかりやすく説明する」という事態—を話し手の要求として表現している。したがって、文例3に描かれている当該事態を、話し手の要求であると解釈できる。つまり、文例3に描かれている当該事態は話し手の疑似要求であり、文例3は疑似要求文であると認められる。このように、疑似要求文は、諸々の口コミサイトだけでなく、イベントなどのアンケート調査結果の公開ウェブページにも出現する。

諸々の口コミサイトやイベントなどのアンケート調査結果の公開ウェブページに出現する疑似要求文に表現されている話し手の疑似要求は、要求文に表現されている要求と同程度に、既存の物事の改善、新しい物事の発案にとって重要な契機となりうる。そうした契機を得る可能性を広げるためにも疑似要求文は重要であり、疑似要求文の同定は要求文の同定と同程度に重要である。

疑似要求文については、要求文同定論をベースにして「疑似要求文同定論」を提供できるかもしれない。しかし

本論文では、要求文同定論について、そのような発展・拡張の可能性を示唆するにとどめておく。

## 11. おわりに

本論文ではまず、特定の産業分野に限定することなく、要求とは何かについて考察し、文レベルで**要求概念**を定義した(2章)。当該定義は、要求を話し手の言語行為や言語行動として規定した従来の要求概念[16], [17]とは異なり、要求を、話し手に限定せず、言語行為や言語行動ではなく、話し手を含めた誰かから誰かへの要求内容として規定している。この点において、当該定義は新規性を有している。

本論文では、要求概念の当該定義に沿って、所与の文が要求を表現しているか否かを判別するために必要な、1つのまとまった言語学的知識として**要求の態度**(話し手・他者の要求の態度)を明らかにすることができた(3章～7章)。要求の態度という言語学的知識は、これによって、所与の文が話し手の要求あるいは他者の要求を表現しているか否かを、要求概念の定義に立ち返って4つの条件の煩わしい確認作業をすることなく、要求の態度を表す表現をともなって発話時に要求の態度を帯びるか否かで判別できるようにしたという意味で、きわめて有用である。なお、要求概念の当該定義に沿って、要求の態度という言語学的知識を導出できたという点においても、当該定義は有用であるといえる。

本論文では、複文の接続節として並列節、補足節、連体節および副詞節を取り上げ、要求の態度という言語学的知識や要求概念の定義を利用して、これらの接続節における**要求表現の可否**や、**要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのか**、に関する言語学的知識を明らかにすることができた(8.3節)。結果は表3～表6にまとめたとおりである。ただし、文の表現は多種多様であり、要求を表現しうる接続節がどのような場合に要求を表現するのかについては、すべての場合が明らかになったとはいえない。今後、他の場合が明らかにされる可能性は残されている。

複文の接続節における要求表現に関するこうした言語学的知識は、これによって、所与の複文における接続節が話し手の要求あるいは他者の要求を表現しているか否かを、要求概念の定義に立ち返って4つの条件の煩わしい確認作業をすることなく、概して要求の態度という言語学的知識を利用して判別できるようにしたという意味で、きわめて有用である。

以上のように、本論文では、所与の文(単文/複文)が要求文であるか否か、つまり所与の文(単文/複文の主節/複文の接続節)が要求を表現しているか否かを判別するための言語学的知識(**要求文同定論**)を整えた。この要求文同定論は、要求概念の定義をベースにして日本語モダリティ論や日本語文法論の助けを借りて構築した論理的知識

という意味で一種の「理論」である。要求概念の当該定義は特定の産業分野に限定したものではないし、当該の要求文同定論も特定の産業分野に限定したものではない。したがって、当該の要求文同定論は、広く産業全般に適用可能であり、いかなる産業分野においても「要求とは何か?」、「その文は要求を表現しているか?」の問いに答えることができるものであり、きわめて有用である。

1章で述べたように、要求の抽出に関連するこれまでの方法論研究[1], [7], [8], [9]は、要求概念を定義せず、したがって要求とは何かについての共通認識を与えていないことから、第三者からすれば、①要求文だと判別された文が本当に要求を表現している文であるのかどうかという疑問が生じるという問題点、②当該文が本当に要求を表現しているのかどうかを確認する術がないことから、その疑問が払拭されることはないという問題点をかかえ、それゆえに、③その研究内容に対して第三者からの信用を得にくい状況となっており、大きな問題をかかえていた。

これに対して、当該の要求文同定論は、要求概念を定義し、要求とは何かについての共通認識を与え、この共通認識のもとで、単文、複文の主節、複文の接続節が要求を表現しているか否かを判別する作業の助けとなる言語学的知識を導出しているのだから、第三者からすれば、この要求文同定論に基づいて要求文だと判別された文については、上記の①や②のような問題点が生じる可能性はきわめて低くなると期待できる。そして、それゆえに、この要求文同定論を利用して、個別の文が要求を表現しているか否かを判別する作業の助けとなるような方法論研究を行った場合には、これまでとは異なって、その研究内容に対して第三者からの信用が得られやすくなると期待できる。

また、これまでの方法論研究[1], [7], [8], [9]は、他者の要求にまで関心が及ばず、単文や複文の主節に表現される話し手の要求しか要求抽出の視野に入れることができなかったのに対して、本論文で与えた要求概念の定義、および他者の要求の態度という言語学的知識によって、話し手が表現する他者の要求をも要求抽出の視野に入れることができるようになった。

さらに、複文の接続節における要求表現に関する言語学的知識によって、これまでの方法論研究[1], [7], [8], [9]が複文の接続節に表現される要求を要求抽出の視野に入れてこなかった(実際には、当該の言語学的知識がなかったゆえに要求抽出の視野に入れることができなかった)のに対して、そうした要求も要求抽出の視野に入れることができるようになった。

このように、本論文の要求文同定論によって、単文や複文の主節に表現される話し手の要求だけでなく、単文や複文の主節に表現される他者の要求や、複文の接続節に表現される話し手や他者の要求も要求抽出の視野に入れることができるようになった。要求が既存の物事の改善、新しい

物事の発案にとって重要な契機になることを考えれば、当該の要求文同定論は、これまでの方法論研究 [1], [7], [8], [9] に比べて、そうした契機をうる可能性を大きく広げたことになる。

本論文の要求文同定論は、テキストから要求文を選別するためにどのような言語処理技術が必要であるかを示唆するものでもある。そこで本論文では、大雑把ではあるが、(1) 一文同定技術、(2) 単文・複文・節同定技術、(3) 接続節種別同定技術、(4) 要求文同定技術に言及した。こうした技術的な示唆は要求文同定論があつてこそ行えることであり、この点は当該の要求文同定論の貢献といえる。

なお、ある接続節が要求を表現しうるからといって、話し手がその接続節を積極的に利用して、話し手や他者の要求を伝えるとは限らないであろう。たとえば、話し手が要求を伝えるのに、順接的並列節、コト補足節、ノ補足節、引用節、内容節などを利用することは想像できるが、補足語修飾節、時節、条件節、譲歩節、様態節、付帯状況節などは無意識的に利用することはあつても、それらを積極的に利用することはまれのように思える。要求文同定の実務を考えると、すべての接続節を対象にするよりも、要求表現に利用される頻度の高い接続節に絞り込んだほうがよいと思える。もちろん、このような絞り込みを行うためには、たとえば、WWW 上のウェブページに含まれる多くのテキストを対象にして、実際にどの接続節に要求が多く出現するかの分析が必要になるであろう。このような分析を行うにあつても、本論文で言及した言語処理技術が必要になる。

本論文ではさらに、WWW 上にある諸々の口コミサイトや、イベントなどのアンケート調査結果の公開ウェブページでの出現が見込まれる文であつて、要求文ではないが一種の要求文であると解釈可能な文について検討した。そして、話し手の疑似要求や、疑似要求文という概念を新たに導入し、「疑似要求文同定論」への発展・拡張の可能性を示唆した。この「疑似要求文同定論」の具体的な展開は今後の課題となる。

本論文では、要求文としての文例については、要求に相当する事態をできるだけ明示した。このことは、要求の抽出についてある程度の示唆を与えているので参考になると考える。ただし、本論文は要求文から要求を抽出するための系統的かつ具体的な手法を明確にしているわけではない。要求抽出の方法論については今後の課題である。

謝辞 本研究に着手した当時、東京理科大学に在籍していた谷浩一氏と朴茸彬氏、および藤本浩成氏にはたびたび議論にお付き合いいただいた。この場を借りて各諸氏に感謝する。また、本論文を査読するために多くの時間を割いていただき、さらに貴重なコメントをいただいた査読者の方々に感謝します。

## 参考文献

- [1] 大塚裕子, 内山将夫, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求意図判定基準, 自然言語処理, Vol.11, No.2, pp.21-66 (2004).
- [2] 大西 淳, 郷健太郎: 要求工学, 共立出版 (2002).
- [3] 青山幹雄, 中谷多哉子, 齊藤 忍, 鈴木三紀夫, 中崎博明, 藤田和明, 鈴木律郎: 要求工学の動向と要求工学知識体系 REBOK, 情報システム学会誌, Vol.2, No.1, pp.51-60 (2010).
- [4] 大森 晃: ソフトウェア品質管理への品質展開アプローチ, 情報処理学会論文誌, Vol.31, No.10, pp.1474-1485 (1990).
- [5] 大森 晃: ソフトウェア品質展開の枠組み設計法, 情報処理学会論文誌, Vol.33, No.12, pp.1598-1606 (1992).
- [6] 赤尾洋二, 今井田茂, 大村浩司, 山村暢洋, 美土路純一: 航空運輸業における旅客サービスの要求品質展開—フリーアンサー情報の分析法, 品質, Vol.14, No.3, pp.68-74 (1984).
- [7] 乾 裕子, 内山将夫, 井佐原均: 言い換えによる自由記述アンケート回答の要求意図判定基準の作成および検証, 言語処理学会第 9 回年次大会論文集, pp.230-233 (2003).
- [8] 内山将夫, 大塚裕子, 井佐原均: 自由回答アンケートにおける要求内容の分析, 言語処理学会第 10 回年次大会論文集, pp.424-427 (2004).
- [9] 金山 博, 那須川哲哉: 要望表現の抽出と整理, 言語処理学会第 11 回年次大会論文集, pp.660-663 (2005).
- [10] 大森 晃, 土井晃一: あいづちが発想数に与える影響—その実験と分析, 認知科学, Vol.7, No.4, pp.292-302 (2000).
- [11] 益岡隆志, 田窪行則: 基礎日本語文法—改訂版, くろしお出版 (1992).
- [12] Leffingwell, D. and Widrig, D. (著), 日本ラショナルソフトウェア株式会社 (訳): ソフトウェア要求管理, 株式会社ピアソン・エデュケーション (2002).
- [13] Wiegers, K.E. (著), 渡部洋子 (監訳): ソフトウェア要求—顧客が望むシステムとは, 日経 BP ソフトプレス (2003).
- [14] 益岡隆志: 日本語モダリティ探求, くろしお出版 (2007).
- [15] 葦原史敏, 木村泰知, 荒木健治: 地方議会会議録における要求・要望表現抽出の提案, 言語処理学会第 18 回年次大会論文集, pp.299-302 (2012).
- [16] 岡本真一郎: ことばの社会心理学 [第 3 版], ナカニシヤ出版 (2006).
- [17] Searle, J.R. (著), 坂本百大・土屋 俊 (訳): 言語行為—言語哲学への試論, 勁草書房 (1986).
- [18] 仁田義雄: 日本語のモダリティと人称, ひつじ書房 (1991).
- [19] 大森 晃: 日本語ウェブページに出現するムードの収集, および拡充したムード体系の提案, 自然言語処理, Vol.15, No.1, pp.53-79 (2008).
- [20] Searle, J.R. (著), 山田友幸 (監訳): 表現と意味—言語行為論研究, 誠信書房 (2006).
- [21] Austin, J.L. (著), 坂本百大 (訳): 言語と行為, 大修館書店 (1978).
- [22] 宮島達夫, 仁田義雄 (編): 日本語類義表現の文法 (下) 複文・連文編, くろしお出版 (1995).
- [23] 日本語記述文法研究会 (編): 現代日本語文法 6 複文, くろしお出版 (2008).

## 付 録

以下の A.1 は、本論文で取り上げる接続節の種別について述べ、文例を示したものである。そして、A.2~A.5 は、それぞれ表 3~表 6 に記載した接続節における要求表現に関する言語学的知識がどのように導かれるかを論述したも

のであり、論証的な内容となっている。

## A.1 接続節の細分化

並列節は順接的並列と逆接的並列とに分けられる。本論文では、これらをそれぞれ順接的並列節、逆接的並列節と呼ぶことにする。これらの接続節をともなう複文の例を以下に示す。

文例 1 (順接的並列節)：[お母さんにはお小遣いを値上げしてほしいし、お父さんには旅行に連れて行ってほしい。]

文例 2 (逆接的並列節)：[君は学校へ行くべきだが、私は行かない。]

並列節は主節と対等で並列的な関係にある接続節であって、順接的並列節は主節と対立することなく単純に並ぶ並列節であり、逆接的並列節は主節と互いに対立する逆接的な関係にある並列節である。

述語に対する補足語<sup>\*20</sup>のような働きをする補足節は以下のような3つのタイプに分けられる。

- (a) 形式名詞「こと」、「の」、「ところ」をともなう補足節。
- (b) 疑問表現の補足節。
- (c) 引用節 (引用の形式をとる補足節)。

上記(a)のタイプの補足節は「名詞相当表現 + 格助詞」の形式で表される。本形式で「名詞相当表現」に名詞の性質を与えるのが、形式名詞の「こと」、「の」、「ところ」である。本論文では、形式名詞「こと」、「の」、「ところ」をともなう補足節を、それぞれコト補足節、ノ補足節、トコ口補足節と呼ぶことにする<sup>\*21</sup>。これらの接続節をともなう複文の例を以下に示す。各文例の波線部が各補足節の「名詞相当表現」にあたる。

文例 3 (コト補足節)：[特定のフォルダにファイルを移動したいことが] 多い。

文例 4 (ノ補足節)：[PCのバッテリー寿命を10時間以上に] してほしいのを]、だれも分かってくれない。

文例 5 (トコ口補足節)：他の人たちは、[社長が辞任することを私が求めているところを]、黙って見ている。

上記(b)のタイプの補足節は、さらに、選択疑問表現の補足節と疑問語疑問表現の補足節とに分けられる。これらの接続節をともなう複文の例を以下に示す。

文例 6 (選択疑問表現の補足節)：[就職したいのか進学したいのか] 今度お話しします。

文例 7 (疑問語疑問表現の補足節)：[なぜ君に東京へ行ってほしいのか] 教えてあげます。

引用には直接引用と間接引用がある。直接引用では、誰かの発言内容(または、それに準じるもの<sup>\*22</sup>)をそのまま引用する。間接引用には、誰かの発言内容(および、それに準じるもの)と思考内容の引用があり、引用の形式としては「～と」と「～よう(に)」が用いられる。本論文では、上記(c)のタイプの補足節(引用節)について、直接引用の形式をとるものを直接引用節と呼び、間接引用の形式をとるものを間接引用節と呼ぶことにする。特に、間接引用節については、引用の形式「～と」をともなうものをト間接引用節と呼び、引用の形式「～よう(に)」をともなうものをヨウニ間接引用節と呼ぶことにする。また便宜上、引用節に現れる誰かの発言内容や思考内容を引用内容と呼ぶ。これらの接続節をともなう複文の例を以下に示す。

文例 8 (直接引用節)：教育関係者は[「いじめのない教育環境を作りたい。」と] 考えている。

文例 9 (ト間接引用節)：お客様は、[もっと価格を下げしてほしいと] 言った。

文例 10 (ヨウニ間接引用節)：社長は田中部長に[すぐ帰社するように] 命じた。

連体節は名詞を修飾する接続節であり、補足語修飾節、相対名詞修飾節、内容節の3種類に分けられる。ここで、内容節についてはさらに細分化を行う。内容節は、被修飾名詞が指し示す対象の内容を表す連体節であるが、内容節をともなうことができる名詞のなかには引用が関係する名詞(「発言」、「報告」、「指示」、「依頼」、「意見」、「考え」などの発言・思考にかかわる名詞)がある。本論文では、被修飾名詞の内容を引用によらないで表す内容節を非引用の内容節と呼び、被修飾名詞の内容を引用によって表す内容節を引用の内容節と呼ぶことにする。また便宜上、引用の内容節に現れる誰かの発言内容や思考内容を引用内容と呼ぶ。これらの接続節をともなう複文の例を以下に示す。

文例 11 (補足語修飾節)：[お母さんに食べてほしい] 料理は親子どんぶりです。

文例 12 (相対名詞修飾節)：[温泉旅行に行きたがっていた] 翌日にお母さんは交通事故にあった。

文例 13 (非引用の内容節)：[明日裁判所に出頭しなければならない] 可能性もある。

文例 14 (引用の内容節)：ユーザから、[もっと分かり易い解説書を作成するように{という/との}] 要望があった。

補足語修飾節では、被修飾名詞が連体節中の述語に対する補足語の関係にあり、文例 11 では被修飾名詞の「料理」が「料理を食べてほしい」という関係にある。相対名詞修飾節では、被修飾名詞が連体節中の述語に対する特定の補足語と相対的な関係にあり、文例 12 では被修飾名詞の「翌日」が「温泉旅行に行きたがっていた日」(「行きたがっていた」に対する補足語の関係にある「日」)の「翌日」であ

<sup>\*20</sup> たとえば「太郎が重い荷物を軽々と運んだ。」という文において、述語「運んだ」が表す意味を補う働きをする「太郎が」、「荷物を」のような文要素を補足語という [11]。

<sup>\*21</sup> 益岡ら [11] は、コト補足節の文例として「漢字を覚えることは難しい。」をあげている。この文において名詞相当表現である「漢字を覚えること」に接続する助詞「は」は格助詞ではない。本論文では「形式名詞『こと』、『の』、『ところ』をともなう名詞相当表現 + は」も補足節としてとらえる。

<sup>\*22</sup> たとえば、貼り紙、看板、標識の類に書かれている内容である。

るという意味で、連体節の補足語として機能する「日」と相対的な関係にある。

代表的な副詞節には、時、原因・理由、条件、譲歩、様態、付帯状況、逆接、目的、程度を表すものがある。本論文では、それぞれ、時節、原因・理由節、条件節、譲歩節、様態節、付帯状況節、逆接節、目的節、程度節と呼ぶことにする。これらの接続節をともなう複文の例を以下に示す。

文例 15 (時節)：[田中さんに仕事をしてほしい{とき／ときに／ときは}] 携帯電話に連絡します。

文例 16 (原因・理由節)：[大学に合格してほしい{ので／から}]、予備校のお金を出してあげる。

文例 17 (条件節)：[飲み物や料理の説明をしてほしければ／かったら／いなら]、私は店員を呼ぶだろう。

文例 18 (譲歩節)：[飲み物や料理の説明をしてほしくても／くたって／いとしても]、私は店員を呼ばないだろう。

文例 19 (様態節)：[私が父に家族旅行を求めるとおり(に)]、あなたも父に家族旅行を求めなさい。

文例 20 (付帯状況節)：[決して使ってはいけないものを使ってはいけないまま(で)] 保存し続ける。

文例 21 (逆接節)：[企業専用のテレビ会議管理アプリを開発したいけれども] それは認められないだろう。

文例 22 (目的節)：[来年オーストラリアへ行く{ために／のに}]、今年はしっかり貯蓄した。

文例 23 (程度節)：[家族全員が協力して節約しなければならぬくらい] 我が家の家計は苦しい。

ここで、逆接節をともなう複文は、逆接的並列節をともなう複文とは異なり、「ある事態が成立するのにともなう別の事態も成立すると予想されるのに、実際にはその予想が成り立たないということを表す。あるいは、ある事態から、別の事態が成立すべきだと考えられるのに、その期待が裏切られるということを示す。」[11]。

## A.2 並列節における要求表現

### A.2.1 順接的並列節

まず、順接的並列節が話し手の要求の態度を表す表現をともなう文例を見てみよう。

文例 1：[お母さんにはお小遣いを値上げしてほしいし]、お父さんには旅行に連れて行ってほしい。

本文例の順接的並列節は、話し手の要求の態度を表す表現である「(し)てほしい」をともなっている。この場合、順接的並列節は主節と対等かつ単純に並ぶ関係にあることから、当該の順接的並列節は話し手の要求の態度を表す表現である「(し)てほしい」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現している。要求に相当する事態は「お母さんがお小遣いを値上げすること」である。

ここで、要求の態度を表す表現をともなう接続節における要求表現の可否に関する判断は、接続節に描かれている

具体的な事態そのもの(文例 1 では「お母さんがお小遣いを値上げする」という事態)や、接続節に現れる要求の態度を表す具体的な表現そのもの(文例 1 では「(し)てほしい」という表現)に根拠を置いているのではなく、どんな事態であろうが関係なく、要求の態度を表す表現が何であれ、要求の態度を表す表現が発話時にまさしく要求の態度を表出するか否かに根拠を置いた一般的なものであり、言い換えれば、要求の態度という言語学的知識に根拠を置いた一般的なものであり、そのため、要求の態度を表す表現をともなう接続節における要求表現の可否に関する判断は、その判断が要求の態度という言語学的知識に基づく場合においては、一般的なものであるということに補足しておく\*23。

これを文例 1 についていえば、その順接的並列節における要求表現の可否に関する判断は、話し手の要求の態度を表す表現をともない、その表現が発話時にまさしく話し手の要求の態度を表出するような順接的並列節に対してあてはまるような一般的なものである。言い換えれば、「[話し手の要求の態度を表す表現をともなう順接的並列節] + 主節(非過去)\*24」の形式で表現される複文の接続節に対して、一般的にあてはまるのである。

順接的並列節が文例 1 と表層的に同じであるが、主節はタ形の述語をとる文例を見てみよう。

文例 2：[お母さんにはお小遣いを値上げしてほしいし]、お父さんには旅行に連れて行ってほしい。

本文例の順接的並列節は表層的には文例 1 の順接的並列節と同じである。異なる点は、本文例の順接的並列節における「(し)てほしい」という表現が「(し)てほしかった」の意になることである。この場合、「(し)てほしかった」というのは話し手の要求の態度を表す表現ではないので、本文例の順接的並列節は発話時に話し手の要求の態度を帯びるものではなく、話し手の要求を表現していない。

文例 1 のような主節の述語が基本形をとる(あるいは主節の時制が文の発話時を基準にして非過去である)タイプの文例と、文例 2 のような主節の述語がタ形をとる(あるいは主節の時制が文の発話時を基準にして過去である)タイプの文例は、接続節における要求表現の可否などを検討する際に、原則として対になるものである。本論文では、それぞれを主節の述語の違いによって、基本文例、タ形文例と呼ぶことにする。そして以下、話し手の要求の態度を表す表現をともなう他の種別の接続節については、文例 1 のような基本文例は原則として取り上げる。しかしながら、タ形文例が明らかに上記の文例 2 と同様の論法によって話し手の要求を表現しない場合には、原則としてそのよ

\*23 以下、要求の態度を表す表現をともなう接続節における要求表現の可否に関する判断は、その判断が要求の態度という言語学的知識に基づいている限りにおいては一般的なものであるので、このような補足書きは省略する。

\*24 「主節(非過去)」という表現は、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であることを意味する。

うなタ形文例は取り上げない。

次に、順接的並列節が他者の要求の態度を表す表現をとともなう文例を見てみよう。

文例 3：[兄は父に電動自転車を買ってほしがっているし]、妹は母からパソコンを貰いたがっている。

本文例の順接的並列節は、他者の要求の態度を表す表現である「(買った)てほしがっている」をとともなっている。この場合、文例 1 と同様に順接的並列節の性格上、当該の順接的並列節は他者の要求の態度を表す表現である「(買った)てほしがっている」によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「(父が兄に)電動自動車を買うこと{兄}」である。

順接的並列節が文例 3 と表層的に同じであるが、主節はタ形の述語をとる文例を見てみよう。

文例 4：[兄は父に電動自転車を買ってほしがっているし]、妹は母からパソコンを貰いたがっていた。

本文例の順接的並列節における「(買った)てほしがっている」という表現は「(買った)てほしがっていた」の意になるが、「(買った)てほしがっていた」というのは他者の要求の態度を表す表現であるから、文例 3 と同様の論法によって、本文例は発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現している。要求に相当する事態は文例 3 と同様である。

以下、他者の要求の態度を表す表現をとともなう他の種別の接続節については、文例 3 のような基本文例は原則として取り上げる。しかしながら、文例 4 のように、タ形文例の接続節に現れる他者の要求の態度を表す表現は「～た」の意になるが、当該の接続節に対して明らかに基本文例と同様の論法を使えて同様の見解を得られる場合には、原則としてそのようなタ形文例は取り上げない。

最後に、要求の態度を表す表現を順接的並列節はともなわないが、主節はともなう文例を見てみよう。

文例 5：[田中さんは要求定義書を作り]、[中野君は設計をし]、野田君は実装を行ってください。

本文例の主節は、話し手の要求の態度を表す表現である「(行っ)てください」をとともなって、発話時に話し手の要求の態度を帯びる。一方、文例 1～文例 4 とは異なり、2つの順接的並列節には要求の態度を表す表現は現れていない。しかしながら、これらの順接的並列節は主節における話し手の要求の態度を表す表現である「てください」が表出する話し手の要求の態度を共有している。したがって、本文例における2つの順接的並列節は、主節と同様に発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現している。要求に相当する事態は、それぞれ「田中さんが要求定義書を作ること」、「中野君が設計をすること」である。

以上のことから、表 3 ①の言語学的知識を得る。

### A.2.2 逆接的並列節

まず、逆接的並列節が話し手の要求の態度を表す表現を

ともなう文例を見てみよう。

文例 1：[君は学校へ行くべきだが]、私は行かない。

本文例の逆接的並列節は、話し手の要求の態度を表す表現である「べきだ」をとともなっている。ここで、当該の逆接的並列節が「べきだ」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びるか否かを検討するために、まず本文例における逆接的並列節と主節を以下のように単文化してみる。ここで、複文の節を単文化するとは、当該節における事態と態度の表現を、必要があれば補足語を補充して、単文によって表現することである。

単文表現(並列節)：君は学校へ行くべきだ\*25。

単文表現(主節)：私は学校へ行かない。

そして、これらの単文表現を用いて、本文例の複文を連文化してみる。ここで、複文を連文化するとは、当該複文の各節を単文化することによって得られる単文表現を、当該複文の接続節に現れる接続助詞(文例 1 においては「が」)に相当する機能を果たす接続詞(この場合、たとえば「だが」)を介してつなぎ、連文によって表現することである。当然ながら、すべての複文を連文化することができるというわけではない。それは、所与の複文の接続節に接続助詞が必ず現れるというわけではなく、接続助詞をとともなわない接続節もあるからである\*26。また、所与の複文の接続節に接続助詞が現れていても、それに相当する機能を果たす接続詞が見出せない場合もあるからである。

本文例の複文は以下のように連文化することができる。

連文表現(文例 1)：君は学校へ行くべきだ。だが、私は学校へ行かない。

この連文表現は、文例 1 の複文と同義であり、その「第 1 文 + だが」は文例 1 の逆接的並列節に対応している。そして、こうした同義の連文表現が可能であるということは、当該の逆接的並列節について「君は学校へ行くべきだ。」という言い切りが可能であることを意味している。したがって、当該の逆接的並列節は話し手の要求の態度を表す表現である「べきだ」によって発話時に話し手の要求の態度(当為(要求)の態度)を帯びて、話し手の要求を表現している。要求に相当する事態は「君が学校へ行くこと」である。

上述したような複文の連文化に対して、接続詞だけでなく、「これに対して」や「とはいえ」などの接続詞相当句や、さらに幅広い接続表現の利用を容認するという考え方もありうる。しかしながら、そうした接続表現を容認すると、複文とその連文表現との同義性の判定が簡単ではなくなる。そのため本論文は、複文の連文化においては、接続詞の利用に限定している。

\*25 この単文表現は、聞き手が実現主体となる「君が学校へ行く」という事態について、当為の態度を表す非タ形の表現である「べきだ」によって当為の態度を表出しているのので、発話時に当為(要求)の態度を帯びる。

\*26 たとえば、「[私が作ってほしい]料理は親子どんぶりです。」という複文の接続節(補足語修飾節)は接続助詞をとともなっていない。

次に、逆接的並列節が他者の要求の態度を表す表現をと  
もなう文例を見てみよう。

文例 2: [兄は温泉旅行に行きたがっているが], 妹は行  
きたがらない。

本文例の逆接的並列節は、文例 1 と同様の論法によって、  
他者の要求の態度を表す表現である「(行き) たがっている」  
によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の  
要求を表現している。要求に相当する事態は「(兄が) 温泉  
旅行に行くこと {兄}」である。

以上のことから、表 3 ②の言語学的知識を得る。

### A.3 補足節における要求表現

#### A.3.1 形式名詞「こと」、「の」、「ところ」をともなう補 足節

##### A.3.1.1 コト補足節

まず、コト補足節が話し手の要求の態度を表す表現をと  
もなう文例を見てみよう。

文例 1: [特定のフォルダにファイルを移動したいこと  
が] 多い。

益岡 [14] は、文の表現に「こと」を付加することは、文  
の表現から通常それが帯びるモダリティ性を剥奪し、文の  
表現を命題化するということである、と述べている。こう  
した文法論的見解は、文の表現に形式名詞「こと」が付加  
されて「文+こと」になると、当該文の表現が帯びる話し  
手の態度が剥奪されて、当該文の表現が事態を表す表現に  
なる（つまり、事態化する）ことを意味する。

したがって、本文例のコト補足節は、「(移動し) たい」  
という話し手の要求の態度を表す表現をともなっているが、  
そこでは話し手の要求の態度は剥奪されており、発話時に  
話し手の要求の態度を帯びるものではない。そのため、当  
該のコト補足節は話し手の要求を表現するものではない。

次に、コト補足節が他者の要求の態度を表す表現をと  
もなう文例を見てみよう。

文例 2: [多くの PC ユーザがバッテリー寿命を延ばして  
ほしがっていることに] しよう。

ここで、本文例のコト補足節の内容<sup>\*27</sup> (本文例の波線  
部) を文としてとらえ、その文を以下のように文 A と呼ぶ  
ことにしよう。

文 A: 多くの PC ユーザがバッテリー寿命を延ばしてほ  
しがっている。

この場合、文 A は、話し手の態度を表す表現が明示的  
ではないが、文 A の発話時に話し手が真であると信じてい  
ることを相手に知らせるといふ確言の態度を帯びる。そし  
て、文 A は「多くの PC ユーザ」という他者の要求の態度  
を表す表現である「(延ばし) てほしがっている」によって

発話時に「多くの PC ユーザ」という他者の要求の態度を  
帯びる。

しかしながら、文 A に形式名詞「こと」を付加した以下  
の「文 A + こと」という表現は、文 A から話し手の確言の  
態度を剥奪する。

文 A + こと: 多くの PC ユーザがバッテリー寿命を延ばし  
てほしがっていること。

このことは、「文 A + こと」という表現において、文 A  
の真偽が未定となり、文 A が他者の要求の態度を表す表現  
である「(延ばし) てほしがっている」によって発話時に他  
者の要求の態度を帯びるか否かが未定となることを意味す  
る。この場合、「文 A + こと」という表現において、文 A  
が他者の要求を表現していると積極的に判別する理由はな  
く、むしろ他者の要求を表現していないと判別するのが適  
当である。したがって、本文例のコト補足節は他者の要求  
を表現していないと判別するのが適当である。

以上のことから、要求の態度を表す表現をともなうコト  
補足節は、要求を表現しえないとするのが適当である。

コト補足節が要求を表現する場合がある。まず、以下の  
文例を見てみよう。

文例 3: [厚生労働省が年金問題を早く解決することを]  
希望する。

本文例におけるコト補足節は、「~こと」の形式によっ  
て、「厚生労働省が年金問題を早く解決すること」という事  
態を描いている (本文例の波線部)。そして、主節は話し  
手の要求の態度を表す表現 (語彙的表現)<sup>\*28</sup>である「希望す  
る」によって、発話時に話し手の要求の態度を帯びる。し  
たがって、当該のコト補足節は要求に相当する事態を表現  
している。それは、「厚生労働省が年金問題を早く解決す  
ること」である。

ここで、文例 3 のコト補足節における要求表現の可否判  
断に関する論法は、コト補足節に「~こと」の形式によっ  
て描かれている事態が何であれ、主節に現れる話し手の要  
求の態度を表す表現 (語彙的表現) が何であれ、一般的に、  
[[「~こと」の形式で事態を表す表現 + 格助詞] (コト補足  
節) + 話し手の要求の態度を表す表現 (語彙的表現) をと  
もなう主節 (非過去)] の形式で表現される複文の接続節に  
ついてあてはまるものであり、そのため、文例 3 のコト補  
足節における要求表現の可否に関する判断は容易に一般化  
できるものであるということを補足しておく。

次に、コト補足節は文例 3 と同じであるが、主節に他者  
の要求の態度を表す表現をともなう文例を見てみよう。

文例 4: [厚生労働省が年金問題を早く解決することを]  
佐藤君は {希望している / 希望していた}。

<sup>\*27</sup> コト補足節の内容とは、コト補足節から「こと + 格助詞」を除いた部分の意味内容を指す。

<sup>\*28</sup> 4.2 節および 5.3 節で述べたように要求の態度を表す表現には、  
文法的な表現形式と、語彙的表現がある。本論文では、主として  
表現形式を対象にしている場合には要求の態度を表す表現 (表現  
形式) と記し、主として語彙的表現を対象にしている場合には要  
求の態度を表す表現 (語彙的表現) と記すこともある。

本文例におけるコト補足節も、「～こと」の形式によって、「厚生労働省が年金問題を早く解決すること」という事態を描いている（本文例の波線部）。そして、主節は「佐藤君」という他者の要求の態度を表す表現（語彙的表現）である「{希望している／希望していた}」によって、発話時に「佐藤君」という他者の要求の態度を帯びる。したがって、当該のコト補足節は要求に相当する事態を表現している。それは、「厚生労働省が年金問題を早く解決すること{佐藤君}」である。

そして、文例3に対する補足書きと同様に、文例4のコト補足節における要求表現の可否判断に関する論法は、一般的に、「[「～こと」の形式で事態を表す表現 + 格助詞]（コト補足節）+ 他者の要求の態度を表す表現（語彙的表現）をとまなう主節」の形式で表現される複文の接続節についてあてはまるものであり、そのため、文例4のコト補足節における要求表現の可否に関する判断は容易に一般化できるものである。

以上のことから、表4①の言語学的知識を得る。

#### A.3.1.2 ノ補足節

まず、ノ補足節が話し手の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

文例1：[PCのバッテリー寿命を10時間以上にしてほしいのを]、だれも分かってくれない。

宮島ら[22]は埋め込み節<sup>\*29</sup>における「の」について、「ノはそれ自体、実質的な意味を担うことはなく、名詞化の機能のみを担う。」としている。こうした文法論的見解は、文の表現に形式名詞「の」を付加しても、当該文が表現する事態と態度が意味的に変容することはなく、当該文の表現が単に名詞化されるだけであるということの意味する。

したがって、本文例のノ補足節の時制が文の発話時を基準にして非過去であることも考慮すると、当該のノ補足節は、「(し) てほしい」という話し手の要求の態度を表す表現によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現している。要求に相当する事態は「(誰かが) PCのバッテリー寿命を10時間以上にすること」である。

次に、ノ補足節が他者の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

文例2：[子供たちが私に家族旅行へ連れて行ってほしいのを] 私は知っている。

本文例の発話時に、本文例のノ補足節において話し手がとらえている事態は、当該のノ補足節の内容<sup>\*30</sup>（本文例の波線部）によって表されている。これを文としてとらえ、その文を以下のように文Aと呼ぶことにしよう。

文A：子供たちが私に家族旅行へ連れて行ってほしいがっ

ている。

この場合、文Aは、話し手の態度を表す表現が明示的ではないが、文Aの発話時には確言の態度を帯びる。つまり、文Aによって表される事態は、文Aの発話時には話し手にとって既定である。

そして、埋め込み節における「の」について上述した文法論的見解によれば、文Aに形式名詞「の」を付加した「文A+の」という表現においては、形式名詞「こと」を付加した場合とは異なって、本文例の発話時においても文Aは確言の態度を帯びる。また、本文例の主節には文Aによって表される事態の既定性を打ち消す表現（たとえば「(私は) 知らない」というような表現）はない。このことは、「文A+の」という表現においても、文Aによって表される事態は、本文例の発話時において話し手にとって既定の事態であることを意味する。

そうすると、他者の要求の態度という言語学的知識(5.2節と5.3節を参照)に基づいて、本文例のノ補足節は、(1)引用の形式をとらず、(2)本文例の発話時に話し手にとって既定の事態を表し、(3)「子供たち」という他者の要求の態度を表す表現である「(連れて行く) てほしいがっている」をとまなう発話時に「子供たち」という他者の要求の態度を帯びることから、「子供たち」という他者の要求を表現するものである<sup>\*31</sup>。要求に相当する事態は「(私が子供たちを) 家族旅行へ連れて行くこと {子供たち}」である。

また、要求概念の定義に基づけば、本文例のノ補足節については、5.1節（「引用なしで他者の要求を表現する要求文」）の文例1と同様の議論が成り立つので、要求表現の可否について上記と同様の見解が得られる。これによって上記の見解は補強される。

以下は、ノ補足節が文例2と表層的に同じであるが、文の発話時に当該のノ補足節の内容が話し手にとって既定ではないような文例である。

文例3：[子供たちが私に家族旅行へ連れて行ってほしいのを] 私は知らない。

本文例のノ補足節だけを見れば、当該のノ補足節が「子供たち」という他者の要求の態度を発話時に帯び、「子供たち」という他者の要求を表現しているように見受けられる。しかしながら、主節の「(私は) 知らない」という表現から、当該のノ補足節の内容（本文例の波線部）は、本文例の発話時に話し手にとって既定ではない。つまり、当該内容は未定であり、当該内容が「子供たち」という他者の要求の態度を発話時に帯びるか否かが未定である。この場合、当該のノ補足節が要求を表現していると積極的に判別する理由はなく、むしろ要求を表現していないと判別する

<sup>\*29</sup> 埋め込み節は、「名詞相当表現 + 格助詞」の形式で表される補足節から格助詞を除いたものに相当する。

<sup>\*30</sup> ノ補足節の内容とは、ノ補足節から「の + 格助詞」を除いた部分の意味内容を指す。

<sup>\*31</sup> 以下、接続節における要求表現の可否について論述する際、当該接続節に引用の形式をとらずに描かれている事態が文の発話時において「話し手にとって既定の事態」であることを明らかにした後で、ここでの論法を「ノ補足節の文例2と同様の論法」としてしばしば用いるので注意されたい。

のが適当である。

最後に、ノ補足節の内容が事態を表し、コト補足節の文例3や文例4と同様に、主節が要求の態度を表す表現（語彙的表現）をともなって発話時に要求の態度を帯びる文例を見てみよう。

文例4：「政府が年金問題を解決するのを」希望する。

文例5：「政府が年金問題を解決するのを」佐藤君は{希望している／希望していた}。

文例4のノ補足節の内容（本文例の波線部）は「政府が年金問題を解決する」という話し手がとらえる事態を表している。そして、埋め込み節における「の」について上述した文法論的見解によれば、「当該事態＋の」という表現においても当該事態が意味的に変容することはなく、「当該事態＋の」という表現は当該事態を名詞化するだけである。この当該事態を名詞化した「当該事態＋の」という表現は、たとえば「政府による年金問題の解決」という名詞相当表現と同義であるので、文例4は以下の文例6と同義である。

文例6：政府による年金問題の解決を希望する。

文例6は話し手の要求の態度を表す表現（語彙的表現）である「希望する」をともなって、発話時に話し手の要求の態度を帯びるので、「政府による年金問題の解決」という事態は話し手の要求であると判別でき、したがって、文例4のノ補足節の内容である「政府が年金問題を解決する」という事態は話し手の要求であると判別できる。文例4において要求に相当する事態は「政府が年金問題を解決すること」である。

文例5についても、以下のように、文例4と同様の論述が可能である。文例5のノ補足節の内容（本文例の波線部）は「政府が年金問題を解決する」という事態を表している。ただし、文例5では、当該事態をとらえる当事者は「佐藤君」という他者である。そして、文例4と同様の論法によって、文例5は以下の文例7と同義である。

文例7：政府による年金問題の解決を佐藤君は{希望している／希望していた}。

文例7は「佐藤君」という他者の要求の態度を表す表現（語彙的表現）である「{希望している／希望していた}」をともなって、発話時に「佐藤君」という他者の要求の態度を帯びるので、「政府による年金問題の解決」という事態は「佐藤君」という他者の要求であると判別でき、したがって、文例5のノ補足節の内容である「政府が年金問題を解決する」という事態は「佐藤君」という他者の要求であると判別できる。文例5において要求に相当する事態は「政府が年金問題を解決すること{佐藤君}」である。

ここで、コト補足節の文例3や文例4に対する補足書きと同様に、文例4や文例5のノ補足節における要求表現の可否に関する論法は、一般的に、「[事態を表すノ補足節の内容＋の＋格助詞]（ノ補足節）＋話し手の要求の態度を

表す表現（語彙的表現）をともなう主節（非過去）」や「[事態を表すノ補足節の内容＋の＋格助詞]（ノ補足節）＋他者の要求の態度を表す表現（語彙的表現）をともなう主節」の形式で表現される複文の接続節にあてはまるものであり、そのため、文例4や文例5のノ補足節における要求表現の可否に関する判断は容易に一般化できるものである。

ノ補足節のなかには、補足語の1つを強調する「～のは～だ」という強調構文を作るものがある。そこで、強調構文において、要求の態度を表す表現をともなうノ補足節が要求を表現しうるか否かを検討する。以下の文例を見てみよう。

文例8：誕生日に自転車を買ってほしい。

文例9（強調構文）：「誕生日に買ってほしいのは」自転車だ。

文例9は、文例8を強調構文によって表現したものであり、「自転車を」という補足語を強調している。これら2つの文例は、意味的には同じである。

文例8は、話し手の要求の態度を表す表現である「(買ってほしい)」をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、「(聞き手が話し手の)誕生日に自転車を買う」という事態を要求として表現している。一方の文例9においては、文例1と同様の論法によって、ノ補足節は話し手の要求の態度を表す表現である「(買ってほしい)」をともなって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、要求を表現している。

しかしながら、文例9のノ補足節は要求に相当する事態の全体像—「(聞き手が話し手の)誕生日に自転車を買うこと」—を表現していない。それは、文例9では、事態の表現を構成する補足語の1つである「自転車を」を強調するために「自転車」が主節に配置されているからである。このように、文例9のノ補足節は要求を部分的に表現しており、要求に相当する事態の全体像を構成するためには、主節で強調されている補足語を当該のノ補足節に補充する必要がある。

以上のことから、表4②の言語学的知識を得る。

#### A.3.1.3 トコロ補足節

まず、トコロ補足節が話し手の要求の態度を表す表現（語彙的表現）をともなう文例を見てみよう。

文例1：他の人たちは、[社長が辞任することを私が求めているところを]、黙って見ている。

日本語記述文法研究会[23]は、「『ところ』をともなう名詞節<sup>\*32</sup>は、事態を『場』や『場面』や『情景』としてとらえて表している。」としている。こうした文法論的見解は、文の表現に形式名詞「ところ」を付加しても、当該文が表現する事態と態度が意味的に変容することはなく、当該文の表現が「場」や「場面」や「情景」として名詞化される

\*32 名詞節は、「名詞相当表現＋格助詞」の形式で表される補足節から格助詞を除いたものに相当する。

だけであるということの意味する。

したがって、本文例のトコロ補足節の時制が文の発話時を基準にして非過去であることも考慮すると、当該のトコロ補足節は、話し手の要求の態度を表す表現である「求めている」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現している。要求に相当する事態は「社長が辞任すること」である。

次に、トコロ補足節が他者の要求の態度を表す表現をとともなう文例を見てみよう。

**文例 2:** [鈴木さんたちが社長に辞任してほしがっているところを] 私は見ている。

本文例の発話時に、本文例のトコロ補足節において話し手がとらえている事態は、トコロ補足節の内容<sup>\*33</sup> (本文例の波線部) によって表されている。これを文としてとらえ、その文を以下のように文 A と呼ぶことにしよう。

文 A: 鈴木さんたちが社長に辞任してほしがっている。

この場合、文 A は、話し手の態度を表す表現が明示的ではないが、文 A の発話時には確言の態度を帯びる。つまり、文 A によって表される事態は、文 A の発話時には話し手にとって既定である。

そして、「ところ」をとともなう名詞節について上述した文法論的見解によれば、文 A に形式名詞「ところ」を付加した「文 A + ところ」という表現においては、形式名詞「こと」を付加した場合とは異なって、本文例の発話時においても文 A は話し手の確言の態度を帯びる。また、本文例の主節には文 A によって表される事態の既定性を打ち消す表現 (たとえば「(私は) 見えていない」というような表現) はない。このことは、「文 A + ところ」という表現においても、文 A によって表される事態は、本文例の発話時において話し手にとって既定の事態であることを意味する。

そうすると、ノ補足節の文例 2 と同様の論法により、本文例のトコロ補足節は、「鈴木さんたち」という他者の要求の態度を表す表現である「(辞任し) てほしがっている」によって発話時に「鈴木さんたち」という他者の要求の態度を帯びて、「鈴木さんたち」という他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「社長が辞任すること {鈴木さんたち}」である。

以下は、トコロ補足節が文例 2 と表層的に同じであるが、文の発話時に当該のトコロ補足節の内容が話し手にとって既定ではないような文例である。

**文例 3:** [鈴木さんたちが社長に辞任してほしがっているところを] 私は見えていない。

本文例のトコロ補足節は、ノ補足節の文例 3 と同様の論法によって、要求を表現していないと判別するのが適当である。

ところで、以下の文例を見てみよう。

**文例 4:** [児童に授業をまじめに受けてほしいところを] 父母たちは見ている。

本文例は「要求の態度を表す表現 (表現形式) をともなうトコロ補足節 + 主節」という形式をとる複文である。こうした形式をとる複文は、本文例からも分かるように、意味的に不明瞭である。この種の意味的な不明瞭さは、文法的な表現形式「てほしい」などによって表される心的態度を「場」や「場面」や「情景」としてとらえることが、そもそも言語表現として不適当であることに起因している。したがって、要求の態度を表す表現 (表現形式) をともなうトコロ補足節によって、要求は表現できないと考えるのが適当である。

さらに、以下の文例を見てみよう。

**文例 5:** [彼が玲子とワルツを踊っているところを] 希望する。

本文例は、「トコロ補足節 + 要求の態度を表す表現 (語彙的表現) をともなう主節」という形式をとる複文である。こうした形式をとる複文では、本文例からも分かるように、トコロ補足節と要求の態度を表す表現 (語彙的表現) — 本文例では「希望する」— との接続が不自然である。本来、トコロ補足節に接続する述語は「目撃する」、「見かける」などの目撃を表す動詞や、「捕まえる」、「捉える」などの捕捉を表す動詞に限られる [11]。これに従えば、トコロ補足節に、要求の態度を表す表現 (語彙的表現) が述語として接続することは、言語表現として不適当であるということになる。したがって、「トコロ補足節 + 要求の態度を表す表現 (語彙的表現) をともなう主節」という形式で表される複文のトコロ補足節も、要求を表現することはできないと考えるのが適当である。

以上のことから、表 4 ③の言語学的知識を得る。

### A.3.2 疑問表現の補足節

#### A.3.2.1 選択疑問表現の補足節

以下の文例を見てみよう。

**文例 1:** [就職したいのか進学したいのか] 今度お話しします。

**文例 2:** [佐藤さんが私にパーティへ出席してほしがっているかどうかを] 教えてください。

これらの文例における補足節は、要求の態度を表す表現をとともなう選択疑問表現で表されている。文例 1 の選択疑問表現の補足節には、選択肢として「就職したいのか」と「進学したいのか」という疑問表現がある。そして、どちらも話し手の要求の態度を表す表現である「(し) たい」をともなっている。しかしながら、疑問表現であるがゆえに、どちらも発話時に話し手の要求の態度を帯びるか否かが未定である。この場合、当該の補足節が話し手の要求を表現していると積極的に判別する理由はなく、むしろ要求を表現していないと判別するのが適当である。

\*33 トコロ補足節の内容とは、トコロ補足節から「ところ + 格助詞」を除いた部分の意味内容を指す。

文例2の選択疑問表現の補足節において話し手がとらえている事態は、「佐藤さんが私にパーティへ出席してほしい」という心理的な事態である。そして、当該事態には「(出席し)てほしい」という表現によって「佐藤さん」という他者の要求の態度が埋め込まれているように見受けられる。しかしながら、当該の補足節において、当該事態は話し手にとって真偽未定である。このことは、当該事態を表す表現が「(出席し)てほしい」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びるか否かが未定であることを意味する。この場合、当該の補足節が他者の要求を表現していると積極的に判別する理由はなく、むしろ要求を表現していないと判別するのが適当である。

以上のことから、表4④の言語学的知識を得る。

### A.3.2.2 疑問語疑問表現の補足節

まず、疑問語疑問表現の補足節が話し手の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

文例1: [なぜ君に東京へ行ってほしいのか] 教えてあげます。

本文例の補足節は、話し手の要求の態度を表す表現である「(行っ)てほしい」をとまなう疑問語疑問表現で表されている。疑問語疑問表現は、**疑問の前提**(話し手にとって既定の部分)と**疑問の焦点**(話し手にとって未定の部分)を持つ。当該の補足節における疑問の前提と焦点は、以下のとおりである。

疑問の前提(文例1): なぜか君に東京へ行ってほしい。

疑問の焦点(文例1): なぜ。

この疑問の前提は、話し手の要求の態度を表す表現である「(行っ)てほしい」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現している。話し手はこのような疑問の前提に基づいて本文例の補足節を発話しているのであるから、当該の補足節はこの疑問の前提によって話し手の要求を表現しているといえる。要求に相当する事態は「なぜか君が東京へ行くこと」である。

また、疑問語疑問表現の補足節が他者の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

文例2: [先生が君に何をしたいか] 私は知っている。

本文例における疑問語疑問表現の補足節は、以下に示す疑問の前提と焦点を持つ。

疑問の前提(文例2): 先生が君に何をしたいか

疑問の焦点(文例2): 何。

この疑問の前提は、他者の要求の態度を表す表現である「(し)てほしい」によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現している。話し手はこのような疑問の前提に基づいて本文例の補足節を発話しているのであるから、当該の補足節はこの疑問の前提によって

他者の要求を表現しているといえる。要求に相当する事態は「(君が)何かをすること{先生}」である。

以上のことから、表4⑤の言語学的知識を得る。

### A.3.3 引用節(引用の形式をとる補足節)

#### A.3.3.1 直接引用節

以下の文例を見てみよう。

文例1: 教育関係者は「いじめのない教育環境を作りたい。」と考えている。

本文例の直接引用節における引用内容(本文例の波線部)は、「教育関係者」の発言内容を直接的に引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「教育関係者」が話し手として当該引用内容を発言内容とする発言をしたものと読み取れる。

そうすると、話し手の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は、「話し手」\*<sup>34</sup>(つまり「教育関係者」)の要求の態度を表す表現である「(作り)たい」をとまなう、発話時に「話し手」の要求の態度を帯びて、「話し手」の要求を表現している。要求に相当する事態は「(教育関係者が)いじめのない教育環境を作ること{教育関係者}」である。

別の文例を見てみよう。

文例2: 教育関係者は「子供たちは親にもっと話しかけてもらいたがっている。」と言っていた。

本文例の直接引用節における引用内容(本文例の波線部)は「教育関係者」の発言内容を直接的に引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「教育関係者」が話し手として当該引用内容を発言内容とする発言をしたものと読み取れる。

そうすると、他者の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は、「子供たち」という他者の要求の態度を表す表現である「(話しかけ)てもらいたがっている」をとまなう、発話時に「子供たち」という他者の要求の態度を帯びて、「子供たち」という他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「(親が子供たちに)もっと話しかけること{子供たち}」である。

以上のことから、表4⑥の言語学的知識を得る。

大塚ら[1]は、所与の文が「~てほしい」という形の文に言い換え可能のときにそれを要求文であると判定するという要求文認定手法を提案しているが、「~てほしい」、「~てください」、「~てくれ」、「~もらいたい」などの「直接要求表現」(本論文では、話し手の要求の態度を表す表現に相当する)が「引用文」\*<sup>35</sup>に現れている場合には、当該

\*<sup>34</sup> 文例の話し手と、引用内容の発言者とを区別するために、後者を鉤括弧「」と「」で囲んで「話し手」と記す。

\*<sup>35</sup> 大塚ら[1]は「引用文」という用語を用いているが、どのような文を指すかについての説明はない。また、これは文法用語として見当たらない。おそらく、引用節をとまなう複文における引用節を指す用語と思われる。

引用文を「～てほしい」という形の文に言い換えることはできなかったとしている。これが意味することは、彼らの要求文認定手法では、要求が表現されている引用文であっても、その引用文は要求文として認定されないということである。これは、彼らの要求文認定手法の弱点であると思われる。彼らは引用文の種別を明らかにしていないが、この弱点は引用節をとまなう複文全般にあてはまると考えられる。

なお、上記2つの文例は、文の話し手が引用の形式を用いて他者の要求を表現する要求文の例である。上述のように、文例1の直接引用節における引用内容は、当該文例の話し手の要求の態度を発話時に帯びるものではないが、当該引用内容の「話し手」（つまり「教育関係者」）の要求の態度を発話時に帯びる。一方、文例2の直接引用節における引用内容は、当該文例の話し手の要求の態度を発話時に帯びるものでもなく、当該引用内容の「話し手」（つまり「教育関係者」）の要求の態度を発話時に帯びるものでもなく、まさしく「子供たち」という他者の要求の態度を発話時に帯びる。

ここで、文例1の直接引用節における引用内容—「教育関係者」の「いじめのない教育環境を作りたい。」という発言内容—が発話時に帯びる「他者」の要求の態度（この場合「教育関係者」の要求の態度）は、5.2節で導入した「他者の要求の態度」とは異質なものである。なぜならば、当該引用内容が発話時に帯びる「他者」の要求の態度は、当該引用内容の発言者である「教育関係者」を「話し手」としてとらえなおすことによって、実質的には話し手の要求の態度としてとらえなおすことができるが、文の話し手が引用の形式を用いないで他者の要求を表現する要求文については、そもそも引用内容という概念を持ち込むことができず、そのようなとらえなおしができないからである。

#### A.3.3.2 ト間接引用節

まず、以下の文例を見てみよう。

文例1：お客様は、「もっと価格を下げてください」と言った。

本文例のト間接引用節における引用内容（本文例の波線部）は「お客様」の発言内容を間接的に引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「お客様」が話し手として当該引用内容を発言内容とする発言（たとえば「もっと価格を下げてくださいね。」との発言）をしたものと読み取れる。

そうすると、話し手の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は、「話し手」（つまり「お客様」）の要求の態度を表す表現である「（下げ）てほしい」ともなっていて、発話時に「話し手」の要求の態度を帯びて、「話し手」の要求を表現している。要求に相当する事態は「（誰かが）もっと価格を下げること{お客様}」である。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例2：母は私に、「優ちゃんが私に宿題を手伝ってほしいがっていたよ」と言った。

本文例のト間接引用節における引用内容（本文例の波線部）は、「母」の発言内容を間接的に引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「母」が話し手として当該引用内容を発言内容とする発言（たとえば「優ちゃんがあなたに宿題を手伝ってほしいがっていたよ。」との発言）をしたものと読み取れる。

そうすると、他者の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は、「優ちゃん」という他者の要求の態度を表す表現である「（手伝っ）てほしいがっていたよ」ともなっていて、発話時に「優ちゃん」という他者の要求の態度を帯びて、「優ちゃん」という他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「（私が優ちゃんの）宿題を手伝うこと{優ちゃん}」である。

さらに以下の文例を見てみよう。

文例3：私は、「所得税をもっと下げてほしい」と思った。

本文例のト間接引用節における引用内容（本文例の波線部）は「私」（話し手）の思考内容（心内発話）を間接的に引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「私」が話し手として当該引用内容を思考内容とする思考（たとえば「所得税をもっと下げてほしい。」との心内発話）をしたものと読み取れる。

そうすると、話し手の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は「話し手」（つまり「私」＝話し手）の要求の態度を表す表現である「（下げ）てほしい」ともなっていて、発話時に「話し手」の要求の態度を帯びて、「話し手」の要求を表現している。要求に相当する事態は「所得税をもっと下げること」である。

なお、主節の述語がト間接引用節における引用内容の存在を否定するような場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例4：お客様は、「もっと価格を下げてください」とは言わなかった。

本文例は「お客様は、もっと価格を下げてくださいと言った。」の否定であり、「もっと価格を下げてください」という引用内容が話し手にとって存在しなかったことを主張している。存在しない引用内容は要求を表現しえない。

また、引用内容の存在の真偽が話し手にとって未定であるような場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例5：お客様は、「もっと価格を下げてください」と言った{ようだ/そうだ/かもしれない}。

本文例の主節は話し手の態度として話し手が真とは断定できない知識を述べるという概言の態度を発話時に帯びており、「もっと価格を下げてください」という引用内容の存在の真偽が話し手にとって未定である。存在の真偽が未定である引用内容は、要求を表現しないと考えるのが適当である。さらに以下の文例で示すように、主節が真偽疑問の形式で表される場合も同様である。

文例 6：お客様は、[もっと価格を下げてほしいと] 言ったのか？

以上のことから、表 4 ⑦の言語学的知識を得る。

### A.3.3.3 ヨウニ間接引用節

以下の文例を見てみよう。

文例 1：社長は田中部長に[すぐ帰社するように]命じた。

本文例のヨウニ間接引用節における引用内容（本文例の波線部）は、主節に「社長は田中部長に命じた」とあることから、図 A・1 の左側から右側に向けて示すように、本文例の発話時以前のある時点で行われた「社長」から「田中部長」に向けた命令発言（たとえば「田中部長、すぐ帰社しろ。」）を間接的に引用したものである。そして、図 A・1 に示すように、当該引用内容に描かれている事態は「(田中部長が) すぐ帰社する」という事態であり（図 A・1 の右下側を参照）、当該事態の発話時は「社長」が「田中部長」に向けて命令発言をした時である（図 A・1 の左側を参照）。

この場合、当該引用内容は「社長」の要求の態度を表す表現をともなっていない。しかしながら、そこに描かれている「(田中部長が) すぐ帰社する」という事態は、「社長」から「田中部長」への命令内容であることから、発話時に「社長」にとって望ましい未実現の事態であり、また当該事態の実現主体として「田中部長」が存在し、「社長」は「田中部長」に当該事態の実現を求めているといえる。したがって、要求概念の定義から、当該事態は「社長」の要求であると判別できる。要求に相当する事態は「(田中部長が) すぐ帰社すること {社長}」である。

ここで、文例 1 のヨウニ間接引用節における要求表現の可否判断に関する論法は、一般的に、「[事態 + ように] (ヨウニ間接引用節) + 「命じた」などの命令を意味する表現をともなう主節」の形式で表現される複文の接続節についてあてはまるものであり、そのため、文例 1 のヨウニ間接引用節における要求表現の可否に関する判断は容易に一般化できるものであるということも補足しておく。これは、以下の文例 2～文例 5 についても同様である。

さらに以下の文例を見てみよう。

文例 2：母は父に[帰りがけにスーパーで豆腐を買ってくるように]頼んだ。

文例 3：田中先生は学生たちに[修正液を使わないよう]禁じた。

文例 4：私は友人を[大手食品系企業のイベントへ参加するように]誘った。

文例 5：父は[注文した商品を夕方以降に届けるよう]業者に希望した。

上記各文例のヨウニ間接引用節における引用内容（各文例の波線部）は、文例 2 では「母」から「父」への依頼発言（たとえば「帰りがけにスーパーで豆腐を買ってきてちょうだい。」）を引用し、文例 3 では「田中先生」から「学生たち」への禁止発言（たとえば「修正液を使っちゃいけない。」）を引用し、文例 4 では「私」から「友人」への勧誘発言（たとえば「大手食品系企業のイベントへ参加しないか。」）を引用し、文例 5 では「父」から「業者」への希望発言（たとえば「注文した商品を夕方以降に届けてほしい。」）を引用したものである。そして、それぞれの引用内容に描かれている事態は、依頼内容、禁止内容、勧誘内容、希望内容であり、文例 1 と同様の論法によって要求であると判別できる。要求に相当する事態は、それぞれ「(父が) 帰りがけにスーパーで豆腐を買ってくること {母}」, 「(学生たちが) 修正液を使わないこと {田中先生}」, 「(私と友人が) 大手食品系企業のイベントへ参加すること」, 「(業者が) 注文した商品を夕方以降に届けること {父}」である。

一方、ト間接引用節の文例 4～文例 6 と同様に、以下の文例 6 における引用内容は要求を表現しえないし、文例 7～文例 8 における引用内容は要求を表現しないとするのが適当である。

文例 6：社長は田中部長に [すぐ帰社するようには] 命じなかった。

文例 7：社長は田中部長に [すぐ帰社するように] 命じた {ようだ/ そうだ/ かもしれない}。

文例 8：社長は田中部長に [すぐ帰社するようには] 命じたのか？

以上のことから、表 4 ⑧の言語学的知識を得る。

## A.4 連体節における要求表現

### A.4.1 補足語修飾節

まず、補足語修飾節が話し手の要求の態度を表す表現をともなう文例を見てみよう。

文例 1：[お母さんに食べてほしい] 料理は親子どんぶりです。

この場合、本文例の補足語修飾節と被修飾名詞「料理」との意味関係は「お母さんに (その) 料理を食べてほしい」という表現によって表され、この意味関係の真正を前提にして、話し手は当該の補足語修飾節—「お母さんに食べてほしい」—を発話していると解せる。そうすると、当該の補足語修飾節は、話し手の要求の態度を表す表現である「(食べ) てほしい」をともなう発話時に話し手の要求の態度を帯びることとなり、話し手の要求を表現するものである。

要求に相当する事態は表層的には「お母さんが食べること」であるが、本文例において、被修飾名詞「料理」と補足語修飾節「お母さんに食べてほしい」との意味関係が「お母さんに (その) 料理を食べてほしい」となっているので、意味的には「お母さんが (その) 料理を食べること」という要求に相当する事態を得ることが出来る。また、「(その) 料理」が「親子どんぶり」であるとの情報が主節にあることから、より具体的な要求に相当する事態として「お母さんが親子どんぶりを食べること」を得ることも出来る。

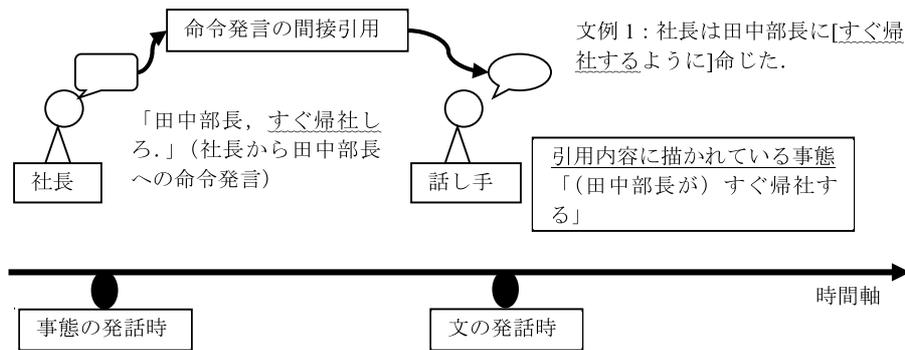


図 A-1 話し手が他者の要求を間接引用によって表現する文脈

Fig. A-1 The context in which a speaker expresses another person's requirement by indirect quotation.

次に、補足語修飾節が他者の要求の態度を表す表現をと  
もなう文例を見てみよう。

文例 2: [私に社長がこのシステムで実現してほしいが  
ている] 機能は給与計算機能です。

この場合、本文例の補足語修飾節と被修飾名詞「機能」  
との意味関係は「私に社長がこのシステムで (その) 機能  
を実現してほしいがっている」という表現によって表され、  
この意味関係の真正を前提にして、話し手は本文例の補足  
語修飾節を発話していると解せる。その際、話し手がとら  
えている事態は当該表現によって表される「私に社長がこ  
のシステムで (その) 機能を実現してほしいがっている」と  
いう事態であり、当該意味関係の真正を前提としているの  
であるから、本文例の発話時には当該事態は話し手にとっ  
て既定の事態であるということになる。

そうすると、ノ補足節の文例 2 と同様の論法により、本  
文例の補足語修飾節は、「社長」という他者の要求の態度を  
表す表現である「(実現し) てほしいがっている」によって発  
話時に「社長」という他者の要求の態度を帯びて、「社長」  
という他者の要求を表現している。

ここで、要求に相当する事態は、表層的には「私がこの  
システムで実現すること {社長}」であるが、当該の補足  
語修飾節と被修飾名詞「機能」との意味関係を考慮すると  
「私がこのシステムで (その) 機能を実現すること {社長}」  
とでき、さらに「(その) 機能」が「給与計算機能」であ  
るとの情報があることから、より具体的には「私  
がこのシステムで給与計算機能を実現すること {社長}」と  
できる。

最後に以下のような文例を見てみよう。

文例 3: [お母さんに食べてほしい] 料理は存在しない。

文例 4: [お母さんに食べてほしい] 料理が存在する {だ  
らう / ようだ / かもしれない / にちがいない}。

文例 5: [お母さんに食べてほしい] 料理は存在する  
のか?

文例 3~文例 5 については、文例 1 と同様に、補足語修  
飾節と被修飾名詞「料理」との意味関係が「お母さんに (そ

の) 料理を食べてほしい」という表現によって表され、こ  
の意味関係の真正を前提にして、話し手は当該の補足語修  
飾節を発話していると解せそうであるが、そうではない。

まず、文例 3 では「[お母さんに食べてほしい] 料理」の  
存在を話し手が主節で否定しているため、「お母さんに (そ  
の) 料理を食べてほしい」という表現で表される意味関係  
は表層的なものであって、実質的にはそのような意味関係  
が存在しないことになる。そうすると、文例 3 の補足語修  
飾節は、「(食べ) てほしい」という話し手の要求の態度を  
表す表現をとともなっているとしても、話し手の要求を表現す  
るものであるとはいえない。

文例 4 の主節における「{だろう / ようだ / かもしれな  
い / にちがいない}」という表現は話し手が真とは断定で  
きない知識を述べるという概言の態度 [11] を表すものであ  
るから、文例 4 では「[お母さんに食べてほしい] 料理」の  
存在を話し手が真であるとは断定しておらず、その存在の  
真偽が未定である。したがって、「お母さんに (その) 料理  
を食べてほしい」という表現で表される意味関係の真偽が  
未定である。そうすると、文例 4 の補足語修飾節は、「(食  
べ) てほしい」という話し手の要求の態度を表す表現をと  
もなっているとしても、その表現によって発話時に話し手の要  
求の態度を帯びるか否かが未定となる。この場合、当該の  
補足語修飾節が話し手の要求を表現していると積極的に判  
別する理由はなく、むしろ話し手の要求を表現するもので  
はないとするのが適当である。

文例 5 の主節は真偽疑問の形式をとっており、「[お母  
さんに食べてほしい] 料理」の存在の真偽が未定となってい  
る。したがって、文例 4 と同様に、文例 5 は話し手の要求  
を表現するものではないとするのが適当である。

以上の文例 1~文例 5 における補足語修飾節は、被修飾  
名詞（「料理」、「機能」）の指し示す対象が一定しておらず  
当該の被修飾名詞を限定するものである。これに対して、  
以下の文例 6~文例 10 に示すように、補足語修飾節には、  
被修飾名詞（「自分」、「太郎」）の指し示す対象が一定して  
おり当該の被修飾名詞に何らかの情報を付加するものもあ

る。これらの文例についても、文例1～文例5と同様の論法があてはまる。

文例6：[私のお母さんに感謝したい] 自分がいる。

文例7：[夕子が私に会ってほしがっている] 太郎がここへ来る。

文例8：[私のお母さんに感謝したい] 自分は存在しない。

文例9：[私のお母さんに感謝したい] 自分が存在する{だろう/ようだ/かもしれない/にちがいない}。

文例10：[私のお母さんに感謝したい] 自分が存在するのかわかるのか？

以上のことから、表5①の言語学的知識を得る。

#### A.4.2 相対名詞修飾節

以下の文例で示すように、時を表す相対名詞<sup>\*36</sup>が話し手の要求の態度を表す表現に接続するのは言語表現として不自然であり、時を表す相対名詞を修飾する相対名詞修飾節は、話し手の要求を表現しえないとするのが適当である。

文例1：[～{しろ/命令する}] {前日/翌日}……。

文例2：[～{してください/依頼する}] {前日/翌日}……。

文例3：[～{してはいけない/禁止する}] {前日/翌日}……。

文例4：[～{しよう/誘う}] {前日/翌日}……。

文例5：[～{してほしい/希望する}] {前日/翌日}……。

文例6：[～{したらよい/望ましい}] {前日/翌日}……。

次に、相対名詞修飾節が他者の要求の態度を表す表現をともなって、時を表す相対名詞を修飾する文例を見てみよう。

文例7：[温泉旅行に行きたがっていた] 翌日にお母さんは交通事故にあった。

本文例は、以下の文例と同義であると解せる。

文例8：[温泉旅行に行きたがっていた] 日の翌日にお母さんは交通事故にあった。

文例8において、「温泉旅行に行きたがっていた」(本文例の波線部)は、相対名詞修飾節ではなく、被修飾名詞「日」を修飾する補足語修飾節である。この場合、「お母さんが(その)日に温泉旅行に行きたがっていた」という補足語修飾節と被修飾名詞との意味関係の真正が認められ、当該の補足語修飾節は、他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びるので、補足語修飾節について得た見解から、他者の要求を表現するものである。したがって、文例7の相対名詞修飾節もまた、他者の要求の態度を表す表現をともなって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。要求に相当する事態は「(お母さんが)温泉旅行に行くこと

{お母さん}」である。

一方、要求の態度を表す表現をともなう相対名詞修飾節が場所を表す相対名詞を修飾する文例を見てみよう。

文例9：[君に座ってほしい] {前/うしろ/そば}に大きな木がある。

文例10：[妹が君に座ってほしがっている] {横/となり/近く}に大きな木がある。

これらの文例から分かるように、「前」、「うしろ」、「そば」、「横」、「となり」、「近く」のような場所を表す相対名詞を、要求の態度を表す表現をともなう相対名詞修飾節によって修飾するのは言語表現として不自然である。したがって、場所を表す相対名詞を修飾する相対名詞修飾節は、要求を表現しえないとするのが適当である。

ただし、文例9と文例10は、言語表現として不自然ではあるが、仮にこのような文が存在するとすれば、それぞれが以下の文例11、文例12と同義であると解せる。

文例11：[君に座ってほしい] 場所の{前/うしろ/そば}に大きな木がある。

文例12：[妹が君に座ってほしがっている] 場所の{横/となり/近く}に大きな木がある。

この場合、文例7と同様の論法によれば、文例9と文例10が要求を表現していると判別することはできないというわけではない。しかしながら、話し手があえて不自然な言語表現を用いて自分や他者の要求を伝えることはきわめて稀か、皆無と考えられるので、やはり、場所を表す相対名詞を修飾する相対名詞修飾節については、要求を表現しうるとするのは適当ではなく、要求を表現しえないとするのが適当である。

以上のことから、表5②の言語学的知識を得る。

#### A.4.3 内容節

##### A.4.3.1 非引用の内容節

以下の文例を見てみよう。

文例1：[明日裁判所に出頭しなければならない] 可能性もある。

文例2：そろそろ、[あなた方にここから退去することを要求する] 状況が近づいている。

文例3：彼女には、[すべての人を愛したがる] 癖がある。

各文例における内容節は、非引用の内容節であり、要求の態度を表す表現をともなっている。しかしながら、非引用の内容節はもっぱら、被修飾名詞の内容を話し手が自身の言葉で説明し限定する連体節として機能する。そのため、非引用の内容節が要求の態度を表す表現をともなうにしても、これらの文例のように、それは話し手の要求の態度を表出したり他者の要求の態度を埋め込んだりするためではなく、被修飾名詞の内容を話し手が的確に説明し限定するために必要であるから用いられているにすぎない。したがって、要求の態度を表す表現をともなう非引用の内容節

\*36 相対名詞修飾節が修飾する名詞は相対名詞と呼ばれ、相対名詞には「前」、「後」のような時を表す相対名詞、「前」、「うしろ」、「そば」のような場所を表す相対名詞がある [11]。

が、要求の態度を発話時に帯びることはない。実際、各文例の内容節によって、話し手は「明日裁判所に出頭しなければならない。」、「あなた方にここから退去することを要求する。」、「(彼女は) すべての人を愛したが。」と伝えるものではない。

非引用の内容節が要求を表現する場合がある。以下の文例を見てみよう。

文例 4: [君が彼女に謝る] 必要がある。

文例 5: [君が公正である] 必要がある。

文例 4 と文例 5 における非引用の内容節は、それぞれ、「君が彼女に謝る」、「君が公正である」という、聞き手が実現主体となる事態を描いている。被修飾名詞の「必要」という名詞は、それぞれ、「どうしてもしなければならないこと」、「なくてはならないこと」を意味する。そして、これらの文例の主節では話し手が「必要がある」と主張しているので、話し手はそれぞれの事態について「(君が) どうしてもそうしなければならないこと」であり、「(君が) そうではなくてはならないこと」であると主張しているのである(ここで、波線部は当為の態度を表す表現である)。この点からすると、文例 4 と文例 5 は、それぞれ、以下の文例 6、文例 7 と同義であると解せる。

文例 6: 君は彼女に謝らなければならない。

文例 7: 君は公正でなくてはならない。

ここで、文例 6 と文例 7 は、それぞれ、「君が彼女に謝る」、「君が公正である」という聞き手が実現主体となる事態について、発話時に当為(要求)の態度を表出している。したがって、文例 6 と文例 7 は発話時に当為(要求)の態度を帯びるので要求文であると判別でき、文例 4 と文例 5 の非引用の内容節は要求を表現しているといえる。要求に相当する事態は、それぞれ、「君が彼女に謝ること」、「君が公正であること」である。

また、以下の文例における非引用の内容節も要求を表現している。

文例 8: [君が彼女に謝る] 必要性がある。

文例 9: [君が公正である] 必要性がある。

これらの文例における非引用の内容節が要求を表現していることは、被修飾名詞の「必要性」が「必要であること」を意味し、「必要であること」の内容が、それぞれ、聞き手を実現主体とする「君が彼女に謝ること」、「君が公正であること」という事態であることから明らかである。要求に相当する事態は、それぞれ文例 4、文例 5 と同じである。

さらに、「{必要/必要性}がある」という主節における助詞「が」が変化した「聞き手を実現主体となる事態を表現する非引用の内容節 + {必要/必要性} + {は/も/その他の取り立て助詞} + ある」という形式で表現される複文における非引用の内容節もまた、「{必要/必要性}がある」ことに変わりはなく、要求を表現する。以下にその文例を示す。

文例 10: [君が彼女に謝る] {必要/必要性}{は/も/さえ/こそ}ある。

文例 11: [君が公正である] {必要/必要性}{は/も/さえ/こそ}ある。

以上のことから、表 5 ③の言語学的知識を得る。

#### A.4.3.2 引用の内容節

まず、以下の文例を見てみよう。

文例 1: ユーザから、「もっと分かり易い解説書を作成するように{という/との}」 要望があった。

本文例の内容節における引用内容(本文例の波線部)は「ユーザ」の発言内容を引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「ユーザ」が話し手として当該引用内容を発言内容とする発言(たとえば「もっと分かり易い解説書を作成するように。」との発言)をしたものと読み取れる。

そうすると、話し手の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は、「話し手」(つまり「ユーザ」)の要求の態度を表す表現である「(作成する)ように」をともなって、発話時に「話し手」の要求の態度を帯びて、「話し手」の要求を表現している。要求に相当する事態は「(誰かが) もっと分かり易い解説書を作成すること {ユーザ}」である。

次に、以下の文例を見てみよう。

文例 2: 「息子が福祉関係の仕事に就きたがっている{という/との}」 報告を妻から受けた。

本文例の内容節における引用内容(本文例の波線部)は「妻」の発言内容を引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「妻」が話し手として当該引用内容を発言内容とする発言(たとえば「あなた、息子は福祉関係の仕事に就きたがっていますよ。」との発言)をしたものと読み取れる。

そうすると、他者の要求の態度という言語学的知識が使えて、当該引用内容は、「息子」という他者の要求の態度を表す表現である「(就き) たがっている」をともなって、発話時に「息子」という他者の要求の態度を帯びて、「息子」という他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「(息子が) 福祉関係の仕事に就くこと {息子}」である。

引用内容が発言内容ではなく思考内容を表す場合についても同様である。以下の文例を見てみよう。

文例 3: 私は 「海外に留学したい{という/との}」 気持ちを伝えなければならない。

本文例の内容節における引用内容(本文例の波線部)は「私」(話し手)の思考内容(心内発話)を引用したものである。したがって本文例からは、本文例の発話時以前のある時点で、「私」が話し手として当該引用内容を思考内容とする思考(たとえば「海外に留学したい。」との心内発話)をしたものと読み取れる。

そうすると、話し手の要求の態度という言語学的知識が

使えて、当該引用内容は、「話し手」（つまり「私」＝話し手）の要求の態度を表す表現である「（し）たい」ともなっていて、発話時に「話し手」の要求の態度を帯びて、「話し手」の要求を表現している。要求に相当する事態は「（私が）海外に留学すること」である。

以下に示す文例4のように、主節の述語が引用内容の存在を否定するような場合がある。存在しない引用内容が要求を表現することはありえない。

**文例4:** ユーザから、[もっと分かり易い解説書を作成するように{という/との}] 要望はなかった。

また、以下に示す文例5や文例6のように、主節が話し手の態度として話し手が真とは断定できない知識を述べるという概言の態度を発話時に帯びたり、主節が真偽疑問の形式で表されたりして、引用内容の存在の真偽が話し手にとって未定であるような場合がある。存在するか否かが定かでない引用内容は、要求を表現しないとするのが適当である。

**文例5:** ユーザから、[もっと分かり易い解説書を作成するように{という/との}] 要望があった{ようだ/そうだ/かもしれない}。

**文例6:** ユーザから、[もっと分かり易い解説書を作成するように{という/との}] 要望があったのか？

以上のことから、表5④の言語学的知識を得る。なお、引用の内容節における要求表現に関する言語学的知識は、ト間接引用節における要求表現に関するものとまったく同じである。

## A.5 副詞節における要求表現

### A.5.1 時節

まず、時節が話し手の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

**文例1:** [田中さんに仕事をしてほしい{とき/ときに/ときは}] 携帯電話に連絡します。

**文例2:** [働きたいあいだは] 私は働きます。

文例1と文例2の時節は、話し手の要求の態度を表す表現として「（し）てほしい」、「（働き）たい」ともなっているが、それらは話し手の要求の態度を表出するためではなく、主節の事態が生起する時を的確に限定したり（文例1）、主節の事態が生起する期間を的確に限定したり（文例2）するために必要であるから用いられているにすぎない。したがって、当該の時節は発話時に話し手の要求の態度を帯びるものではなく、話し手の要求を表現するものではない。実際、当該の時節によって、話し手は「田中さんに仕事をしてほしい。」、「（私は）働きたい。」と伝えるものではない。

次に、時節が他者の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

**文例3:** [田中さんが温泉旅行に行きたがっている{とき

/ときに/ときは}]、彼は疲れているんだなあーと思う。

**文例4:** [田中さんが働きたがっているあいだは] 彼を雇っておく。

文例3と文例4の時節は、他者の要求の態度を表す表現として「（行き）たがっている」、「（働き）たがっている」ともなっているが、それらは他者の要求の態度を埋め込むためではなく、主節の事態が生起する時を的確に限定したり（文例3）、主節の事態が生起する期間を的確に限定したり（文例4）するために必要であるから用いられているにすぎない。したがって、当該の時節は発話時に他者の要求の態度を帯びるものではなく、他者の要求を表現するものではない。実際、当該の時節によって、話し手は「田中さんが温泉旅行に行きたがっている。」、「田中さんが働きたがっている。」と伝えるものではない。

時節が文例3、文例4と表層的に同じであるが、主節はタ形の述語をとる文例を見てみよう。

**文例5:** [田中さんが温泉旅行に行きたがっている{とき/ときに/ときは}]、彼は疲れているんだなあーと思った。

**文例6:** [田中さんが働きたがっているあいだは] 彼を雇っておいた。

文例5の発話時に、本文例の時節において話し手がとらえている事態は「田中さんが温泉旅行に行きたがっている」という表現によって表されている。この場合、本文例の主節の述語がタ形であることから、当該表現は「田中さんが温泉旅行に行きたがっていた」の意である。そうすると、本文例の発話時には、当該の時節において、「田中さんが温泉旅行に行きたがっていた」という話し手がとらえている事態はすでに生起しており、当該事態は話し手にとって既定の事態である。

そうすると、ノ補足節の文例2と同様の論法により、本文例の時節は、「田中さん」という他者の要求の態度を表す表現である「（行き）たがっている」によって発話時に「田中さん」という他者の要求の態度を帯びて、「田中さん」という他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「田中さんが温泉旅行に行くこと{田中さん}」である。

文例6についても同様の議論が成り立つ。要求に相当する事態は「田中さんが働くこと{田中さん}」である。また、同じように、文例5と文例6の時節がタ形の述語をとるような以下の文例も他者の要求を表現するものである。

**文例7:** [田中さんが温泉旅行に行きたがっていた{とき/ときに/ときは}]、彼は疲れているんだなあーと思った。

**文例8:** [田中さんが働きたがっていたあいだは] 彼を雇っておいた。

以上のことから、表6①の言語学的知識を得る。

### A.5.2 原因・理由節

まず、原因・理由節が話し手の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

文例 1: [大学に合格してほしい {ので/から}], 予備校のお金を出してあげる.

本文例の原因・理由節は, 逆接的並列節の文例 1 と同様の論法によって, 話し手の要求の態度を表す表現である「(合格し) てほしい」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて, 話し手の要求を表現している. 要求に相当する事態は「(聞き手が) 大学に合格すること」である.

文例 1 と同様の論法によって, 以下の文例 2 における原因・理由節は発話時に他者の要求の態度を帯びて, 他者の要求を表現している. 要求に相当する事態は「(あなたが) 進学すること {お父さん}」である.

文例 2: [お父さんはあなたに進学してほしいがっている {ので/から}] 頑張りなさい.

以上のことから, 表 6 ②の言語学的知識を得る.

### A.5.3 条件節

まず, 条件節が話し手の要求の態度を表す表現をとまない, 主節の時制が文の発話時を基準にして非過去である文例を見てみよう.

文例 1: [飲み物や料理の説明をしてほし {ければ/かったら/いなら}], 私は店員を呼ぶだろう.

本文例の条件節は, 仮定としての条件 (以下, 仮定条件と呼ぶ) を表現している. したがって, 当該条件節は話し手の要求の態度を表す表現として「(し) てほしけれ (ば) / (し) てほしかつ (たら) / (し) てほしい (なら)」をとまなっているもの, これらの表現は話し手が単に仮定した話し手の要求の態度を表しているにすぎない. このことは, 当該条件節が, 発話時に話し手の要求の態度を事実として帯びるものではないということの意味する. 実際, 当該条件節によって, 話し手は「飲み物や料理の説明をしてほしい。」と伝えるものではない.

一方, 条件節が話し手の要求の態度を表す表現をとまない, 主節の時制が文の発話時を基準にして過去である文例を見てみよう.

文例 2: [お父さんにお小遣いの値上げを要求 {したら/すると}], 私は怒られた.

本文例の条件節における「{要求し (たら) / 要求する (と) }」という表現は, 主節の時制を考慮すると, 「要求した」の意であり, 当該条件節は事実としての条件 (以下, 事実条件と呼ぶ) を表現している. この場合, 「要求した」は話し手の要求の態度を表す表現ではないので, 当該条件節は発話時に話し手の要求の態度を帯びるものではない.

次に, 条件節が他者の要求の態度を表す表現をとまない, 主節の時制が文の発話時を基準にして非過去である文例を見てみよう.

文例 3: [彼が私と結婚したがって {れば/たら/るなら}], 私はとっても嬉しいわ.

本文例の条件節は, 仮定条件を表現している. したがっ

て, 当該条件節は他者の要求の態度を表す表現として「(結婚) したがって (ば) / (結婚) したがって (たら) / (結婚) したがっている (なら)」をとまなっているもの, これらの表現は話し手が単に仮定した他者の要求の態度を表しているにすぎない. このことは, 当該条件節が, 発話時に他者の要求の態度を事実として帯びるものではないことを意味する. 実際, 当該条件節によって, 話し手は「彼が私と結婚したがっている。」と伝えるものではない.

一方, 条件節が他者の要求の態度を表す表現をとまない, 主節の時制が文の発話時を基準にして過去である文例を見てみよう.

文例 4: 太郎は, [お父さんにお小遣いの値上げを要求 {したら/すると}], 怒られた.

本文例の条件節は, 文例 2 と同様に, 事実条件を表現している. そして, 当該条件節に表現されている事実条件は「(太郎が) お父さんにお小遣いの値上げを要求した」ということである. したがって, 当該条件節は発話時に「太郎」という他者の要求の態度を帯びて, 「太郎」という他者の要求を表現している. このことは, 本文例を以下のような同義の連文表現に連文化することができることから, 理解できよう. 要求に相当する事態は「(お父さんが太郎の) お小遣いを値上げすること {太郎}」である.

連文表現 (文例 4): 太郎はお父さんにお小遣いの値上げを要求した. {そうしたら/すると}, 太郎はお父さんに怒られた.

以上のことから, 表 6 ③の言語学的知識を得る.

### A.5.4 譲歩節

すでに検討した条件節をとまなう複文は 2 つの事態間の依存関係<sup>\*37</sup>を表すが, 譲歩節をとまなう複文は, ある 2 つの事態間の依存関係をいったん仮定し, それが必ずしも成り立たないことを述べるものである [11].

譲歩節については分かりにくいと思われるので, 若干補足しておく. 条件節における事態 (前件と呼ばれることがある) を P, 主節における事態 (後件と呼ばれることがある) を Q とすると, 条件節をとまなう複文は「P (れ) ば Q」, 「P たら Q」, 「P なら Q」といった形式をとる. 譲歩節をとまなう複文は, こうした依存関係を仮定して, 前件 P を否定する表現, あるいは後件 Q を否定する表現である. たとえば「真面目に勉強をすれば成績はあがる。」という依存関係を仮定すれば, 「真面目に勉強をしても, 成績はあがらないだろう。」(後件の否定) や「真面目に勉強をしなくても, 成績はあがるだろうに。」(前件の否定) が譲歩の表現になる. このように, 譲歩節をとまなう複文は前件と後件との間に仮定した依存関係を否定する表現にすぎず, 譲歩節は条件節としての性格も持つ.

<sup>\*37</sup> 主節に描かれている事態の成立が, 条件節に描かれている事態の成立に依存するという意味での依存関係である.

以上の点をふまえて、以下の文例を見てみよう。文例1～文例4は、それぞれ、すでに例示した条件節の文例1～文例4の譲歩の表現になっている。

文例1：[飲み物や料理の説明をしてほし{くても／くたつて／いとしても}]、私は店員を呼ばないだろう。

文例2：[お父さんにお小遣いの値上げを要求し{ても／たつて}]、私は怒られなかった。

文例3：[彼が私と結婚したがって{ても／たつて／るとしても}]、私はちっとも嬉しくないわ。

文例4：太郎は、[お父さんにお小遣いの値上げを要求し{ても／たつて}]、怒られなかった。

文例1の譲歩節は仮定条件を表現しており、話し手の要求の態度を表す表現をとまなっている。しかしながら、条件節の文例1と同様に、当該譲歩節は発話時に話し手の要求の態度を帯びるものではない。

文例2の譲歩節は事実条件を表現しており、話し手の要求の態度を表す表現をとまなっている。しかしながら、条件節の文例2と同様に、当該譲歩節は発話時に話し手の要求の態度を帯びるものではない。

文例3の譲歩節は仮定条件を表現しており、他者の要求の態度を表す表現をとまなっている。しかしながら、条件節の文例3と同様に、当該譲歩節は発話時に他者の要求の態度を帯びるものではない。

文例4の譲歩節は事実条件を表現しており、他者の要求の態度を表す表現をとまなっている。この場合、条件節の文例4と同様に、当該譲歩節は発話時に「太郎」という他者の要求の態度を帯びて、「太郎」という他者の要求を表現している。このことは、文例4を以下のような同義の連文表現に連文化することができることから、理解できよう。要求に相当する事態は「(お父さんが太郎の)お小遣いを値上げすること{太郎}」である。

連文表現(文例4)：太郎はお父さんにお小遣いの値上げを要求した。それでも、太郎はお父さんに怒られなかった。

以上のことから、条件節と同様に、表6④の言語学的知識を得る。

#### A.5.5 様態節

様態節を表す代表的な表現には「とおり(に)」と「ように」がある。ここでは、「とおり(に)」をとまなう様態節をトオリ様態節、「ように」をとまなう様態節をヨウニ様態節と呼び、これら2つの様態節における要求表現について検討する。

##### A.5.5.1 トオリ様態節

トオリ様態節は、主節における動作(つまり主動作)のやり方がトオリ様態節における動作のやり方と等しいことを表す。そうすると、まず、話し手の要求の態度を表す表現形式をとまなう以下のような形式のトオリ様態節は考えにくい。

文例1：[事態 + 話し手の要求の態度を表す表現形式 + とおり(に)] + 主節。

なぜならば、話し手の要求の態度を表す表現形式である「～てくれ」とか「～してほしい」などが動作を表すものではなく、それらが「とおり(に)」と接続する「～てくれとおり(に)」とか「～してほしいとおり(に)」というトオリ様態節が言語表現として不自然だからである。

一方、「求め{る／ている} + とおり(に)」とか「希望{する／している} + とおり(に)」など、話し手の要求の態度を表す語彙的表現をとまなう形式のトオリ様態節は言語表現として不自然であるとはいえない。そこで、まず、トオリ様態節が話し手の要求の態度を表す語彙的表現の一般的な表現である「(私が)求める」あるいは「(私が)求めている」とともない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例2：[事態 + (私が)求める + とおり(に)] + 主節(非過去)。

文例3：[事態 + (私が)求めている + とおり(に)] + 主節(非過去)。

文例2、文例3のような形式をとるトオリ様態節の具体例はそれぞれ以下のようなものである。

文例4：[私が父に家族旅行を求めるとおり(に)]、あなたも父に家族旅行を求めなさい。

文例5：[私が父に家族旅行を求めているとおり(に)]、あなたも父に家族旅行を求めなさい。

ここで、文例2の主節の時制が非過去であることから、文例2のトオリ様態節における「(私が)求める」という表現は「これから(私が)求める」の意である。そうすると、文例2の発話時には、当該のトオリ様態節において「(私が)求める」という動作は未完了であり、話し手は「(私が)求める」という表現によって要求の態度の表出を完了していないものと解せる。文例2の場合、文例2の発話時と、当該のトオリ様態節における事態の発話時とは同じであるから、当該事態の発話時には話し手は「(私が)求める」という表現によって要求の態度を表出していないことになる。したがって、文例2のような形式をとるトオリ様態節が発話時に話し手の要求の態度を帯びることはなく、話し手の要求を表現することはない。

一方、文例3の主節の時制が非過去であることから、文例3のトオリ様態節における「(私が)求めている」という表現は「すでに(私が)求めている」の意である。そうすると、文例3の発話時には、当該のトオリ様態節において、話し手は「(私が)求めている」という表現によって話し手の要求の態度を表出し、これを継続しているものと解せる。文例3の場合、文例3の発話時と、当該のトオリ様態節における事態の発話時とは同じであるから、当該事態の発話時には話し手は「(私が)求めている」という表現によって話し手の要求の態度を表出していることになる。し

たがって、文例3のような形式をとるトオリ様態節は「(私が) 求めている」という表現によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現するものである。

次に、他者の要求の態度を表す表現をとまなうトオリ様態節について検討するために、まず、トオリ様態節が他者の要求の態度を表す一般的な表現である「(他者が) 求める」ともない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

**文例6**：[事態 + (他者が) 求める + とおり (に)] + 主節 (非過去)。

本文例のような形式をとるトオリ様態節の具体例は以下のようなものである。

**文例7**：[朝子が父に家族旅行を求めるとおり (に)], あなたも父に家族旅行を求めてください。

文例6の発話時に、本文例のトオリ様態節において話し手がとらえている事態は「事態 + (他者が) 求める」という表現によって表されている。話し手がこの表現によって他者の要求を代弁したり伝達したりするためには、話し手がとらえている当該事態そのものが、本文例の発話時以前に生起している必要がある。しかしながら、本文例の主節の時制が非過去であることから、本文例のトオリ様態節における「(他者が) 求める」という表現は「これから(他者が) 求める」の意であり、本文例の発話時には、当該のトオリ様態節において「(他者が) 求める」という動作は未完了である。そうすると、話し手がとらえている当該事態そのものが、本文例の発話時以前には生起していないということになる。したがって、文例6のような形式をとるトオリ様態節は他者の要求を表現するものではない。

トオリ様態節が文例6と表層的に同じであるが、主節の時制が文の発話時を基準にして過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

**文例8**：[事態 + (他者が) 求める + とおり (に)] + 主節 (過去)\*<sup>38</sup>。

本文例のような形式をとるトオリ様態節の具体例は以下のようなものである。

**文例9**：[朝子が父に早起きを求めるとおり (に)], 夕子も父に早起きを求めた。

文例8の発話時に、本文例のトオリ様態節において話し手がとらえている事態は「事態 + (他者が) 求める」という表現によって表されている。この場合、本文例の主節の時制が過去であることから、当該表現は「事態 + (他者が) 求めた」の意である。そうすると、本文例の発話時には、当該のトオリ様態節において、「事態 + (他者が) 求めた」という話し手がとらえている事態はすでに生起しており、当該事態は話し手にとって既定の事態である。したがって、ノ補足節の文例2と同様の論法により、文例8の

ような形式をとるトオリ様態節は、「(他者が) 求める」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

続いて、トオリ様態節が他者の要求の態度を表す一般的な表現である「(他者が) 求めている」ともない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

**文例10**：[事態 + (他者が) 求めている + とおり (に)] + 主節 (非過去)。

本文例のような形式をとるトオリ様態節の具体例は以下のようなものである。

**文例11**：[朝子が父に早起きを求めるとおり (に)], あなたも父に早起きを求めてください。

文例10の発話時に、本文例のトオリ様態節において話し手がとらえている事態は「事態 + (他者が) 求めている」という表現によって表されている。この場合、本文例の主節の時制が非過去であることから、当該表現は文字どおりに「事態 + (他者が) 求めている」の意である。話し手がとらえている「事態 + (他者が) 求めている」という事態は、「事態 + (他者が) 求める」という事態がすでに生起し、この事態が継続しているという事態である。そうすると、本文例の発話時には、当該のトオリ様態節において、「事態 + (他者が) 求めている」という話し手がとらえている事態は、話し手にとって既定の事態である。したがって、ノ補足節の文例2と同様の論法により、文例10のような形式をとるトオリ様態節は、「(他者が) 求めている」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

最後に、トオリ様態節が「(他者が) 求め{た/ていた}」をとまなう一般的な形式の文例を見てみよう。この場合、主節の時制は文の発話時を基準にして非過去であっても過去であってかまわない。

**文例12**：[事態 + (他者が) 求め{た/ていた} + とおり (に)] + 主節。

本文例のような形式をとるトオリ様態節の具体例は以下のようなものである。

**文例13**：[朝子が父に早起きを求め{た/ていた} + とおり (に)], あなたも父に早起きを求めてください。

**文例14**：[朝子が父に早起きを求め{た/ていた} + とおり (に)], 私も父に早起きを求めた。

文例12の発話時に、本文例のトオリ様態節において話し手がとらえている事態が「事態 + (他者が) 求め{た/ていた}」という表現によって表されていることから、当該事態はすでに生起しており、話し手にとって既定の事態である。したがって、ノ補足節の文例2と同様の論法により、文例12のような形式をとるトオリ様態節は「(他者が) 求め{た/ていた}」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

\*<sup>38</sup> 「主節 (過去)」という表現は、主節の時制が文の発話時を基準にして過去であることを意味する。

以上のことから、表 6 ⑤の言語学的知識を得る。

#### A.5.5.2 ヨウニ様態節

まず、話し手の要求の態度を表す表現をともない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるようなヨウニ様態節の文例を見てみよう。

文例 1: [私が自分の作った料理を息子にいっぱい食べてほしいように]、あなたのお母さんも自分が作った料理をあなたに沢山食べてほしいがっている。

本文例のヨウニ様態節は、「私が自分の作った料理を息子にいっぱい食べてほしいのと同じように」との意に解せるもので、その波線部はノ補足節である。すでに述べたように、ノ補足節は、話し手の要求の態度を表す表現をともない発話時に話し手の要求の態度を帯びる場合には、話し手の要求を表現する。この場合、当該のノ補足節は話し手の要求の態度を表す表現である「(食べ) てほしい」をともない発話時に話し手の要求の態度を帯びるので、話し手の要求を表現している。したがって、本文例のヨウニ様態節は話し手の要求を表現しているといえる。要求に相当する事態は「(息子が) 私の作った料理をいっぱい食べること」である。

次に、ヨウニ様態節が他者の要求の態度を表す表現をともない文例を見てみよう。

文例 2: [あなたのお母さんが自分の作った料理をあなたにいっぱい食べてほしいがるように]、私も自分が作った料理を息子に沢山食べてほしい。

本文例の主節の時制を考慮すると、本文例のヨウニ様態節は「あなたのお母さんが自分の作った料理をあなたにいっぱい食べてほしいがのと同じように」との意に解せるもので、その波線部はノ補足節である。すでに述べたように、ノ補足節は、文の発話時にノ補足節の内容が話し手にとって既定であり、他者の要求の態度を表す表現をともない発話時に他者の要求の態度を帯びる場合には、他者の要求を表現する。この場合、本文例の発話時に当該のノ補足節の内容は話し手にとって既定であり、「(食べ) てほしいが」によって「あなたのお母さん」という他者の要求の態度を表す表現をともない発話時に「あなたのお母さん」という他者の要求の態度を帯びるので、当該のノ補足節は「あなたのお母さん」という他者の要求を表現している。したがって、本文例のヨウニ様態節は「あなたのお母さん」という他者の要求を表現しているといえる。要求に相当する事態は「(あなたが) あなたのお母さんの作った料理をいっぱい食べること {あなたのお母さん}」である。

以上のことから、表 6 ⑥の言語学的知識を得る。

#### A.5.6 付帯状況節

付帯状況を表す代表的な表現には「まま (で)」と「ながら」がある。ここでは、「まま (で)」をともない付帯状況節をママ付帯状況節、「ながら」をともない付帯状況節をナ

ガラ付帯状況節と呼ぶ。ママ付帯状況節は主節の動作 (つまり主動作) に付随する状態を表し、ナガラ付帯状況節は主動作と同時に並行的に行われている付随的な動作を表す。ここでは、これら 2 つの付帯状況節における要求表現について検討する。

##### A.5.6.1 ママ付帯状況節

まず、話し手の命令、依頼、誘いかけ、希望、当為 (要求) の態度を表す表現である「～しろ」/「命じる」, 「～してくれ」/「依頼する」, 「～しないか」/「誘う」, 「～してほしい」/「希望する」, 「～べきである」/「望ましい」などが、「まま (で)」と接続する「～しろまま (で)」/「命じるまま (で)」, 「～してくれまま (で)」/「依頼するまま (で)」, 「～しないかまま (で)」/「誘うまま (で)」, 「～してほしいまま (で)」/「希望するまま (で)」, 「～べきであるまま (で)」/「望ましいまま (で)」などのようなママ付帯状況節は、言語表現として不自然であり、考えにくい。一方、話し手の要求の態度として禁止の態度を表す表現をともない以下のようなママ付帯状況節は考えられる。

文例 1: [決して使ってはいけないものを使ってはいけないまま (で)] 保存し続ける。

本文例のママ付帯状況節は、「(使つ) てはいけない」という禁止の態度を表す表現をともない、主節の時制が本文例の発話時を基準にして非過去であるから、「決して使ってはいけないものを使うことを禁じるまま (で)」と同義のように見受けられるが、「禁じる」と「まま (で)」の接続は言語表現として不自然である。この場合、当該のママ付帯状況節は「決して使ってはいけないものを使うことを禁じたまま (で)」と同義であると解するのが適当である。そうすると、話し手の禁止の態度を表す表現のタ形は話し手の要求の態度を表す表現ではないので、当該のママ付帯状況節は、発話時に話し手の要求の態度を帯びるものではなく、話し手の要求を表現するものではない。

次に、ママ付帯状況節が他者の要求の態度として禁止の態度を表す表現をともない文例を見てみよう。

文例 2: [私が外泊することを父が禁じたまま (で)] 1 年以上も経過する。

本文例のママ付帯状況節において話し手がとらえている事態は「私が外泊することを父が禁じた」という表現によって表されている。明らかに、この事態は本文例の発話時には話し手にとって既定の事態である。

そうすると、ノ補足節の文例 2 と同様の論法により、当該のママ付帯状況節は発話時に「父」という他者の禁止の態度を帯び、「父」という他者の要求を表現するものである。要求に相当する事態は「私が外泊しないこと {父}」である。ここで、発話時に禁止の態度を帯びる文における要求に相当する事態の表現については 3.1 節の文例 6 に対する補足書きを参照されたい。

同様の論法によって、他者の命令、依頼、誘いかけ、希望の態度を表す表現をとまなう以下のようなママ付帯状況節も、それぞれ発話時に他者の命令、依頼、誘いかけ、希望の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

**文例 3** (命令): [家族全員が朝早く起きることを父が命じたままで] 1年以上も経過する。

**文例 4** (依頼): [毎日買い物に行くことを父が私に頼んだままで] 1年以上も経過する。

**文例 5** (誘いかけ): [ヨーロッパ旅行に行くことを父が母に持ちかけたままで] 1年以上も経過する。

**文例 6** (希望): [政府が景気を回復させることを国民が願ったままで] 1年以上も経過する。

要求に相当する事態は、それぞれ「家族全員が朝早く起きること {父}」, 「(私が) 毎日買い物に行くこと {父}」, 「(父と母が) ヨーロッパ旅行に行くこと {父}」, 「政府が景気を回復させること {国民}」である。

以上のことから、表 6 ⑦の言語学的知識を得る。

#### A.5.6.2 ナガラ付帯状況節

まず、主動作と同時並行的に行われている付随的な動作を表すというナガラ付帯状況節の性格上、話し手の要求の態度を表す表現形式をとまなう以下のような形式のナガラ付帯状況節は考えにくい。

**文例 1**: [事態 + 話し手の要求の態度を表す表現形式 + ながら] + 主節。

なぜならば、話し手の要求の態度を表す表現形式である「～てくれ」とか「～してほしい」などが動作を表すものではなく、それらが「ながら」と接続する「～てくれながら」とか「～してほしいながら」というナガラ付帯状況節が言語表現として不自然だからである。

一方、「求める + ながら」とか「希望する + ながら」など、話し手の要求の態度を表す語彙的表現をとまなう形式のナガラ付帯状況節は言語表現として不自然であるとはいえない。そこで、まず、ナガラ付帯状況節が話し手の要求の態度を表す語彙的表現の一般的な表現である「(私が) 求める」をとまない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であり、主動作が文の発話時と同じ時点 (つまり「現在」) で生起しているような一般的な形式の文例を見てみよう。

**文例 2**: [事態 + (私が) 求める + ながら] + 主節 (非過去・現在)\*<sup>39</sup>。

本文例のような形式をとるナガラ付帯状況節の具体例は以下のようなものである。

**文例 3**: 私は、[消防隊がはやく火を消すことを求めながら]、火災現場を見ている。

ここで、文例 2 の主節の時制が非過去であることから、

本文例のナガラ付帯状況節における「(私が) 求める」という表現は文字どおりに「(私が) 求める」の意である。そして、主動作が「現在」(本文例の発話時) で生起しており、ナガラ付帯状況節が主動作と同時並行的に行われている付随的な動作を表すことから、本文例の発話時には、当該のナガラ付帯状況節は「(私が) 求める」という表現によって話し手の要求の態度を表出している。この場合、本文例の発話時と、当該のナガラ付帯状況節における事態の発話時が同じであるから、当該のナガラ付帯状況節は当該事態の発話時には話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現するものである。

次に、ナガラ付帯状況節が他者の要求の態度を表す一般的な表現である「(他者が) 求める」をとまない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であり、主動作が「現在」(文の発話時) で生起しているような一般的な形式の文例を見てみよう。

**文例 4**: [事態 + (他者が) 求める + ながら] + 主節 (非過去・現在)。

本文例のような形式をとるナガラ付帯状況節の具体例は以下のようなものである。

**文例 5**: 父は、[消防隊がはやく火を消すことを求めながら]、火災現場を見ている。

文例 4 の発話時に、本文例のナガラ付帯状況節において話し手がとらえている事態は「事態 + (他者が) 求める」という表現によって表されている。この場合、本文例の主節の時制が非過去であることから、当該表現は文字どおりに「事態 + (他者が) 求める」の意である。一方、主動作が「現在」(本文例の発話時) で生起しており、ナガラ付帯状況節が主動作と同時並行的に行われている付随的な動作を表すことから、当該表現によって表される事態は本文例の発話時には生起している。つまり、本文例の発話時には、当該のナガラ付帯状況節において話し手がとらえている「事態 + (他者が) 求める」という事態は、話し手にとって既定の事態である。

したがって、ノ補足節の文例 2 と同様の論法により、文例 4 のような形式をとるナガラ付帯状況節は、「(他者が) 求める」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

続いて、ナガラ付帯状況節が他者の要求の態度を表す一般的な表現である「(他者が) 求める」をとまない、主節の時制が文の発話時を基準にして過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

**文例 6**: [事態 + (他者が) 求める + ながら] + 主節 (過去)。

本文例のような形式をとるナガラ付帯状況節の具体例は以下のようなものである。

**文例 7**: 父は、[消防隊がはやく火を消すことを求めながら]、火災現場を見ていた。

\*<sup>39</sup> 「主節 (非過去・現在)」という表現は、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であり、主動作が文の発話時と同じ時点 (つまり「現在」) で生起していることを意味する。

文例 6 の発話時に、本文例のナガラ付帯状況節において話し手がとらえている事態は「事態 + (他者が) 求める」という表現によって表されている。この場合、本文例の主節の時制が過去であることから、当該表現は「事態 + (他者が) 求めた」の意である。そうすると、本文例の発話時には、当該のナガラ付帯状況節において、「事態 + (他者が) 求めた」という話し手がとらえている事態はすでに生起しており、当該事態は話し手にとって既定の事態である。

したがって、ノ補足節の文例 2 と同様の論法により、文例 6 のような形式をとるナガラ付帯状況節は、「(他者が) 求める」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

以上のことから、表 6 ⑧の言語学的知識を得る。

### A.5.7 逆接節

まず、逆接節が話し手の要求の態度を表す表現をとまなう文例を見てみよう。

文例 1: [企業専用のテレビ会議管理アプリを開発したいけれども] それは認められないだろう。

本文例の逆接節は、逆接的並列節の文例 1 と同様の論法によって、話し手の要求の態度を表す表現である「(開発) たい」によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現している。要求に相当する事態は「(話し手が) 企業専用のテレビ会議管理アプリを開発すること」である。

文例 1 と同様の論法によって、以下の文例における逆接節は発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現している。要求に相当する事態は「(誰かが) テレビ会議システムを導入すること {課長}」である。

文例 2: [課長はテレビ会議システムを導入してほしいけれども] それは認められないだろう。

以上のことから、表 6 ⑨の言語学的知識を得る。

### A.5.8 目的節

目的節に描かれている事態は、誰かの目的である。誰かの目的として描かれている事態は、その誰かにとって望ましい未実現の事態であり、その誰かが自身にその実現を求めている事態である可能性がある。したがって、目的節に描かれている事態は、その誰かの要求である可能性がある。そこで以下では、どのような場合に目的節に描かれている事態が要求であると判別できるのかについて、要求概念の定義に照らして考察する。その際、誰の目的を表すかによって目的節を分けし、その分けに従って系統的に考察を進める。

#### A.5.8.1 話し手の目的を表す目的節

目的節に描かれている事態が、話し手の目的であり、文の発話時に未実現であるとする。この場合、当該事態は、文の発話時に話し手がかかえる目的であるという性格上、

文の発話時に話し手にとって望ましい未実現の事態であり、話し手が自身にその実現を求めている事態である。また、当該の目的節に描かれている事態は、引用によって表現されていない、話し手がとらえる事態であるので、文の発話時は事態の発話時と同じである。このように、当該事態は要求であるための条件を満たす。したがって、目的節に描かれている事態が話し手の目的であり文の発話時に未実現である場合には、当該事態は要求であると判別できる。

ここで、以下の文例を見てみよう。

文例 1: [要求概念の定義を行う{ために/のに}]、色々と考えている。

本文例の目的節に描かれている事態(本文例の波線部)は話し手の目的である。本文例の主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるから、当該事態は未来のことであり、本文例の発話時には未実現である。したがって、本文例の目的節に描かれている事態は要求である。要求に相当する事態は、「(話し手が) 要求概念の定義を行うこと」である。

一方、目的節が表層的に文例 1 と同じであるが、主節の時制が文の発話時を基準にして過去である文例を見てみよう。

文例 2: [要求概念の定義を行う{ために/のに}]、色々考えた。

本文例の目的節に描かれている事態(本文例の波線部)は、本文例の発話時に、まだ実現されていないかもしれないし、すでに実現されているかもしれない<sup>\*40</sup>。つまり、本文例の発話時における当該事態の未実現性が不明である。本文例においては文の発話時と事態の発話時と同じであるので、このことは発話時に当該事態の未実現性が不明であることを意味する。そのような事態は要求にはなりえない。

このように、目的節に描かれている事態が話し手の目的であっても、文の発話時における当該事態の未実現性が不明である場合には、当該事態は要求にはなりえず、当該目的節は要求を表現しえない。

#### A.5.8.2 話し手を含めた集団の目的を表す目的節

目的節に描かれている事態が、話し手を含めた集団の目的であり、文の発話時に未実現であるとする。この場合、当該目的をかかえる主体と当該事態の実現を求める相手が「話し手を含めた集団」であることを除いて、すでに言及した「話し手の目的を表す目的節」と同様に考えることができる。したがって、目的節に描かれている事態が話し手を含めた集団の目的であり文の発話時に未実現である場合には、当該事態は要求であると判別できる。

以下の文例の目的節はこれに相当する。

文例 1: 我々国民は、[政治を変えるために]、選挙のと

<sup>\*40</sup> 文例 2 の後に、「だけど、まだ定義できていない。」との文脈補充が可能であるし、「そして、昨日やっとなら定義を行うことができた。」との文脈補充も可能である。

きには投票所に向くべきだ。

本文例において要求に相当する事態は、「(我々国民が) 政治を変えること {我々国民}」である。

一方、目的節に描かれている事態が話し手を含めた集団の目的であっても、話し手の目的を表す目的節の文例2と同様に文の発話時における当該事態の未実現性が不明である場合には、当該事態は要求にはなりえない。以下の文例の目的節はこれに相当する。

文例2：我々国民は、[政治を変えるために]、選挙のときには投票所に向いた。

#### A.5.8.3 話し手以外の他者の目的を表す目的節

まず、目的節に描かれている事態が話し手以外の他者の目的であり、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去である文例を見てみよう。

文例1：田中君は、[第一志望の大学に合格する{ために／ように}]、毎日予備校に通っている。

本文例の目的節に描かれている「第一志望の大学に合格する」という事態(本文例の波線部)は、話し手以外の他者である「田中君」の目的である。ここで、本文例の発話時に話し手が「田中君」という他者の目的にあたる当該事態に言及するためには、本文例の発話時以前に、「田中君」という他者が自身のかかえる目的にあたる当該事態についての発言をし、当該事態が「田中君」という他者の目的であることを話し手に知らせていなければならない。

したがって、本文例の発話の背景として、「田中君」という他者が話し手に向けて、たとえば以下のような発言をしたものと読み取ることができる<sup>\*41</sup>。

文例2：ぼくは[第一志望の大学に合格するために]、毎日予備校に通ってるんです。

この場合、当該事態(文例1の波線部)について「田中君」という他者が文例2によって発言した時点(つまり、当該事態の発話時)においては、当該事態は、「田中君」という他者の目的であるという性格上「田中君」という他者にとって望ましい事態であり、文例2(文例1の発話の背景にある発言)から未実現であると認められる事態であり、「田中君」という他者が自身にその実現を求めている事態である。

このように、文例1の目的節に描かれている当該事態は要求であるための条件を満たすので、当該目的節は要求を表現しているといえる。要求に相当する事態は「(田中君が) 第一志望の大学に合格すること {田中君}」である。

ここで、文例1の目的節における要求表現の可否判断に関する論法は、一般的に、「[話し手以外の他者の目的を表す目的節] + 主節(非過去)」の形式で表現される複文の接続節についてあてはまるものであり、そのため、文例1の

目的節における要求表現の可否に関する判断は容易に一般化できるものであるということを確認しておく。

次に、目的節が文例1と表層的に同じであるが、主節の時制が文の発話時を基準にして過去である文例を見てみよう。

文例3：田中君は、[第一志望の大学に合格する{ために／ように}]、毎日予備校に通っていた。

本文例についても、文例1と同様に、その発話の背景として、「田中君」という他者が話し手に向けて、たとえば以下のような発言をしたものと読み取ることができる。

文例4：ぼくは[第一志望の大学に合格するために]、毎日予備校に通ってるんです。

この場合には、文例3の目的節に描かれている事態は、文例1と同様に要求であると認めることができる。

しかしながら一方で、文例3の発話の背景として、「田中君」という他者が話し手に向けて、たとえば以下のような発言をしたものと読み取ることもしもできる。

文例5：ぼくは[第一志望の大学に合格するために]、毎日予備校に通ってました。

この場合には、話し手の目的を表す目的節の文例2や話し手を含めた集団の目的を表す目的節の文例2と同様に、文例5の発話時において、文例5の目的節に描かれている事態の未実現性が不明である。そうすると、文例3の目的節に描かれている事態については、当該事態の発話時(文例5の発話時)には、「田中君」という他者にとっての未実現性が不明な事態であるということになる。

このように、文例3の目的節に描かれている事態については、発話時における未実現性が不明である。そのような事態は要求にはなりえないので、文例3の目的節は要求を表現しえない。

なお、以下の文例のように、目的節に描かれている事態が他者の目的であるか否かの真偽が未定である場合がある。

文例6：田中君は、[第一志望の大学に合格する{ために／ように}]、毎日予備校に通っているのか？

文例7：田中君は、[第一志望の大学に合格する{ために／ように}]、毎日予備校に通っている{ようだ／そうだ}。

文例6では、話し手は「田中君は、第一志望の大学に合格する{ために／ように}、毎日予備校に通っている」ことの真偽を未定としている。この場合、話し手は、本文例の目的節に描かれている事態が「田中君」という他者の目的であるか否かの真偽も含めて、未定としている。話し手にとって他者の目的であるか否かの真偽が未定である事態を、話し手が他者の要求として表現することは不自然であり、他者の要求であると積極的に判別する理由もない。それゆえ、文例6の目的節に描かれている事態は要求ではないとするのが適当である。

文例7の主節は、話し手の態度として話し手が真とは断定できない知識を述べるという概言の態度を発話時に帯び

\*41 ここで、文例1の発話の背景として、「ぼくは、第一志望の大学に合格するために、毎日予備校に通ってました。」との発言は考えられない。

る。そのため、本文例では、話し手は「田中君は、第一志望の大学に合格する {ために/ように}, 毎日予備校に通っている」ことの真偽を未定としている。したがって、文例6と同様に、文例7の目的節に描かれている事態は要求ではないとするのが適当である。

#### A.5.8.4 まとめ

以上の考察から、表6⑩の言語学的知識を得る。

#### A.5.9 程度節

まず、程度節が話し手の要求の態度を表す表現(表現形式)をとまなう文例を見てみよう。

文例1: 私は娘を「食べてしまいたいほど」愛している。

文例2: 「家族全員が協力して節約しなければならないくらい」我が家の家計は苦しい。

各文例の程度節は、それぞれ、話し手の要求の態度を表す表現として「(食べてしまい)たい」、「(節約し)なければならない」ともなっている。しかしながら、程度節が話し手の要求の態度を表す表現をとまなうにしても、これらの文例のように、それは話し手の要求の態度を表出するためにはなく、主節に現れる状態の程度を的確に表すために必要であるから用いられているにすぎない。したがって、当該の程度節は話し手の要求の態度を発話時に帯びることはなく、話し手の要求を表現するものではない。実際、各文例の程度節によって、話し手は「(娘を)食べてしまいたい。」「家族全員が協力して節約しなければならない。」と伝えるものではない。

一方、程度節が話し手の要求の態度を表す表現(語彙的表現)の一般的な表現である「(私が)求める」あるいは「(私が)求めている」ともない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例3: 「事態+(私が)求める+{くらい/ほど}」+主節(非過去)。

文例4: 「事態+(私が)求めている+{くらい/ほど}」+主節(非過去)。

この場合、文例3については、トオリ様態節の文例2と同様の論法によって、その程度節は話し手の要求を表現するものではない。文例4については、トオリ様態節の文例3と同様の論法によって、「(私が)求めている」という表現によって発話時に話し手の要求の態度を帯びて、話し手の要求を表現するものである。文例4のような形式をとる程度節の具体例は以下のようなものであり、この場合、要求に相当する事態は「家族全員が協力して節約すること」である。

文例5: 「家族全員が協力して節約することを私が求めている {くらい/ほど}」我が家の家計は苦しい。

次に、程度節が他者の要求の態度を表す一般的な表現である「(他者が)求める」ともない、主節の時制が文の発

話時を基準にして非過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例6: 「事態+(他者が)求める+{くらい/ほど}」+主節(非過去)。

本文例のような形式をとる程度節の具体例は以下のようなものである。

文例7: 「社長が政府に資金投入を求めるくらい」わが社の経営状態は悪い。

この場合、トオリ様態節の文例6と同様の論法によって、文例6のような形式をとる程度節は他者の要求を表現するものではない。

程度節が文例6と表層的に同じであるが、主節の時制が文の発話時を基準にして過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例8: 「事態+(他者が)求める+{くらい/ほど}」+主節(過去)。

本文例のような形式をとる程度節の具体例は以下のようなものである。

文例9: 「社長が政府に資金投入を求めるくらい」わが社の経営状態は悪かった。

この場合、トオリ様態節の文例8と同様の論法により、文例8のような形式をとる程度節は「(他者が)求める」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

続いて、程度節が他者の要求の態度を表す一般的な表現である「(他者が)求めている」ともない、主節の時制が文の発話時を基準にして非過去であるような一般的な形式の文例を見てみよう。

文例10: 「事態+(他者が)求めている+{くらい/ほど}」+主節(非過去)。

本文例のような形式をとる程度節の具体例は以下のようなものである。

文例11: 「社長が政府に資金投入を求めているくらい」わが社の経営状態は悪い。

この場合、トオリ様態節の文例10と同様の論法により、文例10のような形式をとる程度節は「(他者が)求めている」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

最後に、程度節が「(他者が)求め{た/ていた}」をとまなう一般的な形式の文例を見てみよう。この場合、主節の時制は文の発話時を基準にして非過去であっても過去であってもかまわない。

文例12: 「事態+(他者が)求め{た/ていた}+{くらい/ほど}」+主節。

本文例のような形式をとる程度節の具体例は以下のようなものである。

文例13: 「社長が政府に資金投入を求め{た/ていた}くらい」わが社の経営状態は悪かった。

この場合、トオリ様態節の文例 12 と同様の論法により、文例 12 のような形式をとる程度節は「(他者が) 求め {た / ていた}」という表現によって発話時に他者の要求の態度を帯びて、他者の要求を表現するものである。

以上のことから、表 6 ㉑の言語学的知識を得る。



大森 晃 (正会員)

東京理科大学. 1954 年生. 1985 年広島大学大学院工学研究科博士課程後期修了 (システム工学専攻). 工学博士. 1982 年 9 月より 1 年間米国ケースウェスタンリザーブ大学客員研究員. 1985 年 4 月より富士通 (株) 国際情報社会科学研究所に勤務. 1993 年 10 月より東京理科大学工学部第二部経営工学科助教授 (現在, 准教授). 品質管理, 意思決定論, ソフトウェア工学, 自然言語処理, 教育科学, ウェブ工学等の研究に従事. 日本品質管理学会, 電子情報通信学会各会員.